

令和 4 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録

令和 4 年 2 月 2 1 日 開 議

令和 4 年 3 月 1 6 日 散 会

香 美 市 議 会

令和 4 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 1 号）

令和 4 年 2 月 2 1 日 月曜日

令和４年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第１号）

招集年月日 令和４年２月２１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ２月２１日月曜日（審議期間第１日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
５番	笹岡優	１６番	山本芳男
６番	森田雄介	１７番	比与森光俊
７番	久保和昭	１８番	小松紀夫
８番	小松孝	１９番	爲近初男
９番	村田珠美	２０番	利根健二
１０番	島岡信彦		

欠席の議員

１４番 大岸真弓

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	建設課長	井上雅之
副市長	今田博明	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境上下水道課参事	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	明石清美	ふれあい交流センター所長	猪野高廣
市民保険課長	植田佐智	会計管理者兼会計課長	萩野貴子
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横山和彦	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
建設課参事	近藤浩伸	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長 宮地義之

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子
議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 5 号 | 令和 4 年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 令和 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 7 号 | 令和 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 8 号 | 令和 4 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 9 号 | 令和 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 10 号 | 令和 4 年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 11 号 | 令和 4 年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 議案第 | 12 号 | 令和 4 年度香美市下水道事業会計予算 |
| 議案第 | 13 号 | 令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 13 号） |
| 議案第 | 14 号 | 令和 3 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 15 号 | 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 16 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 17 号 | 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 | 18 号 | 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 19 号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 20 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 21 号 | 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 22 号 | 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 23 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 25 号 | 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 26 号 | 香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第 | 27 号 | 市有財産の無償貸付けについて |

- 議案第 28号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 29号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 30号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
- 議案第 31号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 32号 奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
- 議案第 34号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 35号 第2次香美市振興計画基本計画の策定について
- 議案第 36号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 37号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 38号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和4年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第1日目 日程第1号)

令和4年2月21日(月) 午前9時開議

日程第1 令和4年香美市議会定例会会期の変更

日程第2 審議期間の決定

日程第3 会議録署名議員の指名

日程第4 議員の辞職について

日程第5 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 2号 平成28年度香美市立小中学校教育用タブレット機器等
賃貸借契約物件の紛失に伴う損害賠償額の決定について

(2) 行政の報告及び提案理由の説明

日程第6 議案第 5号 令和4年度香美市一般会計予算

日程第7 議案第 6号 令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算

日程第8 議案第 7号 令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算

日程第9 議案第 8号 令和4年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘

定) 予算

日程第10	議案第	9号	令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
日程第11	議案第	10号	令和4年度香美市水道事業会計予算
日程第12	議案第	11号	令和4年度香美市簡易水道事業会計予算
日程第13	議案第	12号	令和4年度香美市下水道事業会計予算
日程第14	議案第	13号	令和3年度香美市一般会計補正予算(第13号)
日程第15	議案第	14号	令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
日程第16	議案第	15号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
日程第17	議案第	16号	令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第4号)
日程第18	議案第	17号	令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
日程第19	議案第	18号	香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	19号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	20号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	21号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	22号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第24	議案第	23号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第25	議案第	24号	香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	25号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	26号	香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について
日程第28	議案第	27号	市有財産の無償貸付けについて
日程第29	議案第	28号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第30	議案第	29号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第31	議案第	30号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイ

アリーカほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定
について

日程第32	議案第	31号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第33	議案第	32号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
日程第34	議案第	33号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
日程第35	議案第	34号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第36	議案第	35号	第2次香美市振興計画基本計画の策定について
日程第37	議案第	36号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
日程第38	議案第	37号	高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退 することに伴う財産処分について
日程第39	議案第	38号	高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱 退することに伴う財産処分について

会議録署名議員

1 番、萩野義和君、2 番、山口 学君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから令和4年香美市議会定例会を再開し、3月定例会議を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

議事に先立ちまして、一言御挨拶を申し上げます。

まだまだ肌寒さ感じる日ではありますが、梅の花が咲き、つくしが芽吹くなど、日増しに春の気配を感じるようになってまいりました。

議員各位、執行部の皆様におかれましては、年度末を控え、公私ともに御多忙の折、3月定例会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

高知県におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大による、まん延防止等重点措置が適用されております。香美市の事業者、市民にとりましても影響を受けており、感染症の少しでも早い終息を願うものであります。

さて、3月定例会議に市長から提出されております議案は、令和4年度香美市一般会計予算を含む34件、ほかに報告1件がございます。議員各位におかれましては、慎重な審査と審議の上、それぞれ議案に対し適切な議決を賜りますよう、お願い申し上げます。

また、議会の品位を重んじ、円滑な議事運営に格段の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。開会に当たっての挨拶とさせていただきます。

報告します。14番、大岸眞弓さんは、欠席という連絡がありました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、令和4年香美市議会定例会会期の変更を議題といたします。

本件につきましては、2月16日の議会運営委員会で協議をいただいております。協議結果につきましては、議会運営委員会委員長、比与森光俊君から協議結果報告書が提出されていますので、御覧いただきたいと思います。

お諮りします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、1月13日から9月23日までの254日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1月13日から9月23日までの254日間と決定いたしました。

日程第2、審議期間の決定を議題といたします。

議会運営委員会での協議結果につきましては、先ほどの協議結果報告書のとおりです。

お諮りします。今定例会議の審議期間は、委員長報告のとおり、本日から3月16日までの24日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、審議期間は本日から３月１６日までの２４日間と決定いたしました。

なお、審議期間の会議の予定につきましては、タブレットに掲載しております予定表のとおりです。

【審議期間予定表 巻末に掲載】

日程第３、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今定例会議を通じて、１番、萩野義和君、２番、山口 学君を指名します。両名はよろしくお願いいたします。

日程第４、議員の辞職についてを議題といたします。

大岸眞弓議員から辞職願が提出されています。

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（一圓幹生君） 辞職願

私儀、このたび一身上の理由により、市議会議員を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。

２０２２年２月１５日、香美市議会議員 大岸眞弓

香美市議会議長 利根健二様

○議長（利根健二君） 朗読が終わりました。

お諮りします。

大岸眞弓さんの議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。したがって、大岸眞弓さんの議員辞職を許可することに決定いたしました。

日程第５、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告を行います。

市長から、地方自治法第１８０条の規定による専決処分事項について、報告第２号のとおり、また、香美市私債権の管理に関する条例第１３条の規定による香美市の私債権放棄について報告がありました。

次に、監査委員から、例月現金出納検査及び定期監査の結果について、報告書が提出されています。

その他の報告事項につきましては、タブレットに掲載しております議長報告書のとおりです。

日程第５、報告第２号、専決処分事項の報告について、平成２８年度香美市立小中学校教育用タブレット機器等賃貸借契約物件の紛失に伴う損害賠償額の決定についてから、日程第３９、議案第３８号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてまで、以上３５件を一括議題といたします。

行政の報告及び議案第5号から議案第38号までの提案理由の説明を求めます。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 皆さん、おはようございます。令和4年3月定例会議が開催されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方には、住民福祉の向上をはじめ、香美市発展のために御尽力いただいていることに対しまして厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染拡大で厳しさを増しておりますが、市内の医療関係者の皆様にはワクチン接種をはじめ、コロナ対策について全面的に御協力をいただいております。市といたしましても、県をはじめ、流域自治体と連携しまして、ワクチンの早期接種はもとより、感染予防対策、事業者支援など、必要な対策を講じるよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、日本経済について、政府は、令和4年1月17日閣議決定の「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」の中で、令和4年度については、ウィズコロナのもとで、社会経済活動の再開・継続を図りつつ、安全・安心を確保していくとともに、経済対策を迅速かつ着実に実施し、公的支えによる下支えを図りつつ、消費や設備投資といった民需の回復を後押しし、経済を民需主導の持続的な成長軌道に乗せていくとし、実質GDP成長率を3.2%程度と予測しております。

一方、地方財政では、令和4年度地方財政計画の中で、地方団体が行政サービスを安定的に提供しつつ、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化などの重要課題に取り組めるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和3年度を上回る額を確保することを基本として、引き続き生じることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上、支障が生じないように、適切な補填措置を講じることとされています。

こうした国の経済動向や地方財政措置のもと、このたび第2次香美市振興計画の後期基本計画について見直しを行い、素案に対するパブリックコメントを頂きました。今日の社会変化、技術革新は目まぐるしく、スピードを増しているように感じます。状況の変化に応じた計画で、行政事業や施策がより効果的であるように努めなければなりません。計画事業の推進により変化も現れており、令和3年の社会動態調査では、転入超過125人、四国5位、6年連続で転入超過を記録しました。令和2年の合計特殊出生率は1.58で、9年ぶりに県平均を超えました。また、日本経済新聞は1月、香美市が国勢調査による集住率で上昇幅6.5ポイントとなり、中四国で8番目と報じています。

しかし、一方で、過疎、高齢化、人口減少が進んでいる地域においては、厳しさを増しています。暮らしを支える医療、高齢者福祉、交通・移動、購買などの事業者や企業、機関、組織の運営状況は苦しくなっており、行政として対策を急ぎたいと考えています。そのため、今月2日、令和3年度特別交付税要望額7億4,000万円について、ウェブでありましたが、県出身国会議員の先生方にそれぞれこうした実情を率直に訴え、特

段の御高配をお願いしたところであります。

住み慣れた地域で安心して暮らしたいという思いは、市民共通の思いであります。

そこで、まず1番目には、地域の経済を、産業を元気にしていくことが大事であります。農林業とも就労者の高齢化が進んでおります。後継者づくり、雇用就労支援を引き続き推進いたします。

農業では、農地の流動化、災害に強いハウス整備、集出荷場の近代化、効率化を図ってまいります。地域の農産物の消費・流通拡大のため、市長自らトップセールスに立つとともに、研究やイベントなどについても応援してまいります。林業では、高性能林業機械の導入支援をはじめ、公共施設の木質化を推進するとともに、木材住宅建築に加え、改修についても支援を検討し、森林環境譲与税の活用範囲拡大など、木材需要の拡大に努めます。商工観光では、アンパンマンミュージアム周辺、龍河洞エリアなどの活性化、インバウンドも視野に入れた整備を進めます。サテライトオフィスの誘致、シェアオフィス、新工業団地などについては、商工会などの市内関係者、県、関係機関、企業、大学などとの連携を強化してまいります。地場産業では、鍛冶屋創生塾の運営支援に加えて、卒塾生のさらなる技術向上や起業についても支援制度を検討します。フラフのある風景の海外発信、フラフデザインを活用したものづくりを推進します。

2番目には、暮らしを支える仕組みの継続、安定、充実をさせることが大事であります。

医療や福祉、交通、買物、環境など、暮らしに欠かせない事業や制度運営をしている関係者、事業者とは密接に連携して、継続、安定を図るとともに、地域の特性や実情に即した制度の導入を推進します。市街地の高齢化も進んでいます。買物や通院などで困っている方々も増えています。市街地を巡回するぐるりんバスの試験運行を行いたいと思います。環境では、ごみ出し困難、減量化、不法投棄、プラごみなど、対策を急がなければなりません。また、国が二酸化炭素削減について積極的な目標を掲げていることから、環境課を設置して、こうした課題の解決、前進を図りたいと考えます。自治会と行政の関係はますます重要になっていますが、自治会においては様々な課題を抱えています。そのような自治会の課題を少しでも解決できるよう、市補助金交付要綱等を適宜見直したいと考えます。

3番目には、次世代を支える子供たち、どの子もすくすく育ち、笑顔で学び、市民誰もが学び続ける探究のまちは、やがてしなやかで強靱な地域社会を形成するものと考えます。そのため、引き続き「香美市よってたかって教育」を力強く推進してまいります。議会の皆さんの御理解、御協力で学校施設整備が進んでいます。ギガスクール、バカロレア教育も順調に進んでいます。放課後児童クラブの環境、内容も大変充実してまいりました。そうした中で、学びの成果もしっかり現れております。しかし、児童数の減少している大栃小・中学校においては、存続が危ぶまれる状況となっており、香美市物部町保育園及び小学校・中学校等活性化検討委員会から中間提言を頂きました。提言をも

とに、山村留学制度、特認校制度について検討を重ねています。地元では有志が自治会長会の会長とともに話し合うなど、動きも生まれています。もともと学校に対して大変協力的な地域ですので、地域を挙げて応援いただけるものと考えています。ぜひとも地域の熱い思いの中で推進したいと考えております。美良布保育所建替えについては、現在地で行うため制約が多くありますが、工夫を凝らして早期の完成を目指し事業を進めています。新図書館建設についても順調に進んでおり、完成が少し早くなるのではないかとの見込みであります。市民グラウンドについては、大変不自由をおかけしていますが、整備後は市民の皆さんの交流の場として、また、中学生の野球やテニスなどのクラブ活動の場として、積極的に活用されることを期待しています。子供から大人まで幅広くスポーツを楽しむ元気なまちづくりを目指して、先進的取組に学び、取組の前進を図りたいと考えます。

4 番目には、市民の皆さんが安心して、安全に暮らせるまちづくり。

消防署香北分署庁舎が完成しました。令和4年度は大栃分団消防屯所の建替え工事を行います。消防・防災の施設や設備の充実を計画的に図るとともに、消防団の処遇改善を進めます。住宅耐震工事支援については、個人負担の少ない現制度の維持に努めます。交通事故抑止のため、安全柵の設置などの要望も多いことから、危険箇所解消、交通安全対策を促進します。平成30年7月豪雨では、物部川は氾濫危険水位にあと3センチメートルと大変厳しい状況になりました。物部川の堤防強化や河床掘削、高川原樋門の整備、そして、永瀬ダムをはじめとする3つのダムの改造について、物部川水系流域治水に基づき、積極的、加速度的に推進するよう、流域関係の皆さんとともに力強く要望してまいります。山田バイパス道路、大栃橋架替え工事については、事業促進、一日も早い開通を求めるとともに、国道195号をはじめ、県道などの幹線道路について、安全で災害に強い香美市の命の道となるよう、要望してまいります。

5 番目、最後になりますが、行政の在り方についてであります。

私は、住民本位の地方自治を目指す立場で行政を推進してまいりました。そのためには、市民参加、情報公開は大事であります。議会の皆さんの御理解で一定前進できたと考えていますが、しかし、市民の皆さんの目には、香美市役所はどのように映っているのでしょうか。難しい言葉や理念ではなく、気遣いなく行ける開かれた市役所、何でも話せる、聞いてもらえる親しみのある市役所になってほしいと思っているのではないのでしょうか。その思いに沿った市役所になることが、住民本位の地方自治実現への近道ではないかと思います。いよいよ市役所窓口のデジタル化も目前となっております。デジタル機械による利便性向上も大切であります。人と人との関係の大切さも忘れてはならないと思います。香美市役所を挙げて、人を大切にする行政を目指してまいりたいと思います。こうした事業、施策を通じて、本市の将来都市像である「美しく豊かな自然に育まれ、共に支えあう進化する自然共生文化都市・香美市」の実現を目指してまいりたいと存じます。

それでは、次に各課関連の行政報告を行います。

初めに、定住推進課。

1、社会増減数の実績について、総務省による令和3年の人口移動報告によると、香美市の転入超過数は125人で、高知県2位、四国では5位の増加数となりました。令和2年は112人の転入超過で四国6位、令和元年は113人の転入超過で四国3位でした。これは、NPO法人いなかみと連携した移住施策の効果が現れていることと同時に、あけぼの街道の開通による利便性の向上、防災上の立地的な魅力、子育てや教育施策、特に大宮小学校が国際バカロレア教育の認定校となったことなどが追い風となっているのではないかと考えております。今後とも、市の魅力発信や相談対応のさらなる充実を図りながら、移住定住の促進に努めてまいります。

2、高知県清流保全パートナーズ協定による寄附について、高知県の清流保全活動を協働で進めることを目的として、物部川流域3市で構成される「物部川流域ふるさと交流推進協議会」と高知県と民間企業との3者で高知県清流保全パートナーズ協定を結んでおり、寄附金を頂いています。現在、民間企業の「株式会社伊藤園」「株式会社あさの」「株式会社土佐山田ショッピングセンター」の3社と協定を結んでおります。本年度に頂きました寄附金につきましては、物部川源流の森林整備関係イベントへの助成や物部川環境啓発動画の制作に活用しております。今後も物部川の環境学習や流域住民の交流事業、環境保全活動などに役立てていく予定です。

3、ふるさと納税について、令和3年度ふるさと納税は、1月31日現在で、寄附件数1万589件、寄附金額1億5,194万6,400円となっております。現在の香美市返礼品登録事業者は、47者・返礼品233品となっており、今後とも登録事業者の新規開拓及び返礼品の充実に力を入れて、寄附金額の増加に努めてまいります。

次に、健康介護支援課。

1、新型コロナウイルスワクチン追加接種について、新型コロナウイルスワクチンの追加接種については、個別接種を市内の14医療機関で1月17日から、また、集団接種を保健福祉センター香北で1月23日から開始し、主に日曜日終日の日程で実施しています。

接種に必要な予診票兼接種済証については、初回接種からの間隔に応じて接種可能時期が近づいた方から順次発送しています。

農林課。

1、鳥獣対策事業について、香美市猟友会の皆様に御協力をいただき実施している有害鳥獣捕獲数は、1月31日時点で鹿1,220頭、イノシシ428頭、猿22頭となっています。3月には、白髪山付近で1回、捕獲作業を予定しており、一層の捕獲を期待するところです。

2、木材住宅支援事業について、木材住宅支援事業は、12月末時点で13件の申請があり、補助金額は804万6,000円です。さらに3件の申請が見込まれ、本年度

の補助金合計は1,134万6,000円となる予定です。

コロナ禍による木材価格の高騰及び住宅設備機器の品薄による住宅着工数の減少により、本年度の申請件数は減少となる見込みです。

農業委員会。

1、農地法等による申請について、令和3年1月から12月までに審査した件数は、売買申請52件、転用申請69件、貸借申請165件、非農地申請35件、贈与10件となっています。

商工観光課。

1、香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金について、高知県の営業時間短縮要請に伴い、事業活動に大きな影響を受けている事業者を対象に、10月28日から受付を開始しました香美市営業時間短縮要請対応臨時給付金につきましては、1月21日に申請受付を終了し、給付決定数は169件、給付決定額は3,724万円となっています。

2、香美市地域電子マネーカード運用事業について、地域電子マネーkamica（カミカ）につきましては、10月5日に市民2万5,751人に1万円分の電子マネーを付与し、1月31日までの利用額は2億4,416万8,486円、利用率は94.8%となっています。

3、龍河洞エリア活性化推進事業について、観光施設等緊急整備事業費補助金龍河洞エリア活性化推進事業について、この2月に老朽施設の解体工事が完了し、来年度建設予定の観光情報発信機能及び感染症対策を講じたトイレ機能を備えた休憩所の実施設計が完成しました。また、博物館から階段までの雨よけの設置工事も完了しました。

4、おもてなし旅館ホテル等環境整備緊急支援事業について、香美市観光リカバリー事業観光施設等緊急整備事業費補助金について、昨年12月に龍河洞温泉のロビー及び客室改修、この2月に湖畔遊のヴィラ新設、スックスキッチン之母屋改修、宿泊棟増設及び星空観察用の屋上テラスの新設が完了しました。どの施設も高付加価値をつけており、この整備により、香美市の宿泊地を目的にした観光客の増加が見込まれます。

建設課。

1、工事関係について、本年度計画のがけくずれ住家防災対策事業12件のうち9件については年度内完成予定で、3件については入札等不調・不落もあり繰越しとなります。本年度発生した農林業施設及び公共土木施設災害復旧事業は、11月末までに国の査定が終了しました。査定後、緊急順位の高い箇所から事業を実施していますが、昨年度発生の災害復旧事業も残っており、繰越事業や過年度事業としての対応も考慮し、早期完了を目指します。また、市道・林道等の道路整備については、現在年度内完成に向け施工中ですが、一部繰越しも視野に入れての事業計画を行っています。

2、都市計画道路について、都市計画道路新町西町線は、本年度下水道管推進工事が完了予定となっており、来年度一部計画を変更し、早期完成に向け道路整備を予定しています。

3、治水対策について、迫りくる気候変動による水災害の脅威に備え「何としても住民の生命を守る」という観点から、国・県・流域自治体など関係機関が連携して取り組むべき対策が「物部川水系流域治水プロジェクト」として年度内に改訂版が公表となります。次年度以降、本市においても、流域治水対策の取組が着実に実行できるよう、関係機関と協力しながら「物部川水系流域治水プロジェクト」のフォローアップをし、ソフト対策とハード対策の両面について取り組んでいかなければなりません。そのために、物部川流域自治体が協力し、物部川改修期成同盟会として、1月25日に本年度3回目の要望をウェブ及び郵送となりましたが、県選出国會議員・国土交通省などに対し行いました。今後、総合的な治水対策は新たな展開となります。

環境上下水道課。

1、神母ノ木地区下水道污水管布設工事について、神母ノ木地区における令和3年度の下水道污水管布設工事が1月に完了しました。これまで工事が完了した路線について、4月から供用を開始します。また、下水道工事に併せて耐震性のある水道管への布設替工事も行いました。

生涯学習振興課。

1、成人式について、1月3日に高知工科大学の講堂で成人式を開催しました。式典には対象者326名のうち164名が出席しました。また、同日の午後には、令和2年度の新成人を対象に、1年遅れの成人式を開催しました。対象者273名のうち68名が出席しました。

物部支所。

1、奥物部ふれあいプラザ公衆トイレについて、令和3年12月22日に請負契約を締結した奥物部ふれあいプラザ公衆トイレ新築工事は、本年2月から基礎工事に入り、5月末の完成を目指します。

2、ライダーズイン奥物部改修工事について、令和3年9月23日より施工開始したライダーズイン奥物部の屋根改修工事は、東宿泊棟の改修が完了し、現在は管理棟と西宿泊棟を施工中で、3月2日までの工期内に完成する予定です。

消防課。

1、令和3年の火災、救急及び救助出動件数等について、昨年は、火災件数16件、損害額1,286万円、救急出動件数1,626件、救助出動件数16件となっています。なお、10月の建物火災で1名の方が亡くなり、11月の林野火災で1名が負傷しています。詳細につきましては、表を掲げておりますので御参照ください。

2、消防車両の更新、配備について、平成9年から使用していた消防団片地分団の消防ポンプ自動車を令和4年2月に更新、配備しました。

次に、令和4年度一般会計予算規模について、御説明申し上げます。

令和4年度の歳入・歳出予算総額は195億9,800万円で前年度185億2,000万円と比べて10億7,800万円、5.8%の増となっております。

歳入では、市税で市民税が前年度比 11.8%増、固定資産税が前年度比 0.5%減、軽自動車税が前年度比 5.8%増、たばこ税が前年度比 4.4%増、入湯税が前年度比 16.0%増等により、総額で 26 億 6,671 万 4,000 円、地方譲与税は前年度比 14.5%の増、利子割交付金は前年度比 2.1%の増、配当割交付金は前年度比 68.5%の増、株式等譲渡所得割交付金は前年度比 83.2%の増、法人事業税交付金は前年度比 69.7%の増、地方消費税交付金は前年度比 6.2%の増、ゴルフ場利用税交付金は前年度比 4.5%の減、環境性能割交付金は前年度比 4.5%の増、地方特例交付金は前年度比 65.9%の減となっています。

また、普通交付税は地方財政計画による財源の伸び等を考慮し、61 億 5,000 万円を計上しています。

繰越金（後に「繰入金」と訂正あり）については、歳入不足を補うための財政調整基金繰入金 13 億 6,290 万 9,000 円を計上し、基金繰入金の総額が 15 億 606 万円となっています。

市債については、交付税の振替財源としての臨時財政対策債が 1 億 2,959 万 9,000 円となっており、生涯学習施設整備事業、義務教育施設整備事業や商工観光事業等に伴う旧合併特例事業債 8 億 8,620 万円、体育施設整備事業、道路新設改良事業や義務教育施設整備事業等に伴う過疎対策事業債 7 億 8,430 万円、過疎対策事業債（ソフト分）が 1 億 2,130 万円、消防防災施設整備事業等に伴う緊急防災・減災事業債 1 億 9,160 万円等により、総額で 22 億 8,639 万 9,000 円となっています。

歳出では、性質別に大別すると義務的経費が 82 億 4,599 万 3,000 円、投資的経費が 30 億 8,328 万円、その他の経費 82 億 6,872 万 7,000 円となっています。また、総予算に占める割合は義務的経費が 42.1%、投資的経費が 15.8%、その他経費が 42.1%となっています。

以上、令和 4 年度一般会計予算案の説明を終わります。

続きまして、今期定例会に上程いたします議案について、提案及び説明を申し上げます。

報告第 2 号は、専決処分事項の報告について、平成 28 年度香美市立小中学校教育用タブレット機器等賃貸借契約物件の紛失に伴う損害賠償額の決定についてです。

議案第 5 号は、令和 4 年度香美市一般会計予算です。

議案第 6 号は、令和 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算です。

議案第 7 号は、令和 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算です。

議案第 8 号は、令和 4 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算です。

議案第 9 号は、令和 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算です。

議案第 10 号は、令和 4 年度香美市水道事業会計予算です。

議案第 11 号は、令和 4 年度香美市簡易水道事業会計予算です。

議案第 12 号は、令和 4 年度香美市下水道事業会計予算です。

議案第 13 号は、令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 13 号）です。

議案第 14 号は、令和 3 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）です。

議案第 15 号は、令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）です。

議案第 16 号は、令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）です。

議案第 17 号は、令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）です。

議案第 18 号は、香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 19 号は、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 20 号は、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 21 号は、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 22 号は、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 23 号は、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 24 号は、香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 25 号は、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

議案第 26 号は、香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定についてです。

議案第 27 号は、市有財産の無償貸付けについてです。

議案第 28 号は、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定についてです。

議案第 29 号は、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定についてです。

議案第 30 号は、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定についてです。

議案第 31 号は、大井平体験実習館の指定管理者の指定についてです。

議案第 32 号は、奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定についてです。

議案第 33 号は、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定についてです。

議案第 34 号は、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定についてです。

議案第 35 号は、第 2 次香美市振興計画基本計画の策定についてです。

議案第３６号は、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更についてです。

議案第３７号は、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分についてです。

議案第３８号は、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてです。

以上、令和４年度香美市一般会計予算など、報告１件、議案３４件の提案及び説明を終わりますが、議案の詳細につきましては、議案細部説明書を御参照ください。よろしくお願いいたします。

大変申し訳ありませんが、令和４年度一般会計予算規模に関する説明の中で、私が「繰入金」と申し上げるべきところを「繰越金」と申し上げたようでございますので、その点の御訂正をよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 以上で市長の行政報告及び提案理由の説明を終わります。

これから、専決処分事項の報告について、報告第２号、平成２８年度香美市立小中学校教育用タブレット機器等賃貸借契約物件の紛失に伴う損害賠償額の決定についての質疑を行います。質疑はありませんか。

１２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） １２番、濱田です。この件に関しまして、返還物件の一部を紛失したことが判明ということで、この管理はどのようにふだんされていたのか、そして、この期間満了時というのは、紛失したことがいつ判明したのか、そのあたりを具体的にお願ひします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

管理につきましては、各学校にお任せしておりますので、そちらのほうで適正に管理していただいていたと考えます。

ただ、令和３年８月に満了するため再度確認していただいたところ、一つディスプレイが見当たらないということで、校内くまなく探していただいたり、前任者に確認をとりましたが、なくなった詳細については分からず、こういうこととなりました。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで報告に対する質疑を終わります。

これで、本日の日程は全て終了しました。

次の本会議は３月２日午前９時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

（午前 ９時５２分 散会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 4 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 2 号）

令和 4 年 3 月 2 日 水曜日

令和４年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第２号）

招集年月日 令和４年２月２１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月２日水曜日（審議期間第１０日） 午前 ９時２８分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
５番	笹岡優	１６番	山本芳男
６番	森田雄介	１７番	比与森光俊
７番	久保和昭	１８番	小松紀夫
８番	小松孝	１９番	爲近初男
９番	村田珠美	２０番	利根健二
１０番	島岡信彦		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	建設課長	井上雅之
副市長	今田博明	農林課長	川島進
総務課長兼選挙管理委員会書記長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境上下水道課参事	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	明石清美	ふれあい交流センター所長	猪野高廣
市民保険課長	植田佐智	会計管理者兼会計課長	萩野貴子
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横山和彦	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
建設課参事	近藤浩伸	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長兼学校給食センター所長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議会事務局書記 横 田 恵 子

議会事務局書記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

決議案第 1 号 ロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議について

議事日程

令和 4 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 0 日目 日程第 2 号)

令和 4 年 3 月 2 日 (水) 午前 9 時 3 0 分開議

日程第 1 決議案第 1 号 ロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議について

日程第 2 一般質問

- | | | | | | |
|---|-------|-----|---|-----|---|
| ① | 6 番 | 森 | 田 | 雄 | 介 |
| ② | 5 番 | 笹 | 岡 | | 優 |
| ③ | 1 2 番 | 濱 | 田 | 百合子 | |
| ④ | 1 番 | 萩 | 野 | 義 | 和 |
| ⑤ | 1 7 番 | 比与森 | 光 | 俊 | |
| ⑥ | 3 番 | 舟 | 谷 | 千 | 幸 |
| ⑦ | 1 1 番 | 山 | 崎 | 晃 | 子 |
| ⑧ | 1 3 番 | 山 | 崎 | 龍太郎 | |
| ⑨ | 9 番 | 村 | 田 | 珠 | 美 |
| ⑩ | 8 番 | 小 | 松 | | 孝 |
| ⑪ | 1 9 番 | 爲 | 近 | 初 | 男 |

会議録署名議員

1 番、萩野義和君、2 番、山口 学君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時28分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

お諮りします。日程第1、決議案第1号、ロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議については追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第1、決議案第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第1、決議案第1号、ロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議についてを議題といたします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。19番、爲近初男君。

(提出者朗読)

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、決議案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第2、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って順次質問してまいります。

まず、冒頭に1点ちょっと訂正をお願いいたします。

質問の大きな3番目の最後なんですけれども、③「香南市議選挙の候補者が」と書いてあるところがあります。事実の確認をしますと、この時点では候補者ではなく、予定

候補者ということですので、その点の訂正をお願いいたします。

それでは、改めまして、1番の感染者対策から順次質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症は、ウイルスの変異や人の移動に合わせて拡大の波を繰り返しております。これまでの観察や分析で分かったことから、主に3方向からの防御ができると思われます。1つ目が感染者の早期発見と隔離です。2つ目がウイルスを体内に入れない防御、これは3密回避やマスク、消毒などになっております。そして、3つ目がワクチンによる免疫の獲得。こう並べてみますと、我々がこれまで力を入れてこなかったことの一つが、1つ目に申しました早期発見と隔離ではないかと思っております。感染拡大のときだけではなくて、収束期にもしっかりと抗原検査を行う習慣を広めていく必要があるのではないかという立場から質問をさせていただきます。

①であります。

この間、子供の感染によって保育園や幼稚園、小学校が休みになると、濃厚接触ではなくても仕事を休む必要が出てきたりしております。そしてまた、陽性や濃厚接触者になると、外出制限により療養セットがないと自宅待機が成り立たなくなるというようなことにもなっております。自宅待機者に支援は行き届いているのか、確認のためにお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） おはようございます。お答えいたします。

感染者に関しましては中央東福祉保健所が対応しております。保健所では聞き取り調査を実施し状況を把握しておりまして、家族や近隣者で支援ができない方につきましては、物資も送付し、療養できる体制を整えているとのことでした。療養期間中は、アプリとか、アプリが使えない方は電話とかで、毎日保健所から電話などにより健康状態など、体調等の把握がされております。

また、香美市の支援が必要になった場合には、本人から香美市に連絡が来まして、必要な物資等に関しましては、香美市の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、管財課等と健康介護支援課が連携して対応していく予定となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） よく分かりましたが、一応確認させてください。

管財課と健康介護支援課の連携ということですが、実際に物資を運ぶという段階は、職員が行っているのか、委託などで行っているのか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 細かい点につきましては、今のところ要請がありませんので、確実にこの方法でとはしておりませんが、対象者の人数とかによっては宅配とかも使用していかなければならないかと思っております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） それでは、②に移ります。

小児へのワクチン接種ですが、接種量や保存期間、解凍時間などが異なると聞きます。そしてまた、不安がる子供を安心させる必要があるなど、大人とは対応が異なる点があるために、小児科医が大人と分離して行うのが望ましいのではないかとされておりま
す。実施に向けてどのような対応になるのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

小児へのワクチン接種は、大人のワクチン接種とは分けて実施いたします。接種体制
を香南市と合同で構築し、実施場所は香南市の医療機関と集団接種会場となります。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 一部報道でも耳にはしておりましたが、香南市と合同での集
団接種と確認させていただきました。

この集団接種ですけれども、希望者が予約をとっての集団接種、大人と同じような形
であるのか、または違う方法なのか、一応確認のために。小学校単位でやるといった可
能性もあるのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） 接種は個別接種もございます。個別接種と集
団接種で、保護者の方に予約をとっていただくという形になります。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 集団接種の場合にも保護者の方が、予約をとってその会場へ
行くということよろしいですかね。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） はい、そのとおりです。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ③の質問に移ります。

第6波の拡大が進んでいる中で、飲食店への時短営業申請がなされております。この
対応は、子供やお年寄りを中心に、家庭内での感染が広がっている現在の状況への切り
札ではないかもしれませんが、要請せざるを得なかったのではないかと自分も受
け止めております。

本市は、県の時短要請に合わせて、南国市、香南市と連携し、時短事業者に上乗せの
1万円を支給するとしました。しかしながら、時短に当たらない昼間営業の飲食関係に
も外出控えの影響は出ているものと感じております。前回の時短要請対応臨時給付金
のような支援策を取るべきではないかという立場からお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

高知県の営業時間短縮要請に協力した事業者への1万円上乘せについては、より多くの事業者に協力していただき、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止する目的で実施するものです。まん延防止等重点措置により、高知県の営業時間短縮要請の対象とならない事業者にも売上高減などの影響は出ているものと思われませんが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者には、売上高の減少状況に応じて、国の事業復活支援金や県の臨時給付金といった支援がございまして、現時点では市としての支援は考えておりませんが、今後の感染状況により必要に応じて支援策を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 現在では考えていないけれども、今後の状況次第というところもお答えいただきました。新型コロナウイルス感染症対策には地方創生臨時交付金が支給されております。今、予算で示されている額以上に追加される見込みも、当然、感染状況等により、またそうでなくても見込みがあるものと思っております。市の財政で支援策をしておいて、後で財源振替することも可能ではないかと思っておりますので、ぜひ柔軟な対応をお願いしたいと思います。

それでは、④の質問であります。

第6波でクラスター、感染源となっている保育、幼稚園、小学校、高齢者施設では、休園、閉鎖の解除後も、利用者全体に対して感染しているかどうかの定期検査が必要ではないか、これは冒頭で申したことの繰り返しになりますけれども、そういう立場から対応をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 森田議員の御質問にお答えいたします。

第6波でクラスターが発生した場合の保育園、幼稚園、小学校等での定期検査につきまして、市単独での実施は今のところ考えておりません。ただ、感染症予防につきましては、各保育園、学校等の施設で、できる限りの対応はしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 重症化リスクの高い高齢者施設でクラスターが発生した場合には、県からの指示により、濃厚接触者や接触者のトリアージがなされ、必要な検査を受けることになっております。また、施設内の入居者等につきましては、随時検査が行えるように県から抗原キットが配布されておまして、嘱託医と相談して実施されている状況です。

県も定期検査については特に行っていないとのことですが、感染予防対策を取りながら、陽性者の療養解除後も1週間程度は健康状態に留意するように周知されているとお

聞きしております。市独自の高齢者施設に対する定期検査は、今のところ予定していません。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 自分も、この質問通告をした後に、県は医療機関、高齢者施設への積極的検査を表明したという記事も読みまして、今の課長の御説明でありましたら、キットは配布しているけれども、するしないはその施設の判断というふうにも聞こえましたが、積極的にするような呼びかけというのは今のところないのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 施設の中には嘱託医がいらっしゃる、そちらのドクターと相談して、必要な方には随時やっていくという形になっておりますので、その方向で今は進んでいる状況です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 併せて、保育、幼稚園、小学校のほうは教育振興課長にお答えいただいたんですけれども、こちらのほうも感染予防はできるだけしてお聞きいたしました。感染予防といいましたら、3密回避のマスクや消毒といったことではないかと思うんですけれども、抗原検査キットも実はこの年末までに一回配布されておったと思います。こういったものの使用状況、また、使用していないのであれば、積極的に使用してはどうかというような働きかけはどうなっておるのかな、したらどうかなと思うんですけれども、対応をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

確かに、年末の12月にキットは届いておりましたが、そのときにはコロナが落ち着いている状況もありまして、使うことはございませんでした。ただ、国等から配布がありましたら、積極的に使っていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 2つの場所でお聞きいたしました。

実際に今、市内というか高知県下全体なんですけれども、薬局で無料検査もできるという体制はできておりますが、どれだけ積極的にやっているのか、個人の判断というところにもなっておると思います。考え方としまして、③でお聞きしましたけれども、感染が広がったときには、最終的に時短要請や、また、それに対する補助金というような形で、経済活動を止める方向に要請していくわけなんですけれども、実は、その後感染が収束したときに、なお次の感染を広げないための対応が、基本的な感染対策と呼ばれる3密回避、マスク、消毒は浸透しておるんですけれども、積極的に検査して、無症状

の方が感染を広げない対応をもっと意識されるような状況になってもらいたいと思っております。

せっかくキットがあっても使わないままというようなこともお聞きしました。そういったことではなくて、多分感染がなければそれにこしたことはないわけでありますから、定期検査で感染していなかったのよかったと。そのことによって、逆にエッセンシャルと呼ばれる社会基盤をつくる事業も、そしてまた、経済基盤といわれる飲食や観光といったところも、スムーズに回っていくのではないかと現時点では考えておるところであります。積極的な検査は、感染が広がっているときにはキットの数が足りないという報道もなされましたので、ちょっと自分も危惧しておりましたが、感染が収束したときには一定余裕もあろうかと思しますので、ぜひともそういったものは積極的に活用していただきたいと申し上げまして、1点目の質問は終わりたいと思います。

大きな2点目の質問であります。

k a m i c a（カミカ）の継続ということについてお聞きいたします。

非接触決済による感染防止とともに、市内需要の流出防止にもつながるとして、地域電子マネーk a m i c aがスタートしておよそ1年となりました。来年度は定着に向けて勝負の2年目でないかと思っております。今後に向けて何が必要か、実績をお聞きしながら提案もさせてもらいたいと思っております。

まず、（1）①であります。

昨年10月よりアプリがリリースされました。市外の加入者はどれくらいこのアプリを導入されたのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

令和4年2月24日時点で341人となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 341人。今年1月1日時点での香美市の人口が2万5,676人ということでしたので、合わせればちょうど2万6,000人がk a m i c aのカード及びアプリを持っておるという、この分母が示されたことと思います。

それでは、②に移ります。

新たに現金をチャージした方の月ごとの人数、そして、金額の推移を、市内、市外それぞれ分かりましたらお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

運用開始からの月ごとの件数や金額は添付資料のとおりとなっております。

市内住民と市外住民の区別がシステム上できず、カードとアプリの区別となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 自分のほうにも資料がありまして、見せてもらいました。多いときには200万円を超えるチャージが、234万円とかもあります。少ないときは80万円あたりと。もっと多いときもありますけれども、月で言いましたら多いのは12月の390万円あたりでしょうか。

そのことを確認させていただきまして、③の質問に移ります。

市から行政ポイントをつけた人数とポイント量、月ごとの推移をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

月ごとの行政ポイントを付与した件数とポイント数は、別添資料のとおりとなっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） こちらも資料をつけていただきました。7月から入りまして、多いときが7月の13万4,000ポイント、これまでの累計で33万6,300ポイントというような形で入っております。これが電子マネーとして使えるということになりますので、先ほどの②でありましたチャージされた金額とこのポイントの分が、トータルで市内のkamica加盟店で使われていくと思っております。

その点を踏まえまして、④の質問に移ります。

この令和4年度予算にあるシステム使用料の収入は、月に400万円の電子マネー利用を想定しております。先ほどの資料で言いましたら、一番多かったときは12月に390万円となっております。ただ、7月にも420万円というのがあるので、確かに400万円を上回るものもあります。一方で、9月では280万円と400万円にいかない、平均でも、どれくらいになるのでしょうか、400万円にはいかないというふうになってくると思うんですけれども、400万円という見込みの根拠、見通しをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

令和3年5月から令和4年1月までの9か月間の月平均現金チャージ額、約350万円を基に、今後のkamica利用促進策による利用増加を見込み、月400万円の利用と想定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○6 番（森田雄介君） 今後の利用増加を想定しておるということでありました。

いろんな増加の仕組みについては後の質問でも聞きたいと思しますので、そういう見

込みであるということを踏まえまして、（２）の質問に移ります。

加盟店の負担軽減ということでお聞きしたいんですけども、現在も月１，０００円の負担金を市が出すことによって加盟店の負担軽減をされております。退会する加盟店が出ないようにするためにも、当面の負担軽減が必要なことと思います。また、このほかにも、現金チャージしたときの振込手数料や電子マネーを使用したときの手数料、ポイントを付与したときの発行手数料が発生すると思いますが、これらの負担軽減ができないか、以下お聞きしたいと思います。

①です。

令和３年１０月から、高知信用金庫は振込手数料を見直し値下げをしております。地域振興を支援したい銀行と協力して、手数料を引き下げる努力ができるのではないかとということでお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

k a m i c a の決済におきましては、加盟店に対して現金チャージ分の口座振替と、電子マネー利用額の口座振込を行っておりますが、それらに係る手数料負担は加盟店側には生じておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） 市のほうでやっており加盟店にはないということで、一応自分の質問の趣旨からしましたら、加盟店の負担軽減をと思っておりますので、その点を確認させていただいて次へいきたいと思います。

②の質問であります。

利用者の電子マネー利用の誘発にポイント事業を行っておりますけれども、この先、ポイントがたまるので積極的に k a m i c a を利用しているという実態がなければ、参加店舗の負担を減らすためにもポイントを付与しないという選択肢があってもいいのではないかと思います、店舗ごとでの自由設定、ポイントをつけないという選択肢はあるかを確認のためにお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

k a m i c a を推進するに当たり、原則ポイント付与を加盟店にお願いしておりますが、強制ではなく、加盟店登録申込みの際にポイント付与を行うか否かを加盟店に選択させていただいております。なお、現在の加盟店数１０９軒のうち、ポイント付与を行っている加盟店は１０６軒となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ６番、森田雄介君。

○６番（森田雄介君） 今回の質問の趣旨は、ポイントを付与しないという選択肢は

あるかどうかでしたが、これはできるという確認ができました。しかし、現在のところ多くの加盟店が協力してくださっていることはありがたいことかなと思っております。

③の質問に移りたいと思います。

この地域内循環、そしてまた非接触ということの対応、デジタル化の推進といったもので、国の補助金を使えるものがk a m i c aにも当てはまったりしないのかなと思っております。そのことによって、加盟店への負担となる電子マネー振込手数料やポイントとはまた別の電子マネーの使用手数料、こういったことの軽減にもつながらないかということでお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

k a m i c aのシステム管理会社や香美市商工会と定期的に情報交換を行っており、全国の地域電子マネー活用事例等を情報共有しております。k a m i c aに活用可能な補助金等がございましたら、積極的に検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） ぜひ使えるものがあったら、アンテナを張って使っていて、加盟店の負担軽減という方向にいていただきたいと思っております。

そのことを確認しまして、（3）使用頻度の向上に向けてということでお聞きしていきたいと思っております。

（1）④でもお聞きしました、月ごとの使用金額目標が400万円、これの達成のためにも使用頻度を上げてもらう取組が必要と考えます。そしてまた、その取組もされるというお答えもいただいております。

①です。

来年度、2年目の勝負の年に向けまして、まず、ニーズがある人、感度が高い人向けでも構いませんが、公平性よりも継続性が担保されることが問われる2年目だと思っております。現状で利用促進に向けた企画の必要性、そこはあるというお話でしたが、認識や取組などをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

k a m i c aは、現在市民、市外住民合わせて約2万6,000人が所持する電子マネーとなっており、今年度、香美市民に対して期間限定マネーの付与によりk a m i c aの周知を行ってまいりました。来年度も非接触決済のさらなる推進と地域経済の活性化を図るため、k a m i c aの利用促進に向けて、全国で実施されている地域電子マネーの活用事例を参考にしながら、効果的な企画を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） 積極的な姿勢はお聞きいたしました。

②に移ります。

ちょっと提案なんですけれども、スタンプラリーの機能を持たせて利用促進を図ってはどうかということでお聞きいたします。

今日の高知新聞にも、山田高校生が市内のスタンプラリーを企画して、カレーを提供してくれるところのスタンプを集めていくという報道がありました。こういったことは、もちろんすごく積極的でいいなと思ったんですけれども、k a m i c a と連携していけないものかなというふうにも思ったところでした。そういったことも含めまして、スタンプラリーの機能を持たせていくことは考えられないのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

スタンプラリーは複数の加盟店を利用するなど、条件を工夫することで利用促進を図ることができますので、k a m i c a のシステム管理会社や香美市商工会とシステム運営上実施が可能か検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） 一応今のところでは検討段階で、できる段階にはまだなっていない。もしマネーでやっておったら、今回のカレーのやつなんかも一緒にやれたらよかったと思うんですけれども、ぜひ、検討ではなくて、もう実施に向けて取り組んでいただけたらと思います。

それでは、③の質問に移ります。

最後の質問になりますけれども、自分はスタンプラリーの機能をぜひとも思っておりましたが、そのほかにも企画中のものがありましたらお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

全国で実施されている地域電子マネーの活用事例を参考に、今検討はしておりますが、実際のところ、具体的な企画案というのは出ておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 6 番、森田雄介君。

○ 6 番（森田雄介君） これが決定打というようなものが出てくれば、すぐにでもと思われていると思うんですけれども、一応月平均で見ましても 3 5 0 万円ということになっておりました。目標 4 0 0 万円に向けての土台はあるのかなと、多少は思いました。もっとこれが少なくなると、危機的な状況にもなってくると思いますので、ぜひともこういった土台があるうちに、具体的に実施できるものがあるように思っております。スタンプラリーというのは具体的だと思いますので、ぜひともこのシステムの検討が具体化していくようお願いいたします。

そのことを申しまして、以上で終わりました、次３番目の質問に移りたいと思います。
公民館の利用についてお聞きいたします。

公民館の利用に関しまして、慣例的に政治的なもの全てを排除する運用がされることが少なくないという検証が、平成３０年になされておりまして、これが「特定の政党の利害に関する事業」解釈の二重基準と公民館の政治的中立性」という報告にまとめられておりました。この「特定の政党の利害に関する事業」との文言は、社会教育法第２３条に記されている文言でありまして、本市の公民館運営規則にも同じく記されている文言であります。報告の中では、この文言の適用範囲拡大の事例調査が記されておりました。

その論理は大きく３類型に分けられております。１つ目は、社会教育法第２３条の文言を直接適用しまして、公民館が行ってはならない行為を公民館で行ってはならない行為だと拡大解釈をしているケース。２つ目が、公民館の許可行為が特定政党の利益に関するとして禁止規定に抵触するという論理。そして、３つ目が、政治的活動等を制限したいがゆえに、社会教育法とは関係なく政治活動一般を制限しているケースが見られたということであります。

まず、１９４９年発行の社会教育法解説では、政党による施設利用に関して、差別的取扱いは禁止されるが、公平・平等に利用させて公民館の活用を図ることは不当ではないという利用原則を示しております。この内容は、２０１５年、平成２７年６月１９日の国会答弁でも反復されております。その際、「社会教育法第２３条第１項第２号の規定は、公民館の政治的中立性を確保するために設けられているものであり、例えば、特定の政党に特に有利または不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党または政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。」と答弁書が出されております。

次に、憲法第２１条が保障する集会の自由は、民主主義社会を支える政治的意義ゆえに最重要の基本的人権とされ、公権力による集会への介入、目的、内容の検閲、集会の届出許可制は違憲行為であるとされております。これは、地方自治法第２４４条の２の普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならないとも通底しております。併せて紹介をしますと、平成１２年の佐賀地裁判決も、憲法に定められた集会の自由を実質的に保障するためには、公共の福祉に反しない限り、公民館という施設の利用が認められるべきであると述べております。

以上述べまして、公民館の政治的中立性とは何か確認しながらお聞きいたします。

①であります。

香美市立公民館運営規則第３条第１項第２号と社会教育法第２３条第１項第２号の文言は全く同じであります。ともに、公民館は次の行為を行ってはならないとして、「特定の政党の利害に関する事業を行い、または公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。」と記しております。まず、この両者の関係をどのように認識されているのか、

お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 公民館の利用者の方に分かりやすくお示しするため、社会教育法第23条の公民館の運営方針を公民館運営規則に明記したものです。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） そうしましたら、この社会教育法第23条と同じ意味合いで、公民館運営規則のほうにも転記しておるということを確認させていただきました。

②に移りたいと思います。

平成30年12月21日に文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から出されました、社会教育法第23条第1項の解釈の周知についての記2、法第23条第1項第2号の趣旨についてに記されております。法第23条第1項第2号の趣旨は、2015年の国会答弁と同じく、「公民館を政党または政治家に利用させることを一般的に禁止するものではない。」としております。この趣旨は、香美市立公民館運営規則第3条第1項第2号にも当てはまるのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 当てはまります。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 当てはまるということで確認いたしました。

以上を踏まえまして、③です。

香南市議会議員選挙の予定候補者が、公民館の利用を申請して断られた際、香美市の公民館にも香南市のほうから問合せがありまして、公民館での演説会の利用はできないとの回答があったということでした。その後、香南市では使用できると訂正もされたということではあったんですけれども、このときの対応の是非ということでお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 香美市では、公民館設立の趣旨や御質問をいただいている運営方針に反していなければ、演説会等での使用はできておりますので、公民館にこういう質問があったのか確認しましたが、議員がおっしゃられたように、できないと回答したことはないということでした。

万が一、間違って伝わっているのであれば、誤解を与えることのないように、これからはより丁寧な説明に心がけたいと思っております。

○議長（利根健二君） 6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） どうも、問合せのされ方によって同意するような形、相づちを打つような形で、うんとか、はいとかいったようなことが、先方の受けとり方に反映されたかもしれませんし、その詳細は分からなかったということでもありますけれども、

誤解がないようにぜひ、前段で述べましたようなことでもありますので。実際、全国にはちょっと勘違いをしている事例というのが、平成30年の調査ではあったということでもあります。そういったことがないように、対応を今後お願いいたしまして、以上で私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 森田雄介君の質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時18分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） おはようございます。5番、日本共産党の笹岡 優です。

今、洪水や干ばつなど、気象災害の件数が過去50年間で5倍に増えた。2010年代の気象災害による経済損失額は1970年代の7倍に及ぶ。今後の気候変動によって気象災害はより頻発により激しくなる。これが、昨年6月に国連の世界気象機関WMOが出した報告書の内容です。そして、第26回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP26）で、地球の気温上昇を1.5度に抑えるために、温室効果ガス排出を2030年までに45%削減し、2050年頃までに実質ゼロにする必要があると合意しました。今、気候変動は、人類の未来にとって極めて重大な課題であることを踏まえまして質問します。

大きな1番目です。

環境行政をまちづくりのベースにするときではないでしょうか。気候変動対策や脱炭素のために、地方自治体の取組が非常に重要で、その果たす役割が極めて高まっていると思います。世界気候エネルギー首長誓約は、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの国の目標以上の削減を決める。この内容をちょっと紹介しますと、首長誓約とは、持続可能なエネルギーの推進、温室効果ガスの国の目標以上の削減、気候変動の影響への適応に取り組むことにより、持続可能で強靱な地域づくりを目指し、同時に、パリ協定の目標の達成に地域から貢献しようとする自治体の首長が、その旨を誓約し、そのために行動計画を策定した上で、具体的な取組を積極的に進めていく国際的な仕組みです。これに2018年から日本も参加して、誓約自治体が広がっています。

そこで、質問します。①です。

この「世界気候エネルギー首長誓約／日本」を調査・研究して、加盟に向けて行動を起こすときではないでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

世界首長誓約は、欧州連合が2008年から進めてきた取組で、日本では2018年

に「世界首長誓約／日本」が立ち上がっております。

今回、議員からの御質問により、「世界首長誓約／日本」についての様々な取組事項について学ぶことができましたので、今後引き続きの研究が必要と考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 気候変動による災害、その影響は地域によって違います。しかし、地球全体で起こっている問題から想像を働かせれば自らの問題となります。特に、気候変動によって、本市のユズの生育や異常な突風によるニラ、ヤッコネギのハウス被害なども今後予想されます。また、豪雨による中山間地域、物部川などの河川被害などが懸念されます。「世界気候エネルギー首長誓約／日本」の取組を指針にして、連帯する必要があると思いますので、加盟に向けての行動はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

日本では、2021年12月現在、29の自治体が誓約自治体となっております。地球温暖化対策を推進するに当たり、このような国際的な取組を研究していくことも必要と考えておりますので、既に誓約書に署名をしている自治体や県、近隣市町村の動向にも注視していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） この加盟のメリットということで紹介もあります。加盟することによって、まず、「地域創生／地域循環共生圏づくり」の後押しになる。その1つ目が、地域経済の再生や仕事の創出。エネルギーの地産地消、温室効果ガスの排出削減や気候変動などへの適応のための設備投資、住宅投資、消費支出などの拡大は地域経済の再生や新たな産業、仕事の創出ももたらす。2つ目が、自立的・安定的なエネルギーの供給。分散型で地産地消型のエネルギーの仕組みが構築されていると、自立的・安定的なエネルギー供給が約束されるため、地域の企業、住民は安心して事業活動や暮らしを継続でき、また、企業誘致の際にも有利な条件になります。これは災害に強い地域をつくっていくんですね。今回のように、ウクライナへロシアが侵攻したために、またガソリンがどんどん上がっていく、エネルギーが上がっていくということになっていきますので、その地域で支え合う仕組みができる。資金還流による地域経済の拡大が3つ目のメリットであります。地域電力小売事業が実施される場合には、これまでの地域外に支払われていた電気代が地域内に還流し、これらが地域内での設備投資や消費に向けられることにより、地域経済が拡大します。ちょっと紹介しますが、日本銀行が脱炭素支援として各金融機関に低金利でどんどん融資することを拡大しています、金利ゼロですね。金融機関は企業が再生可能エネルギーを含めた温暖化対策をやる場合は、どんどん融資するという動きになっていきますので、企業や金融機関が後押しする形になっていま

す。さらに、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に結びつくということも言われていますから、このメリットもぜひ含めて研究いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

そうしたら、②に移ります。

以前も紹介しましたが、家庭における熱利用は厨房とお風呂ではないでしょうか。今、電気やガスや灯油などによる熱利用が主流ですが、直接太陽光をそのまま生かす。お手元のタブレットに資料④を入れていますが（モニターを示しながら説明）、前回も紹介しましたように、こういう物を屋根の上につけていましたが、今は地上に据付け方式ができています。大変効率がよくて、これはそのまま厨房やお風呂に行きます。香北町の北岸に設置していますので、ぜひ見学したらいいと思いますけど、この家はすごくて、屋根から来る雨を庭にタンクを構えて入れていまして、庭の散水は全部雨水を使っていると。確かに理屈はそうですね、皆さんが飲む水道水、飲める水を散水するのはもったいない。雨水を利用するという取組もありますので、ぜひ研究する必要があります。

もう一つの写真下側は木質バイオマス。木のチップ、ペレットにして燃やしているというやり方で、これは徳島県。私、徳島県にも一回調査に行ったんですが、すごいですね。徳島地域エネルギー事務局長の豊岡さん、代理理事の加藤さんは徳島市の花屋さんの社長ですが、自分たちのための再エネルギーを進めています。熱利用の脱炭素化を進めない限り、温室効果ガスの排出量を2030年度に13年度比で46%削減するという目標は達成できないであろう。そうと思いますね。ヨーロッパではほとんど熱利用なんです、熱を供給する施設がずっとあるんです。森からの木材を燃やし、給湯や冷暖房などの熱源として利用するための効果のよいバイオマスボイラーが実用化されており、地域の熱需要を森林資源で賄うことは難しいことではない。そして、新型コロナウイルス禍からの復興を考えるときのキーワードは持続可能性と分散型社会だと。そのためには地域で持続可能なエネルギー源を確保することが重要で、これが脱炭素にも貢献すると、こう豊岡さんは言っています。そして、一部でいいから現地の人々や地域社会が事業に出資する形にし、設置場所や規模などの意思決定に参加できる形にしなければならない。そのための条例づくり等を義務づけることも必要ではないかということも言っています。物部町の再生・振興のためには、周りにたくさんの森林がありますので、こういう方向がすごく大きいんじゃないかと思います。この点を含めて、ぜひこれを進めていったらどうかと思います。この件についてどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

脱炭素社会を進めるに当たって、再生可能エネルギーの利用はますます重要となってきますので、必要性を感じております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） この方向が、「世界気候エネルギー首長誓約／日本」に加盟し、本市の誓約として打ち出せば、持続可能なエネルギー源として脱炭素に貢献すると思います。ぜひ研究して、実現に向けて取り組んでいただけないでしょうか。一層の研究を、どうでしょう。もう一度お願いします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、今後研究していきたいとは考えております。
以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ③です。

お手元の資料⑧を見ていただければ分かると思いますが（モニターを示しながら説明）、これはあるメーカーのマイクロ水力発電による発電施設。水道施設のいろんなところ、貯水、配水池とか調整池とかも含めて、このオレンジの丸いところでマイクロ水力発電が可能という施設です。

そこで伺います。

このように水道管を流れる水を活用したマイクロ水力発電を調査・研究し、推進に向けた取組をぜひお願いしたいのですが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

御提案していただきました水道を活用しての水力発電につきましては、平成28年度に、環境省におきまして、全国の各水道事業者アンケート調査を行っておりまして、中四国支部につきましても、2次調査において40か所ほどの候補地があるという調査結果も出ております。それから4年たち、技術も進んでおりますので、研究はしてみたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） このメーカーはこうなっています。お手元の資料⑨にもあると思いますが（モニターを示しながら説明）、右側に自治体と共同で発電するというものですから、上に書いてある「場所貸し」です。香美市の水道を借りてやる。そして、その発電したのは、今買取りが1キロワットアワー34円ですので、20年間買取りです。そのお金のうち、場所貸しとある下にありますが、香美市に対してお金が半々なのか分かりませんが、場所代を払うと。そのいろんな施設を造る場合もあるし、資料の左側にありますが、地元企業を活用すると同時に、香美市に対しては借りた施設の固定資産税も払いますと。ですから、香美市として一切負担が要らない、施設を造るのも全部メーカーがやるということです。このメーカーの取組についてはメリットが大きいと思います。診断も無料ですので、ぜひ香美市の施設でこういう方向が可能かどうか、

研究いただけないでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今回、調べていただきました案件、先ほど説明がありましたように、水道事業者の負担がなく、水流と設置場所の提供で賃借料を入れる方法により、全国的にマイクロ水力発電事業を展開している事業者であります。

また、実際いろいろ条件がありまして、その中でまた新規事業開拓に向けて、新年度からさらなる小さな発電規模、若干見てみましたが、なかなか上水では条件が厳しいところはあると思いますが、さらなる小さな規模でありましたら検討の余地もあるかは考えております。市の水道事業として2050年カーボンニュートラルへ貢献できるように、調査・研究をしていきたいとは考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 規模の小さいマイクロ発電施設もまた開発していますので、ぜひ研究いただいて、利用していく方向はいいと思います。なぜかという、その発電の売電益を含めて地域電力の分散ができますので、ぜひ研究をお願いしたいと思います。

④です。

地球温暖化対策を推進する国の2022年度予算に、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金があります。ちょっとお手元資料⑩で皆さんに示していますが、脱炭素事業に意欲的に取り組む地方自治体等を複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームとして交付金を設けたと、こう書いていますので、ぜひこれをちょっと研究して生かさないかなと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

本交付金を活用した取組を実施する予定は現時点ではございませんが、研究する必要があると感じております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今、国はこういう方向でどんどん進めています。企業もこの方向で動くわけですので、こういう有利な手だてを生かしていくことが今本当に大事ですので、脱炭素先行地域という形で、ここに書いていますとおり最初に先行地域をつくるということで、今募集をかけていると言ったらおかしいですが、やっていますので、ぜひ研究して進めていただきたいと思います。その辺、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） 国は、2025年度までに、全国に少なくとも100か所の脱炭素先行地域を選定する方向ですが、現時点では脱炭素先行地域に応

募することは考えておりませんので、県を初めとする先行地域の状況を注視してまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひ調査・研究していただきたいと思いますし、早くこういうことを生かしていくような議論をしていただきたいと思います。

この制度の中に、災害・停電時に公共施設へエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援する仕組みもあります。ちょっと余談なんですけど、来年度に物部消防分団屯所の建設があります。公共的な施設建設にも役立つ交付金だと思いますが、研究して生かす取組はどうでしょうか。これはどなたか答えられる方はおりますかね。ですから、今後こういう公共施設を造る場合は、こういう交付金も生かしていくことも研究する必要がありますが、その点はどうか。これは企画財政課長でいいですかね、ぜひちょっと情報共有していただけんかなと思うんですけど、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） お答えいたします。

交付金の活用につきましては、その事業の所管のほうで、財源について確認していただくことにはなっておりますけれども、御案内もいただいたところなので、こういった交付金についても、引き続き目配せをしていきたいと思っております。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 今回幾つもメニューがありますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

⑤です。

国のプラスチックごみ削減を目的とした、新法のプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環促進法）に基づいて、プラ 1 2 品目削減の取組が始まりました。ぜひ事業者とも情報を共有・連携し、脱プラスチックを含めた推進策を講じるときではないでしょうか、この点はどうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

プラスチックごみ削減を目的とした新法、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づき、事業者に対策を義務づける、使い捨て製品 1 2 品目を定めた政令を国が閣議決定しております。施行を見据えて既に一部では対策が進んでおりますが、今後、環境対策における行動が各事業者のイメージアップにもつながりますし、その行動により、排気量削減による環境負荷低減と処理費削減が見込まれそうです。

しかしながら、プラスチック資源をより循環していくためには、事業者、自治体、消費者、それぞれの取組が重要です。市としては、毎年実施している地球温暖化防止パネル展や広報等を活用し、環境に配慮した製品を消費者が選択することや、プラスチック

ごみ削減の啓発はもとより、プラスチック製品を適正に分別して排出するよう、市民の皆様への周知に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 本当に事業者も大変な状況と思いますので、ぜひ情報共有して。そこでちょっと紹介ですが、国の来年度予算に、脱炭素社会を支えるプラスチック等資源循環システム構築実証事業（36 億円）に、化石資源由来素材からの代替え素材への転換がうたわれており、事業者と連携すれば、トレイを代替えの木に変えるとか紙に変えるとか、いろんな研究があるんですが、これもちっとぜひ研究できないでしょうか。ちっと資料もあると思いますが、プラスチックに代わる、資源を代替えしていく素材づくりですね。どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

国が実施する本事業の実施対象者は、民間企業や独立行政法人等となっております。また、公募によるもので、環境省のホームページで過去の成果報告書を見てみると、大手自動車メーカーや大学、研究機関などの研究成果が掲載されておりました。本事業は、あくまでも事業者が主体的に取り組む事業と考えておりますので、現時点では市と事業者が連携を図り、事業に向けた必要な実証を行うことは考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） これを地域で本当に生かしていくような方向に、国の方向も変えていかないとこれは進みません。私たちも、スーパー等でプラスチックを買わない、なるべくごみを買わないということも必要と思いますが、そういう市民的な運動と同時に、こういう制度を生かしていくような制度づくりに声を挙げていかないといけないと思いますので、お願いします。

⑥です。

2030 年に向けて気候変動への対応が喫緊の課題だと思います。第2次香美市振興計画基本計画（令和4年度から令和8年度）、令和8年度といたら2026年ですので、気候変動の2030年まであと4年しかないところまでの基本計画です。この間、いろんな形で、SDGsの観点からも含めていろんな努力をされています。それ以上に、今、一層この視点が特別重要になっているという思いで、今回質問します。特に、2050年までにカーボンニュートラルを表明した自治体として、高知県と近くでは南国市が表明しています。この間、県と情報共有して、連携した今回のこの策定になったのでしょうか。その策定までの経過を教えてください。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

温室効果ガスの増加が影響していると言われる地球温暖化は、異常気象の間接的な原因とも言われ、一層の抑制が求められております。国においては温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す方針が発表され、脱炭素社会への実現に向けた取組が推進されております。香美市におきましても、住宅用太陽光発電システムの普及を初め、香美市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、市民・事業者と共同で地球環境を守り、持続可能な社会を築いていかなければならないと考えております。このような状況を踏まえ、策定時には国・県の動向も注視しつつ、専門委員会において協議し、審議会からの御意見も頂きながら策定しているところです。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） この基本計画はそうですけど、高知新聞によると、高知県がこの前の予算で、知事が中でも力を込めるのはグリーン化ということで、森林県の立場を強みにでき、産業育成、成長につながる余地も大きいと言って、アクションプランを実行に移す「元年」ということに位置づけています。ぜひ県とも情報共有して、連携をとっていくことが今必要だと思いますので、少なくとも2050年カーボンニュートラル表明自治体として、香美市もやっぱり検討する必要があるんじゃないかなと。南国市が表明していますので、その辺はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課参事、依光伸枝さん。

○環境上下水道課参事（依光伸枝君） お答えいたします。

12月の一般質問の際にもその御質問を頂戴しておりまして、12月に開催されました地球温暖化対策推進協議会におきましても協議を行いました。その中で、国・県が示す脱炭素社会に向けた取組が香美市でも重要だという結論に達しましたので、現在、香美市地球温暖化対策地域推進計画の中の削減目標の改定を行っている最中です。その中で明言していく予定です。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 環境問題は全庁的な英知を結集する必要がありますので、横断的な議論、個別具体化策も研究していただいて、ぜひ今後の個別計画・実施計画等に反映していただきたいと思います。また、高知工科大学には専門のセクションもありますので、ぜひ情報共有をしていただきたいと思います。

それでは、大きな2番目の質問にいきます。

○議長（利根健二君） 午前11時まで休憩いたします。

（午前 10時47分 休憩）

（午前 10時59分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 大きな 2 番目の質問を行います。

物部川の再生についてです。物部川濁水対策検討会の最終取りまとめを踏まえてお聞きします。

①です。

物部川の清流を取り戻し、この物部川を治めることが物部川濁水対策検討会全体の認識となっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今年度、現地視察も含め 4 回の検討会を開催しております。その結果、取りまとめ報告書を作成しており、本年度末に公表予定となっています。その報告書には、物部川の濁水等の問題解決に向けて、物部川流域の関係者全員で、永瀬ダムを含めた 3 つのダムの連携や改良などの根本的な対策を早期に検討、実施すべきと記載されるということです。

今後、官民を含めた物部川に関わる全ての関係者が、報告書を踏まえ、解決に向けた取組を推進していくこととしているため、時間はかかると思いますが、物部川の清流が取り戻せる、取り戻さなければならないものと考えています。地域の宝、住民の憩いの場である物部川、命の水である物部川を何とかの思いです。物部川流域治水も含めた総合的な治水対策は、今後、新たな展開にしていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 物部川濁水対策検討会の議論の要旨に、濁水のみならず、生物や海岸も含めた本検討会の目的を整理していく必要があるという項もありますので、ぜひこの一致点を見出していくことが必要ですし、担当課長が決意されましたので、ぜひこれをやっぱりやり上げていただきたいと思います。私たちが子供の頃は、物部川は本当に遊び場でしたし、清流を取り戻して、子供たち、孫たちの未来につなげていきたいと思いますので、お願いしたいと思います。

そこで、②です。

この検討会の中に、根源的には上流部の山の荒廃からくる土砂流出が止まらないことに要因があると思いますが、その辺の認識はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 山腹崩壊などにより、大量の土砂が河川やダム、貯水池などへ流入してくることが問題とは認識しています。関係機関において、治山対策や森林整備・管理、鹿などの食害による被害対策などを行っており、一定の効果はありますが、全ての土砂を止めることは絶対的に不可能です。物部川濁水対策検討会の取りまとめ報告書などにより、永瀬ダムを含めた 3 つのダムの連携を行うとともに、ダムの改良

など、根本的な対策を早期に検討、実施すべきとも考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 今ダンプで土砂を運んでいましてかなりのあれですけど、県を調べますと、本年度にダムの土砂を運ぶのが約 8 万立米で、安芸市のほうの海岸線に持っていつているそうですが、約 6 億円のお金をかけています。これはもともと令和 2 年度から 6 年度までの 5 か年計画で、約 25 万立米を取るとのことですけど、その費用が約 25 億円かかるらしいです。これ自身は必要な取組かもしれませんが、莫大なお金がかかっているわけです。しかし、根本的な解決ということにはならないと思います。本当に山の整備等をやらないと、今、御存じのとおり、ダム湖にたまっている土砂じゃなしに、その上流にある土砂を今運んでいます、上に見えている分を。ですので、ダム湖にたまった分はなかなか手をつけられないと思いますが、そういう費用を含めて、今後この在り方がどうかというのがあるんです。

そこで、先ほどの濁水対策検討会の議論の要旨に「近年の森林政策により森林の皆伐が進められ、」皆伐で全部切って、「その後は鹿の食害により植生が再生しない。」だから、もう植物が生えてこない状態になっている。「新たなリスクとなっている。上流域の自然林・人工林、または耕作放棄にもっと関心を持っていただきたい。発生源の問題が解決されない限り、濁水の問題は解決されない。」という一文があるんですが、この点はどういう見解でしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 結局、濁水検討や流域治水などで示された方向に向けて、各ポジションにての方向性を定め、示された方向にずんずん進んでいかないかんということやと思います。ただ、各ポジションの方向性のずれ、熱量、温度差などがあれば、合成力がずれて違う方向となり、停滞してしまうこともあるので、特に流域 3 市においては、十分足並みをそろえて進むことが大切と考えています。また、上流域でもある山の問題などは香美市が主体となるため、香美市としても今後検討していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 分かりました。検討会のとりまとめの中にあっただんですが、上中流域は脆弱で崩壊しやすい地質特性と書いていますが、多分これは桑ノ川の名前が名指しで出ていますけど、結局、ジュラ紀の付加体という地質ということが大きく影響しているのかなと、崩れやすい古い地層。ですから、ジュラ紀ということは、地質的に 1 億年から 2 億年前の地層ということなわけでしょう、これ。そして、付加体ということは削って、削ってかつおぶしがあがっていくような、上にいけばいくほど古い。普通の地層は下が古くて上が新しいんですけど、逆にかつおぶしが削られるような感じで、

上にいけばいくほど古い地層で崩れやすいということなわけですけど、そこの辺は議論としてあったんでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

地質の専門家ではないため、そこら辺の地質の問題まで踏み込んだわけではありません。ジュラ紀という話も出ていますが、仏像構造線南下の四万十帯地質・地層上に物部川は大体あるものやという形で、地図上で見れば認識します。25億年前に大地に刻まれた地質で、ほかの地質からいえば割合新しい地質と聞いております。特徴とすれば、岩質土壌で地滑りは少ない地帯となっていますが、豪雨時などには土石流や表層等の滑りなどがよく生じる地層ということもあるようです。

河川管理者として、桑ノ川の話が出ましたが、現地は調査しているようで、山全体の大きな崩壊はないとの報告は受けています。河川がUターンしているかのようにぐにゃぐにゃで、勾配等の諸条件により湾曲部などにどっさり堆積しているような状況との報告は受けております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 急峻な山があり、そして、この地質の問題も含めて総合的な検討が必要と考えます。

③です。

永瀬ダムの排砂バイパストンネル等による対策ということも、これまで挙げていました。これはやめる方向というか、このままではやっぱり永瀬ダムから砂を抜いたとしても、下流域の吉野ダムと杉田ダムにまた土砂がたまるわけですので、長期間の濁りは消えないのじゃないかと思います。この濁水問題検討の関係で、永瀬ダムを含めた状況はどうなっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 永瀬ダムにおける排砂バイパス等の対策が決定しているわけではありません。山林の荒廃や濁水の長期化、ダム・貯水池への堆砂、河岸の洗堀や河床の上昇や低下、河床材料の変化やアユなどの産卵場の減少など、山から海まで一体となった環境変化などの諸問題を根本的に解決するために、物部川流域の関係者全員で、永瀬ダムを含めた3つのダムの連携を行うとともに、ダムの根本的な対策の検討を実施すべきと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 3つのダムの総合的な検討をするということですが、杉田ダムとか、吉野ダムとかを含めて、どういう形なのかということが検討されたのでしょうか。排砂バイパスを杉田ダムにも造るとかも含めて、どういう検討がされたのでしょうか。

か。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後の検討と聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 結局、短くて勾配のきつい物部川に、3つのダムを造ってしまったということが大きな原因かもしれませんが、本当に清流を取り戻す濁水対策と同時に、暴れ川の物部川をどう治めるか、これは本当にすごく重要な内容だと思います。

④ですが、物部川濁水対策検討会の今後の取組はどうなっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） ④でいいですね。

○5 番（笹岡 優君） ④です。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後は、取りまとめ報告書の内容を踏まえ、解決に向けた取組を具体的に進めていかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） そうしたら、先ほど言ったような内容を含めて、総合的な検討をして取りまとめを、取りまとめは年度内ですわね、年度内で取りまとめて、解決への一定の方向性は出るという認識でいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） その方向性に向けて、各機関、各部署が取り組んでいかなければならないというふうに認識しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 微妙な表現ですけど、解決に向けた方向性は一定出すということでもいいんでしょうかね。そうしたら、今後、濁水対策検討会の開催予定はあるんでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後、取りまとめ報告書の内容を踏まえ、解決に向けた取組を具体的に進めなければならないということです。既存の協議会、物部川水系流域治水協議会や物部川清流保全推進協議会などとも綿密に連携、情報共有を行い、具体的な内容についてフォローアップをしながら、必要に応じ柔軟に見直しを行っていかなければならないということになります。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ⑤に移ります。

先ほど紹介しました、第２次香美市振興計画基本計画の７８ページに、「重要課題について総合的・横断的に検討できるプロジェクトチーム制度の導入を進めます。」と明記しています。この物部川再生と流域治水は本市にとって最重要課題ではないでしょうか。ぜひプロジェクトチームを編成する方向で進めていただけないでしょうか、見解をお聞きします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

当然重要課題とは考えています。現在でも、濁水対策検討会や流域治水以外の清流物部川を取り戻すための流域組織の市の担当課などとは、十分協議も行っています。また、今後現地対応などの段階となれば、関係各課串刺しによる検討は絶対に必要です。ただし、現段階では関係機関と密に連絡や情報共有を行い、必要に応じ柔軟な対応が大事と考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） ぜひお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。大きな３番目ですが、この濁水問題にも関係する、森林整備の緊急性について幾つかの角度から質問したいと思います。

①です。

物部川濁水対策検討会でも指摘があった、山の崩壊と国有林の在り方、皆伐推進の影響などを考慮し、第２次香美市振興計画基本計画の２０ページに、国有林野事業との連携を強化すると明記していますが、ちょっとここで紹介しますけど（資料を示しながら説明）、この香美市がつくったゾーニングのグリーンのところが国有林です。ですから、山の分水嶺から香美市のほうへ流れてくる上流部は、全部国有林なわけです。まあ、全部じゃないですが、ほとんどが国有林なんですね。ですから、その点はどういう形でやっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

森林環境教育の事業としまして、子供たちに木や山に関わる職業を知ってもらう「かみんぐ kids 木の学校」は、本年度はコロナ禍のため中止としましたが、この中で木を育て森を生かす仕事として、高知中部森林管理署に講師として参加をいただいております。

また、森林管理につきまして、本年２月に国、県、流域３市ほか、関係機関が参加し、物部川清流保全推進協議会部会「山の保水力の回復を図るワーキンググループ」が開催されました。物部川流域の森林の整備・保全に関しては、既に様々な組織・団体・企業が取組を実施している状況ですが、近年の気候変動の影響による洪水規模の増大に対応するため、流域のあらゆる分野・関係者が協働で流域治水に取り組むことになりました。

今後は、現在行っている取組の中での課題を抽出し、具体的な対策を検討するといった連携を図っていくこととなっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 先ほど言った物部川濁水対策検討会に、そういう森林管理署や海の漁業組合も含めて、いろいろな関係者がやっていますので、物部川全体の流域で検討するということは、すごく前進していますので、その点の努力は本当にありがたいことだと思います。ぜひ森林管理署と連携していただきたいのは、やっぱり上流部で皆伐が進み再造林が進まなかった場合は、どういう形になっていくのかということも含めて、その辺の情報共有はできているのでしょうか。今後の計画、国有林はどういう形で木を切って出していくのか、それから、今後の再造林計画はどうなっているかという情報はつかんでいるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

先ほど申し上げました「山の保水力の回復を図るワーキンググループ」におきまして、今後対応していけるものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひ情報共有してください。

②です。

香美市振興計画基本計画の46ページに、木材の生産と活用に関連して、香美市未来の森づくり委員会を廃止するという、条例廃止で要綱で対応するという事らしいですが、「市民からの声を集めて森づくりへ生かす場や、市として木や林業に関わる市内事業者とのつながりを広めていく場を作るという新たな活動方針」を示すとなっています。これが今回の条例改正の関係等での提案の中身、ちゃんと議案細部説明書に書いていますけど、今、市内製材所の継続性が担保できない状況に置かれているのではないのでしょうか。後継者の問題も含めて具体的に急ぐ必要がありますが、どのような構想をお持ちなののでしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

香美市未来の森づくり委員会は、令和4年度から第2期目となり、県、森林組合、製材所、大工等で構成をし、森づくりに関し市民から意見をいただいた上で、事業の具体化を検討していく形で継続します。

木材の生産と活用に関しましては、本市ではこれまでも木材の生産だけでなく、市産材の活用を広げるために、木材住宅支援事業や森林環境譲与税を活用した「かみんぐBABY木のギフト」などの事業を通して、木材加工や木製品といった木材と関わ

る産業の振興も支援しています。産業の振興は民間と共同で取り組むものであり、方向性を決める上で民間の思いや要望等が必要と考えますので、協議を重ねていきたいと考えております。また、製材所も含めた市産材の流通として、市の支援の在り方を考えるためには、商業等他分野の視点も必要だと思われるため、関係課とも連携をとって検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ちょっと確認なのですが、今後条例を廃止して要綱でやるということなのですが、進めていく委員会の名称とメンバーは同じなのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 名称は「香美市未来の森づくり委員会」で現在と同じです。メンバーにつきましては、第 1 期に引き続き、林業や木材関連産業を担う方たちを想定しておりまして、建築士会や商工会、森林組合、中央東林業事務所などから推薦をいただく形で予定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 地元の森林資源を出してきて、そして、製材し、乾燥し、プレカット、製品化して市場へ出していくという、この全体的な流れの構想はどういう形に具体化していくか、その時期も含めてどういうことの検討をされていくのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） その部分に関しましては、今後、協議を重ねていきたいと考えておりますので、時期といったものも現時点ではありません。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひ法光院市長にお伺いしたいのですが、本当に今、先ほどの県の方向もグリーン戦略じゃないですが、向かっていますし、森林整備が地球温暖化に対して大きな役割を果たしていくこともあっていますので、この辺で香美市の持っている魅力というか、今後の可能性ということで何か気持ちがありましたら、お答えいただきたいと思いますが。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 林業振興についてお答えいたしたいと思います。

さきの質問にもありましたように、二酸化炭素を固定している木を上手に使っていくということが、環境にも大きく貢献していくことであって、県もグリーン化を非常に重視しているわけであります。

私たちも、この林業については町の大事な産業でありますので、しっかり応援していかうということで、林業事業体には後継者の問題もございますので、林業大学校を卒業

されて就職される方についても、雇用の応援ということで、5年間継続して応援することで林業事業体を支えている状況でございます。

一方、林業事業体は、山の整備、荒廃した山もありますけれども、こうした山を生き返らせるために非常に懸命に優れた技術で頑張っておられます。そのためには、やはり作業をする効率を上げなければなりません。集約化をする、あるいは、作業道を整備をしていくことが非常に大事になってまいります。今、森林環境譲与税がスタートして、私たちはこれを基金に積み上げる方向ではなくて大いに活用していく方向、できるだけ基金には積み上げないで、山の再生に活用していこうということをやっております。ただ、この再生について大事な、今申し上げました作業道などについては、森林環境譲与税の対象になかなかしていただけなかったという経過がありまして、このたび和歌山県、あるいは秋田県の市長と一緒に、国会議員の方々にこうしたものも認めろというお話をさせていただきました。前向きに検討してくださるというお話をいただいておりますので、こうしたことも認められれば、森林整備がどんどん進んでいくのではないかと考えております。

木材は上流からということで、下流の木材を活用していただく皆さんの木材への関心を高めなければなりません。そのために、市内木材を活用して建ててくださる家については応援をしておりますけれども、さらに、公共施設については、木質化を図ることをしっかりやっていく必要があるのではないかと考えております。これらについては、建物だけではなくて、今この議場は木の机、木の椅子でありますけれども、事務室の中はスチールの机、スチールの椅子であります。これらも順次木質に変えていくというふうなことをやることで、子供たちも小さいときから木に親しめるような環境、そういう温かみのあるまちづくりと同時に、しっかり産業、林業を元気にしていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 学校のスチール机から木質の机というのも含めて、「おかえりモネ」という番組もやっていましたね、森林組合と一緒に学校に木を使っていくという。ぜひ森林環境譲与税を基金じゃなしに活用していくという方向で、本当に地域にある木材をいかに地域で使っていくのか、そして、先ほど言った木質ペレットやボイラーも含めて、活用をお願いしたいと思いますので、研究をお願いします。

③です。

森林環境譲与税、そして、令和6年度から森林環境税というものがありますが、有機的な活用が必要であります。物部川濁水対策検討会の問題意識との関連性が高い点でも考慮する必要があると思います。いの町では里山再生支援事業として、竹林を整備する、里山の林も整備する取組等にもこの税を出していますので、今こそ地域住民や山主・林家の方々の具体的な要望をやっぱり調査する必要があるのではないのでしょうか。そして、効果的な森林整備を進めるために、森林環境税を生かし、公共の事業として積極的に取

り組むときではないかと思いますが、この点はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

森づくりに関しましては、市民からの意見を募る方法も行いますが、森林環境譲与税を活用した市の事業としまして、間伐等の整備が行われにくい公道周辺の森林整備の実施を計画しています。公道周辺には電線等施業の支障となるものが多く、道路の通行止めが必要となるなど、森林所有者の費用負担が大きく、施業が進みにくい状況にあります。他県では、台風の倒木被害等から長時間の停電、断水等の被害が引き起こされた事例があります。公道周辺の森林整備を進めることにより、視界の回復や災害時に倒木が発生した場合も、できる限り早期の復旧が期待できるものと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひお願いします。本当に積極的なそういう取組が必要だと思いますので。

確かに個人の山林資源ですが、その果たしている社会性、社会的な価値をどう位置づけるかをやらないと、自然に働きかける林業は自然環境の問題でもありますし、この社会性を明確にした施策が必要と考えますので、ぜひ実態調査も含めて、効果的な支援策を講じていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、④です。

森林整備を進める上で鹿の食害は深刻な問題だと思います。現状の認識としてお聞きしますが、鹿の頭数は増えているのか、減っているのか、その辺の認識は。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

高知県による平成29年4月作成の、第4期高知県第二種特定鳥獣ニホンジカ管理計画によりますと、高知県全域における鹿の推定生育頭数は当時7万6,938頭であり、推定自然増加頭数は年間1万4,881頭となっています。高知県における鹿捕獲頭数は、平成24年度の1万5,845頭から、平成25年度には1万9,093頭に増加し、以降は横ばい状態で、令和2年度2万286頭となっています。以上のことから、推定自然増加頭数が年間約1万5,000頭に対しまして、年間約2万頭を捕獲しておりますので、高知県全域での頭数というのは多少減少傾向であると推察されます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 私自身、前調べてきたんですが、御存じのとおり、鹿には下あごに門歯といって、前に1つの歯があるんですね。それで木の皮を剥いていって、木を枯らせていく、倒木させていくわけです。高知新聞の声ひろばにも、鹿の頭数が増えているのか、減っているのかと疑問の声が寄せられていました。これは大量捕獲の関係

等をやらないと、再造林のときに本当にこれが大変大きなネックになっています。再造林は、この前の１２月定例会議でもありましたが、３０％ということで、全部切っただけからの再造林が３割しか進まないということになったら、大変な状態になるわけです。

高知県では香美市も含めた剣山系、それから、嶺北地方、幡多の黒尊地域、三本杭とか篠山エリアの３つに異常繁殖して、そこで増え続けてきたので一応手を打ってきた。しかし、今多くの方々はもう石鎚山もやられるんじゃないかと危惧を持っているわけです。私も２０１９年の３月定例会で、兵庫県森林動物研究センターとの連携の必要性を質問しました。当時の担当課長は、それに対して研究してみるとお話しになったんですが、鹿の特性について、科学的な知見と、それに基づき鹿と向き合うことが効果的な食害対策になるんじゃないかと思います。ぜひ兵庫県森林動物研究センターとの調査を含めて、情報共有をしていただけないでしょうか。野生動物の中で唯一鹿が自分の体を変えていくことができる、毒性のものも食べていく、自分たちの種を残すためには本当に必死で妊娠率を高めて増えていくということを言われています。確かに獺は増えているかもしれませんが、減っているかどうかというのは。この前も甫喜ヶ峰で子供が見ました。日中で見れるということは、その周りにたくさんの鹿がいるということです。それから、同時に鹿とイノシシは共存できません。鹿が山に異常繁殖したら、イノシシは全部下に追いやられてくるんです。ですから、またイノシシ被害がこの平野部でも起こるわけですので、研究をお願いします。この研究はどうでしょうか、連携といいますか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

先ほど申し上げましたように、近年では減少傾向であると思いますので、今後の頭数の推移、それから、食害の状況により、必要であれば連携を検討したいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 分かりました。

大きな４番目にいきます。

農地保全策について聞きます。

①です。

農林水産省が水田活用の直接支払交付金を見直しました。この影響によって地域の農業は深刻な事態に陥るのではないのでしょうか。その影響をどのように見えていますか、お聞きします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

国による令和４年度の農林水産予算編成に伴う水田活用の直接支払交付金について、見直し方針が発表されました。本市においても影響が大きいとみられる内容としては、交付対象水田の取扱いが見直され、今後５年間に一度も水張りが行われない農地は、交

付対象水田としない方針となります。見直しにより懸念されることとしましては、農家への交付金減少に伴う経営収支の悪化や耕作放棄地の増大など、様々な影響が想定されますので、今後の推移を注視していきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 推移を見るだけではいかんと思うんですけど、どうでしょうか。今度の制度見直しの主な内容は、1 番目に、水路やあぜがあっても 2022 年から 5 年間、水張り、水稻作付、稲を植えない農地は対象外なんです。だから、転作奨励金がこなくなるんですね。2 番目が、多年生牧草は 10 アール当たり 3.5 万円から、種をまかない年は 1 万円に減額する。3 番目に、飼料用米の複数年加算、1.2 万円の分ですが、これを廃止するということです。この影響面積は香美市としてどれくらいになるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

今後 5 年間でありますので余り正確でないかも知れませんが、令和 3 年実績で交付金をもらった方の全体の面積はおよそ 928 ヘクタールで、このうち今回のルールにより今後対象外水田となる可能性があるのは、およそ 104 ヘクタールと予想されます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 大変ですね、これは。米価の暴落には対策を打たれていません。その上、この補助金を引きはがすようなやり方をやります。水田活用直接支払交付金は、麦、大豆や多年生牧草が 10 アール当たり 3.5 万円で、ソバ、ナタネは 2 万円です。5 年間米を作付しない場合はなくすということになります。長年、政府の方針に従って転作をしてきたんですね、転作は香美市もずっと進めてきたわけですが、農家の意見を調査すべきじゃないでしょうか。そうしないと、もう水田も含めて、転作に協力してきた方々の気持ちが折れるんじゃないかなとすごく心配しますが、調査するような考えはないでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

国におきましても、現段階で詳細は明らかにされておりませんが、現行ルールの再徹底と現場の課題検証及び各地域固有の課題把握のために、調査を発出予定となっております。農家の皆様から直接御意見をお伺いする調査については、現状では考えておりませんが、今後の全国的な動向を注視しつつ、近隣の市町村対応も参考に検討したいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 転作が国の施策によって長期固定化する中で、米を作れない状態になっている、水田に容易には戻せないところがたくさんあるんじゃないかと思います。必要のない外米の 77 万トンを入力し、ミニマムアクセス米を入力し、一方では農家に減反を押しつけていたと。この本当にゆがんだ政府のやり方が影響しています。今、政府は食料自給率 45% の目標を掲げていますが、これに逆行するような方向ですので、ぜひ実態調査をやらないと、先ほど担当課長が言ったとおり、これはまた耕作放棄地をつくる可能性になると思うんです。もうやめたと、こうなったら大変な環境になると思いますので、ぜひ調査等を検討ください。

②です。

もう一つ困難な問題が、通称ジャンボタニシ、正式名称がスクミリンゴガイと言うらしいですが、これによる稲の食害が広がっています。山には鹿の食害、農地にはこのジャンボタニシの食害があります。被害実態を把握して、効果的な対策を講じる必要があるのではないのでしょうか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えいたします。

ジャンボタニシによる香美市での被害状態については、農林課では把握できておりませんでしたので、高知県中央東農業振興センター、J A 高知県香美営農経済センターに問合せをしましたが、どちらの機関においても把握できていない状況でした。

対策につきましては、高知県病虫害防除所が病虫害の発生予察情報を毎月発表しており、県下的な発生状況や発生予想、その対策について公表しています。また、農林水産省においても、農業者向けの防除対策マニュアルやチラシを公開しています。現状では公表されている情報を基に、農業者の皆様において個々に防除対策を実施していただくことに委ねるしかない状況でございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 高知新聞の幡多支社の稲の食害対策というコラム記事で、電流を流したらジャンボタニシが集まってきてという記事がありまして、面白い注目ですが、こういう研究をされています。食害は全国規模で広がっているんです。野市町向いで県道を下りていただいたら、途中で中古車センターの展示があります。その向こう側の田んぼを見てください。今年また、もう一面稲を食われまして、もう稲がないです。それぐらい食われていますので、ぜひこれは研究する必要があります。椿油のかすを水にはったら効くということですが、これは漁業等に影響するといって農薬取締法違反なんです。ですから、やっている方々は水が外に漏れないようにしてやっているらしいです。しかし、一斉にやらないと効果がないんですね。ですので、ピンクの卵を産みますが、卵の時点から処理できないものなのかも含めて、ぜひ声を上げてみてください。これは今後大きな問題になると思いますのでお願いします。

③です。

この間の米価下落、資材の高騰、燃料の高騰など、農地の保全、農業、集落機能まで後退することが危惧されます。独自の農地保全策を講じるときではないでしょうか。その点はどうでしょう。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

農地を守る農地保全施策については、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度など、様々な支援施策が国・県により講じられており、香美市においても地域のニーズに応じて積極的に取り組んでまいりました。また、独自の支援施策としまして、地域の皆様が農道や農業用水路の維持管理を行う事業に対して、地域活性化総合補助金により支援を行っております。今後も、これら各種施策を効果的に活用することができるように取り組んでまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） さきの森林整備の問題でも指摘しましたが、第一次産業は自然を相手にしている産業です。地球温暖化対策にも農地の保全は大きな課題となっています。このまま放置すれば、取り返しのつかない事態がきていると私は感じています。第2次香美市振興計画基本計画のパブリックコメントにも上がってきていますので、ぜひ検討いただきたいと思います。

高知県は香長平野、高知平野の二期作で全国的にも有名ですが、米も含めて食料を県外、海外に依存している輸入県です。また、農産物の対県外、県の貿易収支と言いますけど、これも赤字なんです。依存しています。この点をしっかり考えないと、近づいている地球規模での食料危機に対処できないと思いますので、今回ガソリン高騰、ウッドショックの教訓も含めて、外に依存するのがいかに危険かということを考慮して検討いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

大きな5 番目です。

子供の権利を守る取組について質問します。

子供の権利条約は、（１）生きる権利、（２）育つ権利、（３）守られる権利、（４）参加する権利を保障することを明確にしています。この視点で、子供たちの健やかな成長を保障する教育行政が今大事だと考えています。

①です。

通学路における交通安全対策の推進（個別補助制度）が創設されました。本市として具体的に安全対策を推進する計画はあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

香美市における通学路の安全対策につきましては、以前の議会でも御説明しておりま

したとおり、香美市通学路安全対策連絡協議会で、毎年各学校などから報告のある危険箇所につきまして検討・協議し、可能な限り対策を行っているところです。

今回の個別補助制度につきましては、令和3年8月4日、関係閣僚閣議決定の「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」に基づく通学路合同点検を実施し、抽出された対策必要箇所における交通安全対策に対する国土交通省の補助制度となっており、令和3年度の香美市通学路安全対策連絡協議会で対策を協議した箇所を報告しております。

当該補助制度につきましては、令和3年度に各学校等から報告のあった危険箇所の中から、建設課において補助対象要件等を含めて抽出、計画してくれております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 2015年から2019年の人口動態調査によると、1歳から14歳の子供たちの不慮の事故による死亡原因の第1位は交通事故です。その中で、2歳から9歳までは同じ死因の約半数を交通事故が占めています。ですから、横断歩道を右を見て、左を見て、もう一度右を見てから手を挙げて渡るなどの自衛教育も大事です。しかし、横断歩道は歩行者優先ですので、道路交通法第38条の義務で、マナーではなくルールになっています。自衛教育頼みだけでは防げないというのが、今の実態じゃないでしょうか。もともと日本の場合、道が狭くて死角が多い国の中で、モータリゼーションをつくってしまったと。そういう中で、積極的な安全対策、道路構造改革が必要だと思います。車道と自転車道と歩道の分離など、特に香美市の場合は商店街通りの速度規制や安全対策等も急がれます。先日、山田小学校北で実験的に、ぼこぼこことスピードを出したらバウンドするというのがあったと思います。それから、高知市内では真っすぐな道じゃなしに、カーブする道を造っているところもありますけど、それも含めて、山田小学校の実験はどういう形の結果になったのでしょうか。建設課長、何か答えることがありましたら。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

国土交通省により、生活道安全対策、ビッグデータ（ETC2.0の挙動データ）等の事業により、山田小学校北の市道山田小北通りにおいて、令和3年2月と3月に可搬式のハンプ、マウント型になりますが、設置により社会実験を実施しています。その結果は平均速度にして時速約10キロメートルの減速となり、併せ撤去後もピーク時の75%の車両のスピード減が見られたようです。当該箇所を走行することが地域住民に浸透し、安全意識が向上したものではないかと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほど商店街通りの問題を言いましたが、通勤の車等も含め

て、以前防災関係でも言ったんですけど、香美市の楠目から栄町までは電信柱1本分の高低差がありますので、東から西へ向いて商店街を走った場合、思わぬ勾配があって速度が出ます。ぜひこれも検討いただきたいと思います。

②です。

○議長（利根健二君） 午後1時まで休憩いたします。

（午前 11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） それでは、②の質問に移りたいと思います。

憲法における地方自治、地方のことを自ら治め、国から独立した住民の意思に基づいて行う地方自治ですが、この権利が尊重されてこそ、子供が主人公、主権者としての教育も推進できると思います。しかし、一方で、今、一斉休業や全国学力テストなどの中央集権的な方針が強まっています。今こそ教育の地方自治について豊かに議論するときではないかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 笹岡議員の御質問にお答えいたします。

教育の地方自治につきましては、御案内のとおり、国で定められた教育基本法の理念に基づき、文部科学省が定めている学習指導要領に示された基準により推進しておるところでございます。

今期学習指導要領は、急速に変化し続ける社会にあって、自分の進む道を切り開くことのできる資質・能力の育成を目指すことが明示されました。これによりまして、何を教えるかといった内容のみではなく、いかに学び、何ができるようになるかに重点を置く教育への質的転換が図られたところでございます。これに伴い、各地域や学校においては、教育資源を活用し、積極的・主体的に子供の視点に立つ教育の実現を図ることが求められておるところでございます。

この教育の要となっているのが探究的な学びでございます。香美市におきましては、令和元年度に香美市教育振興基本計画後期案を策定いたしまして、探究的学びを柱とする市民みんなによってたかって育てる「よってたかって教育」により、「郷土を愛し未来を拓く人を育てる教育」に取り組んでいるところでございます。このことによりまして、香美市内3中学校区におきまして、それぞれの地域の特性を生かした特色ある小中一貫教育を展開しております。

こうした教育の充実を図るために、教職員がともに学び合う研究発表会や研修会の機会や場において、先達の実践にも学びながら、子供の資質・能力を引き出し育てる授業に工夫・改善しながら、協議を重ねておるところでございます。コロナ禍ではございま

したけれども、リモートなどの工夫によりまして開催を継続し、実施しておるところでございます。

香美市は、香美市の子供たちのための香美市ならではの教育が、活発に行われていると自負いたしております。これも皆様の御理解と御支援あつての実現でございまして、今後も皆様とともに力を合わせ、一層の充実・発展に力を尽くしてまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） この間、よってたかって教育や I B 教育など、本市として独自の教育論に基づいた取組等もありますし、先日御案内いただきました、参加はできませんでしたが、こういう研究発表会で教育実践等、「児童の主体性を育む探究的な授業をめざして」とかも含めて、いろんな研究もされていますし、交流もされていると思いますが、今、コロナ禍の中で、多くの子供たちはこれまでにない制約をされた環境で苦しんでいます。今ほど教育とは何か、原点に返った議論が必要と感じています。「教育」はラテン語の「〇〇を引き出す」という意味と、「善い（道徳的に望ましい、正しい）人として立派に育てる」という言葉らしいですが、ドイツ語では「内側から外側へ引っ張り出す」ですから、子供の内に隠されている様々な能力・才能を教育者が引き出すことだと考えています。しかし、今この間の自己責任論から含めて自己否定論、自己否定が大変子供たちの中にある。やはりどうしても私自身も親ですが、どうしても減点主義というか、まず、いけないところに目をつけて、いいところを褒めるというのはなかなか難しいわけですが、息苦しい社会にあるのかもしれない。高知県には綴方教育の上田庄三郎や小砂丘忠義など、優れた教育実践者が自由民権、また、土佐の教育を引っ張ってきました。この豊かな教育論を展開することが本当に今大事ではないでしょうか。ぜひ教育の自主性、自主権といいますか、主権者教育の視点も含めて検討いただきたいと思います。その点何かありましたら、ないですかね。よろしくお願いします。

③です。

学校が個性を尊重し、可能性を引き出し、ミュージアムのように楽しく、わくわく、好奇心にかられる居場所にするためにも、多様性を重視し、教育委員の定数を増やすべきではないかと考えますが、見解をお聞きします。

○議長（利根健二君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） お答えいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、基本的に教育委員会は教育長、及び 4 人の委員をもって組織すると定められており、現在の体制で特に問題なく運営できていますので、増員については考えておりません。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 教育委員は、以前は地域住民の意思を反映させるために、選

挙によって選出される公選制を採用していました。しかし、今、不登校やいじめ、コロナ禍での教育環境の困難さなど、様々な問題が発生しています。多様性の時代です。重層な教育行政を前進させるためにも、教育委員の定数を増やす必要性について議論はできないでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） 教育委員の増員については、条例で定員を定めなければならないとなっておりますが、文部科学省のホームページを見ると、5人以上の教育委員については、基本的には県及び指定都市といった大きな都市を想定しておりますので、なかなかうちのような小規模の都市では難しいかと考えております。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 法律上は「以上」ですので、別にやっただけいけないという話じゃないんですよね。先ほど言ったように、こういう今の状況ですので、どうかということです。

ここに高知工科大学の広報誌があるんですが（資料を示しながら説明）、その中に載っている「政治現象を紐解く「科学的手法」を構築し、政治学の発展に貢献したい」ということで、なかなか興味深いいろんな論文というか、研究されているなと感じました。そして、この准教授は、「今世界中の政治学者の間で、民主主義は危機的な状況にあるとの認識が広がっている。そんな時代だからこそ、民主制と独裁制を比較することの意義は大きいと強調する。」ということですが、やっぱり本当に人格をつくっていく場合の主権者教育も含めて、こういう研究をされている方もいらっしゃいますので、ぜひ多様な、特に今日も決議を上げましたが、ロシアがウクライナに対して侵略するという、また、気候変動やコロナのパンデミックが人類の未来に警鐘を鳴らしています。人類が愚かな過ちを犯さないためにも、多様な議論を深める教育委員会の充実を願っていますので、ぜひ検討いただければと思います。もし教育長、何かありましたら。ないですか。④です。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、これから卒業式や入学式など体育館の活動が増えます。それに対応するジェットヒーターの設置など、また、今後、クラスター等を含めた場合の分散授業とか、会議用の机・椅子とか、行事のときの動線を分けるフェンスとか、いろんな対策が要ると思うんです。ですから、感染予防対策を講じるために、この臨時交付金を活用できないでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、小・中学校等に希望を聞くなどして積極的に活用してまいりました。今後につきましても、今までと同様、積極的に活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ぜひお願いします。今回、来年度も含めて約 2 億 3,400 万円の臨時交付金が香美市にくる予定ですので、そのお金を生かしていただいて、先ほど言った子供の権利条約、子供の生きる、育つ、守られる、参加する権利を保障する感染対策をお願いしたいし、この間、議会でも同僚議員から質問がありましたが、学校外の授業をするときに、山田堰のところにトイレがないということで出ていました。せっかくだから、仮設トイレも含めた感染対策ができるような授業を生かすためにも、この交付金を生かしたらどうかと思いますので、研究をお願いしたいと思います。

最後の大きな 6 番目の質問です。

①です。

国道山田バイパス整備事業の用地交渉のめどと、供用開始の時期はいつになるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 県中央東土木事務所のほうに確認いたしました。全体的な進捗状況についてですが、令和 2 年度末現在で、全体進捗としまして 21.7%、用地買収率は 52.2%となっています。本年度から佐野工区の工事の一部着手しており、今後は本格的な工事着手に向け、用地買収など、さらなる取組を進めなければなりません。なお、事業完了時期は令和 10 年代前期となっています。

市としても、用地交渉などについて、相手方もあり、デリケートな問題であることから、今後も今以上慎重に、県と一体となり進めていかなければならないと考えています。以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 用地買収が 52.2%です。令和 10 年ということは 2028 年ですので、これからまだ 6 年以上かかるわけです。用地買収の関係で、予岳南に、構造改善事業で市が先行取得し県に移管した地域がありますが、この分も含めて 52.2%ということなのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 当然含んだ買収率となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） この地域は、結構、構造改善でかがみの育成園のところからずっと市の土地があったわけですが、そこは県に移管されていますので、それを入れて 52.2%ということは、用地買収はかなり遅れているということですね。

②です。

都市計画道路宮前秋月丸線の土佐山田駅北の県道からのアクセス区間については、令和 7 年度から計画の作成・設計に取り組むとの全体計画が示されていますが、どうい

状況でしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 担当課としてですが、現在施工中の都市計画道路新町西町線の完了を第一と考えています。その後、まちづくりの核として、あけぼの街道、県道前浜植野線からのアクセス、身の丈に合った駅北ロータリー等広場計画及び自由通路について検討したいと考えています。ただし、財政面も考慮し、交付金や補助金の活用は必須であると思いますし、事業採択には町のコンパクト化などデメリット部分もあり、用地及び予算、維持管理費用等、クリアしなくてはならない問題もたくさんあることから、慎重な判断となります。そのため、現時点での明確な着手時期などは未定となりますが、ＪＲなどとの事前協議的なものは、次年度以降から進んでいきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） モニターに資料⑥を映していますが、このあけぼの街道から入るロータリーを含めた計画があるわけですね。今言われていた来年度からＪＲとの事前協議を行うとは、どういう協議をしようとするのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

まず、ＪＲといいましても鉄道アンドバス、それと関連企業、コンビニなんかをやりゆうところなどと、市としての予定ではあるが、アクセス及び身の丈に合った駅北自由通路計画があることを伝え、ＪＲ側にも決してマイナスではなくプラス要因であることなど、用地協力が得られるようもっていかねばと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） ＪＲなどとの協議の「など」とはどこが入るのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、ＪＲにもいっぱいあって、関連会社、それと用地関係のところなどに行けたらと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 国・県との協議というのは必要ないという認識でえいでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） これも先ほど述べましたが、交付金や補助金の活用は必須であることから、当然必要な協議事項だと思います。

以上です。

思うんじゃないくて、せないかんことです。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ③に移ります。

まず、本市から高知市に働きにっている市民が、約 2,200 人いらっしゃいます。ヤンマーからの引込線跡等を駐車場にして、エコ通勤の推進・奨励等、土佐山田駅の活性化をすることも一つの検討ですし、これが引込線ですね（モニターを示しながら説明）、このセイレイ工業からもともと斜めに入っている、赤く塗っていますが、これもどう生かすかというのは今後の課題だと思いますので、ちょっと意見を言いましたが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも道路整備の担当課としてのお答えとなります。議論好きな、ちょっとおかしげな課ですので、建設課にて一部過去にも検討した経緯があります。その時点では、駐車場整備を行い、実際の入出の方法及び整備費用等を考慮すれば、道路整備の担当課としては、市として行うメリットはないと判断いたしました。ただし、正式な業務として検討したわけではありませんので、御了承願います。

また、現在 J R にてパーク・アンド・ライドの駐車場も空いている状況です。市の計画自体は持っていません。市街化区域内にお住まいの方は、せっかくの駐輪場もあることから利用していただき、市街化区域以外の方々は、最寄りのバス停や駅などへのキス・アンド・ライド方式、家族など身の回りの方々の乗り合わせにより、最寄りのバス停や駅などへ向かう方法にて御利用願えたらと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 鉄道駅のバリアフリー化基準が、1 日平均利用者数を 3,000 人から 2,000 人に引き下げられました。コロナ禍前は 2,000 人を超えていたのではないかと思います、山田西町駅の量にも関係があるんですが。高知市まで約 20 キロメートル以上ですので、ガソリン 1 リッターで 10 キロメートル走る車であれば約 2 リッター要ると。1 リッターは今 180 円ですので 360 円と。360 円といたら、ちょうど土佐山田駅から高知駅へ行く普通料金なんですね。ですから、本当に先ほど言った環境問題も含めた中で、こういう駅利用の推進をどうしていくかということですので、ぜひバリアフリー化も含めた、このバリアフリー化は後でちょっと自由通路の関係も含めて聞きますけど、工夫、施策が要ると思います。

④です。

新町西町線は、何を一部変更するのでしょうか。また、開通が急がれますが、供用開始時期はいつ頃になるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 国からの予算配分、また、雨水管等の附帯施設の施工状

況などもあり、併せ、県警等によります信号機及び規制標識等の設置工事もあることから、全線開通は令和５年度末予定となります。その中で、通学路でもあることから、新設区間のあけぼの街道から既設道路までについて、一部歩道を仮歩道としての早急な供用を、関係機関などと協議を進めたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 令和５年度末ということは、２０２４年３月ということですね。そこで、国からの予算配分で予算措置ができていないところがあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

その他事業、先ほども言いましたが、雨水幹線等工事の遅れなどにより、事業費の年度配分などが遅れてきたということになります。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 雨水管施工計画の今後の見通しはどうでしょうか。それが遅れたのは、線路下のあれが遅れたのが大きな原因かもしれませんが、その見通しはどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 本年度３月末には完了と聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 環境上下水道課長、それでオーケーですか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 今月中には接続して流せるように完了します。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） そこで、先ほどちょっと通学路、仮歩道の話がありましたが、新設区間ですので、あけぼの街道から南向いて幼稚園のカーブがありますよね。そこまでの仮設道をつけるという認識でいいのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 過去の議会でも質問があった内容やと思いますが、予定なんですけど、本年度末、あけぼの街道の県道前浜植野線から既設道路の市道庚申堂幹線までの歩道ですが、仮舗装などが完成となります。来年度早々に警察、小学校や関係機関などとの協議を行い、一部通行等の手続ができればと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ということは、今年4月の新学期に向けてという認識なんですかね。ちょっとその辺をもうちょっと詳しくお願いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 4月以降に警察や小学校などの関係機関と協議を行い、手続等をして供用開始できればと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ということは、まだ供用開始の時期が決められないということなんですかね。この前の質問でもやったんですが、子供たちの交通安全上の対応が急がれますので、ぜひそこは速やかに進めていただきたいと思います。

⑤です。

土佐山田駅周辺整備事業として、駅北と駅南を往来する自由通路は、令和7年度から計画策定、設計、関係機関との協議などに取り組むとなっていますが、どういう形で進めていくのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほどの宮前秋月丸線の回答と同じになりますが、担当課としては、現在施工中の新町西町線完了を第一、その次に、まちづくりの核としてあげばの街道から、先ほどの自由通路も含めた検討をしたいと考えています。ただし、用地及び予算、維持管理費用などクリアしなくてはならない問題もたくさんあることから、慎重な判断と当然なると考えています。そのため、現時点では明確な着手時期などは未定となりますが、先ほども言いましたが、JR等との事前協議は早急に行わなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 身の丈に合ったということですので予算面だと思いますが、予算面で身の丈に合ったものをやるということですね。分かりました。

⑥です。

鏡野川の豪雨時の悪水対策の取組はどうなっているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

今まで何度か答弁しておりますが、現在、管理としましては、豪雨予想時につきまして、事前に農林課により取水ゲートを閉める等の対応、また、下水道担当により、市街地までの水路流入処理として、数箇所の雨水転倒ゲートを先に転倒して、水を送り込むような対応をとっております。この対応によりまして、ある程度の効果は出ていると認識しております。

ただ、気候変動などの異常な一時的な降雨により、近年洪水等の氾濫リスクも増加し

ているのは確かなことだと思います。この状況の中、今後の対策などにつきましては、現場検証などを含め、環境上下水道課、農林課、建設課と定期的な協議、土佐山田地区浸水対策プロジェクト会議という形で、現況の調査、情報の共有、対策等の検討等をして対応しております。実際、今後ハード対策となると、予算の措置等もあり、なかなかそれについては進まないと考えますが、先ほどの問題等を含めた、来年度からの雨水対策計画の見直しを現在進めておりまして、それにつきましの措置対策を先ほどの会議でいろいろ協議しながら、力を入れていきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 今、具体的にタブレットにも資料㊦を掲載していますが、一つは地図にありますD、これはマルナカの東の交差点なんですが、そこが浸水する原因はつかめていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

これもプロジェクト会議の中でいろいろ現場検証としまして、原因につきましては、マルナカ東の水路勾配が適正でないことにより滞留する、また、マルナカ東の交差点の南で横断する水路が道路内で直角に曲がる構造、それにゴミ等が引っかかり、一時的な状況で浸水する形になっていると認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 以前から、ちょっと細かく聞きますが、これは大法寺近くの発電所のところから用水路を引いていますが、このAというところは土生川にサイホンで上げているところなんですね。Aのところでは、山から来る悪水はどういう処理をしているんですか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） そこに余水吐けがあると思いますが、実際にここでの対応等は現在のところしておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） ですから、植地域を走ってきている用水路に落ちてくる悪水を、ここで土生川に落とす手だてがまず一つは要ります。もう一つは、AからBの間、八王子の山と北側の鍋山の間がサイホンです。その水というのは、基本的に楠目地区から物部川へ流れます。悪水等はそこへ流れていくと思うんですね。問題は、この線路から北側の水を含めて、B地点でも墓山の下を通っている用水路は土生川に直接落ちます。ですので、これからこの間の関係の用水路を伝う悪水対策はどうするかというのが、一つの検討課題だと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現在、新町西町線の雨水幹線事業におきまして、地元からの要望等により、その場所に2か所ほどゲートを新たに追加して対応するというような形で進めております。実際にこの効果等につきましてどういう形で出てくるのか、先ほど言いましたように、事前にゲート等を転倒するというような形の中で、今後どういう形になっていくのか、また先ほどのプロジェクト等も含めて、計画等の見直しを検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 今回の認識で、新町西町線の点々のあるところがそうですが、新町西町線に雨水管が通れば、これから東の水というのはこれに落とせるということで、そこは改善できるという認識でいいでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） そのとおりでありますので、西の状態が今後どうなっていくか、また現況調査しながら検討していくという形です。以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） ⑦に移ります。

横堀雨水幹線整備事業も含めて、市街化区域の都市排水について、下流域の関係集落や自治体との協議の必要性についてお聞きします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） この件につきましては、昨年6月定例会議で山崎龍太郎議員から御質問があった内容となりますが、現在のところ、関係機関の同意により、土生川への雨水排水量は毎秒14.4立方メートルとなっており、幸いにもこの中で今現在のところ進んでおります。ただ、今後、上限排水量までの対策につきまして、先ほど御指摘もありましたような内容等についての見直しを軸に、プロジェクト会議などにおいて、各課から知恵を出し合って対策について考えていければと思っております。以上です。

○議長（利根健二君） 5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） 先ほどの資料を見たら、Eから土生川に落としていますけど、問題は14.4トンですが、駅から北を含めて、ここに都市化がどんどん進んでいくと、進めていかんといかん地域ですわね。ただ、遊水池帯もなくなっていくし、家が建っていくということも含めて、14.4トンでいいかという協議が必要かなと思いますので、ぜひ今後やる必要があると思います。特に、あそこは前'98豪雨で、国分川に流れている笠ノ川のところが今ずっと開発されています、西側が。あそこは前'98豪雨のときは浸水した地域なんですね。ですから、国分川の改修も含めて、流域で議論する必要

があるんじゃないでしょうか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 当然、内容等につきましては協議や議論が必要であると考えております。県におきましても２級水系の流域治水プロジェクト等も立ち上がっているようですので、今回のプロジェクトの中で検討しながら、県に提案できること等があればしていきたいとは考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 今回、国を含めて県も流域治水は２級河川も入っていますので、ぜひ研究してください。

⑧です。

地震火災対策を重点的に推進する地区の空き家へ、電気引込線の撤去を促進する手ではどうでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

空き家の電気引込線につきまして、電気工事関係者に伺いましたところ、電気の供給を止める場合は引込線の電柱側で止めておりまして、通電が復旧した場合による火災の心配はないとのことでした。このようなことから、空き家の引込線の撤去を促す必要はないかと考えますが、通電させたまま空き家で置く場合、また、長期間家を空ける場合もあるかと思しますので、防火のためにとっていただく対策についての広報等は行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 特に、災害時の本部がここにあるということと同時に、ここが火災被害を受けるということは、避難者の受入れ先の拠点になる場所ですので、ぜひ地域によってエリアによって違いますので、この対策をエリアごとにもうちょっと町内会を含めて議論いただけないでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） いろいろ情報を得ながら、こういった広報の仕方があるかを考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（利根健二君） ５番、笹岡 優君。

○５番（笹岡 優君） 今回質問しました気候変動や環境、そして、森林資源や農地保全の問題は、２，０００メートル級の中山間・山間地域を持つ、また、広大な行政面積を持つ本市にとって極めて喫緊の課題であると同時に、子供たちの未来を開くためにも最優先の課題となっていると思えます。今、ロシアが許せない暴挙を行い、大国によ

る戦争が現実となっているときだからこそ、日本国憲法と地方自治法に基づく理性的な行動と、今進むべき指針を示す必要性を訴えまして、全ての質問を終わりたいと思います。

○議長（利根健二君） 笹岡 優君の質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

（午後 1 時 3 8 分 休憩）

（午後 1 時 4 0 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、日本共産党の濱田百合子です。通告に従いまして一問一答で一般質問をさせていただきます。

最初に、1、憲法の精神を生かす行動をについて質問いたします。

憲法第99条は、憲法尊重擁護の義務であり、「国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う」とあります。憲法の精神を生かすことが地方自治体の役割であると考えます。

そこで、①です。

憲法の前文には、恒久平和と平和的生存権が記述されています。憲法第9条は戦争の放棄であり、第1項では、「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇または武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあり、第2項には、「前項の目的を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」と明記されています。

岸田首相は、新年の所感で改憲は本年の重大なテーマと述べられ、衆議院憲法審査会での改憲議論を加速させようとしております。しかし、昨年5月3日の憲法記念日にNHKが行った世論調査では、改正する必要があると答えたのは3割程度でした。昨年の総選挙でも、最も重視する政策の中で、憲法改正と回答した有権者は3%にすぎません。国民は改憲することを望んでいないと思います。

憲法第9条は、日本が守るべき平和憲法であり、変える必要があるでしょうか。改憲し、新たな項目を追加すれば、憲法第9条があるので日本は戦争をしません、軍隊は持ちませんと言っても、さきの項目は空文化してしまい効力はなくなります。後法は前法に優先する、先に出た法に対して後でつくられた法を優先するという法の原則があります。矛盾する場合は新しい規定が優先されるからです。憲法第9条は改正すべきではないと思いますが、市長の見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

日本国憲法第96条では、憲法の改正は両院それぞれの本会議で総議員の3分の2以

上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められていますので、改正すべきかどうかは最終的に国民が決めることになります。そのためには、国民が憲法改正の意味を十分に理解できた上で判断することが重要ですので、国においては十分な時間をかけて議論を尽くしていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） そのことを受けまして、続いて質問したいと思いますが、今回、何度も出てきておりますけれども、2月24日にロシア軍がウクライナに侵攻いたしました。このロシアの行動が国連憲章に違反することは明らかだと思います。ロシア軍のような侵略行為を、日本に住む私たちも決して他人事ではないと思っています。今、中国や北朝鮮の覇権主義的な振る舞いに、やはり力対力、軍事対軍事では解決しないと思うところです。今のロシアのような覇権主義的なリーダーが選ばれたとしても、他の国への侵略ができないようにするために、やはりこの憲法第9条が大変重要だと思うところです。戦後、自衛隊は、自らにも相手にも戦死者も出さずに今日まで来ました。サミットの参加国で77年間戦争をさせず、戦後という言葉を使い続けているのは日本だけでございます。

軍事費が増えております。住民からも防衛費が膨らむことにより社会保障費が膨らみ、それが市民負担になることを心配する声があります。そういう声の中で、やはり本市としてもこの憲法第9条を、先ほど課長が言いましたけれども、憲法第96条のような内容で国民が理解することが大事、国民が決めるということだと思いますけれども、香美市として、憲法に基づいたこの第9条を守り生かしていくという行動をとる、また、国へも声を上げていくなど、守り生かすための行動をとることを求めたいと思いますが、そのあたりの御見解はいかがでしょう。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 濱田議員の気持ちは非常に分かるんですけれども、自分も皆さんも戦争は当然望んでいないわけでありますので、当然今の憲法第9条は尊重しなければいけないと考えています。

ただ、議論をするかしないかということではなくて、憲法改正については当然議論の中で改正する、しないというのが出てくると思います。繰り返しになりますが、最終的に国民が判断することになりますので、世論の状況によって改正しないとかという判断にはならないと思いますので、そこはもう十分に議論していただいて、最終的に国民が判断すればもうそれに従うという形になろうかと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 市長にも御答弁をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

基本的にはもう課長と同じ答えになるわけですがけれども、憲法第9条の議論が進むことに不安を感じる方ももちろんいる、そして、アメリカとの関係で、日本が守られるという考え方に不安を感じている方もいるわけですね。自分の国を守らないのに、他の国に守ってもらえるのだろうかというふうな議論もあるわけです。ですから、日本の安全、そして、日本が平和の国であるためには、様々な議論がやっぱりあるということを国民に広く知っていただいて、そして、国民もその議論をしっかりと見るということ、聞くということが大事なんだろうと思います。

核の歴史の中で、国の上層部によって物事が決定されてきた不幸な歴史を持つ国でありますから、私は国民に開かれた議論がされていく、それが自分にとって嫌な議論であっても、私はそれは拒絶はしてはいけない。そういう議論の上に立って物事は決まっていくなという原則を貫き通すことは、日本の主権を守ることだというふうに思いますので、どうかそこは、憲法第9条の議論をしたら駄目だとか、そういうふうな話をすることを不安に思うということはもちろんよく分かりますけれども、そういうことも含めて、こういうことになるのではないか、こういうふうにするべきじゃないか、今議員が主張されていることもまた議論を深めていくということで、知らないうちに物事が進むような時代になってはいけないんだということを、お互いに確認していきたいというふうに思います。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

今、コロナ禍の中、憲法第25条、国民の生存権、国の社会保障的義務や、憲法第26条、教育を受ける権利、教育を受けさせる義務を生かし、国民の命と暮らしを守っていくことが重要課題ではないでしょうか、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

コロナ禍にかかわらず、国民の命と暮らしを守ることは国の重要な責務だと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 先ほど課長がおっしゃいましたように、この憲法を守ること、健康で文化的な生活を保障するのは国の責任です。コロナ禍では、コロナ前より収入の少なかった世帯はより少なくなり、今格差が広がっていると思います。日頃から医療や福祉、介護、保育など、社会保障を充実させることの重要性がコロナ禍で浮き彫りになりました。また、子供たちが安心して教育を受けることができる環境も必要です。国が35人学級にしたことは大変評価できますが、30人より少ない少人数学級で、行

き届いた教育を受けさせる義務があるのではと思います。「義務教育は、これを無償とする。」とありますが、授業料や教科書代は無償ですが、給食費や教育を受けるための様々な諸費用はいろいろかかっております。

コロナ禍の中、困難を抱えた市民に寄り添う政策が求められました。そこで、香美市として、この憲法を生かすことを念頭に、様々コロナ禍においての政策提案・実施をされてまいりましたが、どういうことを念頭に置かれて政策提案をしてこられたのか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 濱田議員、個別の案件については、それぞれ担当課や市長に通告をしておかないと、今の憲法問題の中からそこまで細かい枝葉の政策については、なかなか答弁が出にくいと思いますので、よろしくお願いいたします。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 各課でいろんな提案をされますけれども、それを総合的に含めて、こういう憲法を生かしたような政策提案について、総務課長としての見解をお聞きしたいところなんですけれども。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

コロナ禍におきまして、感染症対策であったりとか、コロナ感染症の予防であったり、ワクチン接種といったものから、経済対策、コロナで収入が減った方への対策なんかも含めて、国が事業をやっております。それを受けて、市としても全庁的に、積極的にそういった事業を取り込んで、市民の皆さんにできる限り安心・安全を確保していただけるような施策をと、みんなで何とか市民のためにということでやっておりますので、その辺は御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、③に移ります。

1954年3月1日、アメリカが太平洋マーシャル諸島で行った核実験により、被爆したマグロ船、第5福竜丸の事件を機に、日本で核兵器禁止運動が広がりました。3月1日をビキニデーと称し、静岡県の実地では様々な行事が企画されました。マーシャル諸島のビキニ岩礁でマグロ船に乗り操業していたのは、第5福竜丸だけでなく、高知県の室戸市や土佐清水市、宿毛市の漁船もたくさんありました。高知新聞の1957年2月25日付には、水爆実験許すまじと、室戸岬町で県下初の反対大会が開かれたことが書かれておりました。米国は、1954年に太平洋ビキニ岩礁で6回も違法な核実験を繰り返しました。この核実験の総核威力は48.31メガトン、広島型の原爆が8年9か月間にわたり毎日爆発するのと同じ規模です。広島・長崎に続く史上3度目の核被災事件となりました。高知県のマグロ漁船が被爆したことで、たくさんの被災者が今も苦しんでいます。

高知県でも３月１日にビキニデーが開催されます。ビキニ水爆実験で被爆した元船員と遺族が、健康被害への労災適用を求める裁判、損失補償請求裁判を起し、非人道性の検証とその救済を訴えています。訴状には、究極的には、被爆により奪われた被災船員の人間としての尊厳の回復であり、ビキニ事件を全面的に解決することとしています。これは憲法第２９条に基づく正当な補償の支払いを求めているものです。このことを市長はどのように受け止めていますか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

令和元年１２月に元船員らが国家賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、高松高等裁判所は訴えを退けたものの、第一審と同様に、国会や政府に救済の必要性を改めて検討すべきと指摘されたようですので、国においてはしっかり向き合っていて、救済について検討していただきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） それでは、④の質問に移ります。

２０１７年７月、国連で核兵器禁止条約が１２２か国・地域の賛成で採択され、昨年１月に発効し、１年を経過いたしました。これまで核兵器禁止条約批准の前段階に当たる署名は８６か国・地域となり、今、５９か国が批准しています。この３月には第１回締約国会議がオーストリアのウィーンで予定されています。１月２１日の発表では、オブザーバー参加の意向を正式に国連に伝えた国は、ブラジルやスウェーデン、フィンランド、インドネシアなど１０か国以上あります。日本政府は、被爆国として核兵器廃絶は共通の目標と言っておりますけれども、核兵器禁止条約には反対し、核抑止力に固執し、廃絶する役割を果たしていません。今、台湾海峡をめぐり激化している米中関係の中、偶発的な出来事で戦争や核兵器使用にまで発展する危険性を大変心配しています。核が安全の保障でないことは、広島・長崎、そして、ビキニで、今も苦しんでいる１２万人を超える被爆者が、心と体の傷に苦しんでいる現実を見れば明らかです。どうして安全保障と言えるのでしょうか。昨年７月の世論調査では、日本が締約国会議にオブザーバー参加すべきとの意見が８５％、核兵器禁止条約に署名、批准すべきと答えたのは７１％にも達しています。

本市は、非核平和宣言をし、平和市長会、今は平和首長会となっていると思いますけれども、この首長会に加入しています。３月１日現在で、今、１６６か国・地域に広がる８，０６５の加盟都市となっています。日本には１，７３６市あります。昨年、７月の首長会議では、２０２５年までの行動計画に基づき、世界恒久平和の実現に向けてたゆまず行動していくと述べています。本市も、メンバーとして日本が締約国会議に参加することや、核兵器禁止条約に署名・批准することに対して行動していくときではないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） これまでも同じ質問に答弁させていただきましたが、平和首長会議の加盟都市として、これまでと同様に、これからも平和首長会議と連携した取組を行っていきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） これまでと同様に、連携した取組をしていくということですが、今後具体的に考えている内容はございますか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 新しく行動計画が示された中で、従来からやっています原爆ポスター展は引き続きやっていくと。それ以外で、その計画の中には署名活動というのはないんですけども、そういったものが新たに出てくれば、貢献できるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、大きな2番の質問に移ります。

子ども基本条例の制定をについて質問いたします。

昨今、子供を取り巻く環境は厳しくなっています。コロナ禍以前より不登校やいじめ、自殺なども多く、子供の豊かな成長を保障できる環境は、徐々に心配な状況になってきているのではないのでしょうか。2年前の新型コロナウイルス感染症の感染爆発で、子供たちの生活は大人同様、より厳しくなりました。不登校やいじめや自殺も増えてきているように思います。本市の状況も看過できません。

小・中学校では、コミュニティスクールを立ち上げ、子供を市の宝として取り組んでいる状況ではありますが、このままの状況でいいのか心配いたします。日本は、1994年に子どもの権利条約を批准しました。子供をめぐる環境が深刻化している今こそ、子供たちの生きる権利や育つ権利、守られる権利及び生活する権利を初めとした、この子どもの権利条約を尊重し、擁護するための施策を推進する必要があるのではないのでしょうか。

第2次香美市振興計画基本計画（令和4年度から令和8年度）を策定するに当たり、令和3年7月に実施した市民アンケートでは、「今後、力を入れるべきまちづくり」の項目で、1番に、子どもの夢を応援する「教育のまち」41.6%、2番に、防災・防犯に力を入れる「安全・安心なまち」37.2%となっています。1番は前回と同じということでした。子供たちが家庭や地域、学校等で心豊かに育つことを市民が望んでいます。子供の夢を応援するためには、その思いに応えていける環境をつくっていくことが大切です。

資料としてタブレットに載せております。資料①－1、2、3、4と4ページござい

ます。令和３年９月２４日から施行されました、愛媛県の東温市子ども基本条例を載せております。東温市は松山市の隣に位置し、２月１日現在の人口が約３万３,０００人、約１万５,０００世帯です。森林面積が７８％、ゼロ歳から１９歳までは１,４０９人、６５歳以上の高齢者世帯が３３.４％、松山市のベッドタウンのようになっているとのことでした。本市も高知市からは１時間程度、今の現状では東温市と大差ないと思いますし、転出・転入の状況の差も余りありません。子育て世帯が今後多くなることも期待したいところです。東温市のように、香美市子ども基本条例を制定してはいかがでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） お答えいたします。

濱田議員の御意見のとおり、新型コロナ感染状況の収束がなかなか見通せないことなどもございまして、子供を取り巻く教育環境は決して最適なものとは言えない状況が続いております。ありがたいことに香美市では、学校や各教育機関、団体の方々、市民の皆様、大勢の方々のお力添えをいただき、よってたかって教育という概念に象徴されますように、市民の多くの方々が、子供を中心に考えるまちづくりを推進してくださっておる状況でございます。子供の夢の実現に向け、学校・地域・行政が一体となる取組を一層進めていきたいと考えております。香美市子ども基本条例の制定につきましては、現在のところ予定しておりませんが、今後研究してまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） 今後研究していただきたいと思いますが、私がここに掲載しています、東温市子ども基本条例を御覧になって、どんな感想を持ったでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） この資料を拝見させていただきまして、素晴らしい取組だというふうに考えております。併せて、先ほど笹岡議員への答弁のときにもお話させていただきました、香美市教育振興基本計画後期版の策定の中で、香美市よってたかって教育につきまして、「探究あふれる学園都市香美市」という構想図にこの取組を示させていただいておりますけれども、非常にこの構想と、こちらの東温市の構想図がすごくよく似ているなということを感じました。だから、同じような規模で、子供たちを地域みんなで育てていくんだという地域におきましては、もう市民の方々と学校、そして、行政がともに力を合わせて、地域をこれから担ってもらえる子供たちを育てていくという教育の方向性は同じなんだなと感じたところでございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） １２番、濱田百合子さん。

○１２番（濱田百合子君） そのように私も思います。ただ、この基本条例は、私も

冒頭で述べましたように、子どもの権利条約を明確にうたっているというところが、この条例を子供たちや保護者、地域の方が見たときに、すごく分かりやすいなと思って。それぞれの項目の中に、子供の権利と主体性というところで、生きる権利はこうこうだよ、守られる権利はこうこうだよというふうにすごく分かりやすい。子供も理解できるような文言で簡潔に書いているので、これは本当に学校や地域、保護者、市も含めて、大人が熟知していかなければならないことが、本当に明確に分かるかなと思いました。今すぐには難しいかもしれませんが、やはり不登校やいじめとか、なかなか多様性のある多感な子供たちが一律にいかないのは当たり前のことで、その一人一人に寄り添った豊かな教育をしていくためには、子供自身にも自分は守られていいんだ、自分は主張していいんだというような、本当に自分らしさを子供自身が表明できるような、安心できるような一つの指針として、この基本条例の制定を願うものでございます。また御検討いただきたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 同質問が繰り返されていますので注意してください。

教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 同回答になって恐縮でございますけれども、研究してまいりたいというふうに存じます。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） それでは、3番の質問に移ります。

就学援助制度の拡充をについて質問いたします。

内閣府は昨年12月24日、子供の生活状況についての調査報告書を発表いたしました。この調査は、令和3年2月から3月に全国の中学2年生とその保護者500組を対象に実施され、2,715組から回答があったものです。有効回収率が54%であり、十分に信頼されるデータであることが総括として載っております。子どもの貧困に関する日本で最初の全国データになるということで、大変意義があると専門家が批評していました。

お手元に資料を添付しております。資料②-1と2がございます。

これは、等価世帯収入水準別の暮らしの状況ですけれども、中央値以下の世帯にゆとりがないということが分かります。「大変ゆとりがある」から「ゆとりがある」、「ふつう」、「苦しい」、「大変苦しい」という分類のパーセントで分けている表になっております。そして、子供のいる世帯で、②-2になりますけれども、食料が買えなかった経験があるとの回答が、収入の低い世帯では約4割、独り親世帯では約3割に上っています。経済的に厳しい家庭の生活が、コロナ禍で深刻になっていることが明らかになっています。また、貧困の連鎖は貧困層だけでなく、中低位の収入水準である準貧困層と呼ばれる世帯の方にも、無視できないほど現れていることが分かりました。

資料③-1と2を御覧ください。

資料③-2には、母親・父親の学歴の状況別を見ますと、母親・父親ともに大学、ま

たはそれ以上の学歴の場合、世帯収入水準が中央値の2分の1未満、これは大変低くなっております。この資料は一部を抜粋しただけでございますけれども、この調査結果を受けて、子供の貧困対策に対して求められている支援として、根本的な解決のためには、保護者の経済状況を改善することが求められるはずであると述べられています。

そこで、本市の就学援助制度の拡充についてをお尋ねいたします。

①です。

令和元年度、令和2年度、令和3年度の就学援助受給世帯数と全世帯数に占める割合をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 御質問にお答えいたします。

令和元年度から令和3年度における就学援助受給世帯数は、要保護、準要保護世帯を合わせて、令和元年度が228世帯、352人、令和2年度が238世帯、384人、令和3年度が264世帯、407人となっております。なお、準要保護に限れば、令和元年度が220世帯、341人、令和2年度が232世帯、375人、令和3年度が256世帯、395人となっております。世帯に対する割合につきましては、小・中学校の児童・生徒の属する全世帯数を統計として把握しておりませんので、世帯に占める割合は出せませんが、全児童・生徒数に対する割合は別添資料のとおりとなっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 資料をつけてくださっております。先ほど御答弁もいただきましたけれども、令和元年度から2年度、3年度と、少しずつですが準要保護を受けられる世帯も増えてきておりまして、そして、パーセントもそれにつれてでしょうか増えておりますけれども、これはコロナの影響が多大にあらうかというふうには思いますが、大体児童・生徒数の約4分の1ぐらいの25%が、就学援助世帯であるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お示しました資料のとおり、25%あたりとなっておりますので4分の1程度だと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） ②に移ります。

就学援助の認定基準、現状は生活保護基準の1.3倍となっております。これをもう少し枠を広げて、準貧困層を救済する手だてが必要ではないかと思ひますし、コロナ禍におきまして、やはりしんどい世帯はよりしんどくなっている、そして、援助を受ける人もコロナ禍で増えているという状況の中で、もう少し1.3倍よりも広く枠をもって、1.35倍とか、1.4倍とか考えられると思うんですけれども、経済格差によって子供

の学びや生活が影響を受けることがないように、やはり改善していく方向を考えていく必要があるんじゃないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

就学援助認定につきましては、現在県下の市町村で、生活保護基準に対する倍率方式を採用している25市町村のうち、1.3倍としているのが20市町、1倍が4市町、1.2倍が1村という状態で、一番高い水準のところにはあると認識しております。香美市では、平成30年度に基準を1倍から1.3倍に引き上げており、また、令和3年度には独り親世帯に対する控除額の見直しを行い改善を図っており、現時点での基準引上げは考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） お手元の資料④を御覧ください。

これは食事を取れているかどうかの状況なんですが、毎日食事を食べる子供、朝食を食べる子供が、世帯収入が低くなるにつれて少なくなっています。一番下ですけれども、夏休みや冬休みなどの期間の昼食も、昼食を食べるのが週3回から4回、週1回から2回とかいうふうな割合も、やはり収入の少ないところにそういう傾向が見られております。

先ほど課長のほうから、県下25市町村の中で1.3より上のところはないというふうなお答えだったんですけれども、押しなべてはそうですが、やはり1.3倍というのを国基準で求められていましたけれども、このコロナでより広く支援をするという姿勢も、コロナの影響を受けて大変なことが分かったわけですので、今後仕事に復帰して普通に収入を得られるかもしれませんが、もともと収入が少なかった家庭が余計大変になっているという状況もございます。県内ではございませんけれども、東京都のある区では1.24倍から1.4倍にしたと。そして、その基準は1.2倍とか1.3倍で変えなくても、給食費だけの基準枠を設けて、その枠を広げることによって利用する人が増えたというようなこともあるわけです。それをどんなふうにされているのかまでは、ちょっと問合せはしなかったんですけれども、給食費のみ補助する人を広げたことによって、利用する人も増えたというような例もございます。本来義務教育は無償であるべきなので、給食費の心配なく、おいしくて安心できる給食を食べることが必要です。今、就学援助を受けている家庭の給食費は全額補助しているわけですが、その部分の枠を広げるようなことは考えられないでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 今後の課題として、全体の枠を広げることも含めて、また御検討もいただきたいところです。

③に移ります。

国基準が示しているクラブ活動費、生徒会費、PTA会費、卒業アルバム代などの支給項目を追加する検討を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

厳しい経済状況にある御家庭への支援として、項目についての検討は必要であると考えます。しかし、財政状況も厳しい中ではあります。学校教育法第19条の趣旨、目的を踏まえ、必要な支援の検討は引き続き行ってまいりたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 検討していただきたいと思います。例えば、ちょっと例を示しますと、クラブ活動費の支援については中学生が主だと思うんですけども、市では安芸市が1万2,000円の上限でされていまして、あと町でやっているところが10か所ぐらいございます。それから、PTA会費につきましては、小学校、中学校それぞれ、安芸市なんかは両方実費でされていまして、香南市も小・中学校でされております。南国市の場合は中学校だけですけども補助を出しております。生徒会費につきましても、小学校上限4,650円とかの上限枠はございますが、南国市、土佐市、宿毛市、土佐清水市でやっていまして、隣の香南市も中学校を実費でやっております。上限とかを設けているところもありますが、やはり支援を広げていく、国基準の項目を増やしていくというような方向で検討していただきたいと思います。

2年前でしたか、国民生活基礎調査というのがありまして、やはり日本の15.4%は相対的貧困という値が出ているんですね。絶対的貧困という本当に貧しいのではなくて、食事がただ取れているから貧困でないとか、スマホを持っている、パソコンを持っているから、それは貧困だと言いたくなくたって、そういうふうなマイナスのイメージの声も、私のほうに聞こえてくることがあるんです。でも、先進国の中で貧困問題を考えるときには、やはり今相対的貧困という観点で対策が求められています。子供の7人に1人が、そういう相対的貧困の状況に今置かれているんですね。特に、大人1人で子供を1人とか2人育てている家庭の貧困率が、48%に上っています。憲法第25条というのは、ただ国民が食べるものがなくて困っているから、食べ物だけを与えておけばいいというものではなくて、健康で文化的な生活保障がされることを明記しているんですね。掛け持ちの仕事で働いても、貧しいワーキングプアの方もいらっしゃいますし、今労働者10人のうち4人が非正規、正職員じゃないことになっています。こんな状況の中で、子育て世代の方が一生懸命働いて子供を学校にやり、自分たちの生活

で目いっぱいやっているわけですので、やはり就学援助の国基準ぐらいは項目を増やすことを求めていると思います。御検討よろしく願いいたします。

それでは、4番の質問に移ります。

住民の自治組織づくりに支援をについて質問いたします。

地域づくりとは、著書によりますと、地域住民が主人公となって、地域の多様資源を生かして、地域の課題を解決する取組と書かれています。住民の自治組織は、一番身近に地域住民が住む集落ごとに自治会があり、住民が自治会に加入することによって成り立っています。少子高齢化社会などにより人口減少が進む中で、地域活動、例えば環境美化活動の清掃や草刈りやごみステーションの管理、神社の祭りごと、防災や防犯活動の防犯灯管理や自主防災など、農地管理の田役や水路の管理などが、今までとは同じようにできなくなり、地域によっては地域活動の担い手が今後減少していくのではないかと、そんな声も耳にいたします。

今、社会は暮らし方や働き方の多様化が進み、地域福祉や防災、生涯学習、環境問題など、地域社会のニーズや課題は多様化してきています。このような中で、地域社会の多様な要望に対応し、住民の負担を軽減するためには、小さな自治会といった基礎的な住民組織だけでなく、効率的で実効性のある活動を行うことのできる区域、例えば小学校区単位を1つの区域として、その区域を総括する中核的な組織が要るのではないのでしょうか。地域住民がつくる小学校区単位の組織が、地域の資源を活用し、地域の課題を解決する取組にしていくことが、住み続けられる地域づくりにつながるのではないかと思います。地域で活動する各種団体、婦人会や老人クラブ、地域地区社会福祉協議会、消防団等との連携で、地域の課題に取り組んでいくことも必要だと思います。

以上を述べましてお尋ねいたします。

①です。

民生児童委員がいない自治会がございます。自治会からの選出を待つといっても、なかなか厳しい現実があるのではないのでしょうか。また、高齢で地域のこともできないから自治会もやめるという高齢世帯の方、自治会費を払えないからやめるという方がいます。このままでは、高齢になれば辞める人が増えてくるのではないかと、入る人がいなければ自然減で自治会によっては成り立たなくなるのではという声も聞きます。

地域の課題を正確に理解し、住民相互が連携すること、住民と行政が連携・協力することが、このコロナ禍でも必要ではないのでしょうか。見解をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 濱田議員の御質問にお答えいたします。

自治会とは、地域で暮らす住民同士が助け合い、住みよい安心・安全な地域づくりをともに作り上げる住民の自治組織となっております。自治会活動につきましては、それぞれの地域をよりよくするために、環境美化や親睦、見守り、防犯、防災等の活動を行っており、コロナ禍であるなしにかかわらず、自治会と行政の関係は、協働のまちづ

くりの観点におきまして、非常に重要であると考えております。

次に、自治会の加入についてですが、自治会は任意の団体でございます、その加入は個人の意思に基づくものであるため、行政が強制することはできません。ただし、会員の高齢化や地域の過疎化により、自治会の維持・存続が難しくなっていることはお聞きしておりますので、自治会の意義や重要性を皆様に理解していただきますよう、広報香美やくらしのガイド、また、転入者向けチラシで、自治会への加入啓発活動を行っております。また、集会所の修繕や整備、地域活動、生活基盤整備、給水施設設備等に活用できる地域活性化総合補助金などを通じて、自治会ごとの活動にも支援を行っております。今後も、自治会活動の活性化に向けて、市として協力できることを研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 地域活性化総合補助金という言葉が課長から出していただきましたけれども、自治会活動なんかを活発にして、そして、そういう補助金を有効に使って存続できるというか、住みやすい地域をつくっていくということで利用されると思うんです。例えば、こういう補助金を使いたいけれども、なかなかその地域で文書を書いたり申請したり、いろんな手続が要りますが、それができる人が、今後、今はできるけど、できなくなりはないかというような声も聞くところで、小さい自治会組織の中だけでしたら、このような補助金を効果的に利用することができなくなるのではと。だから、隣の地域と一緒に何かを立ち上げて、こういう補助金を使うというようなことも考えられると思いますけれども、そういった地域活性化総合補助金の広報活動と、自治会のマッチングなんかで考えられていること、今までやってきたこととかがございましたら。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

広報活動とマッチングということでございますが、この地域活性化総合補助金につきましては、一つの自治会、または、5人以上のグループ・団体でも使えております。もしその書き方が分からないとかいうことであれば、定住推進課とか各支所へ自治会長においでいただいて、それぞれ書いていただくような形になっております。

ちなみに、この地域活動の補助金でございますが、土佐山田地区では、例えば車椅子を購入したりとか、パソコンを購入したりとか、木の伐採をして美しい環境活動をしたりとか、それから、ふらっと中町のところで音楽といいますか、そういうことをやったりとか、いろいろ工夫して皆さん使っていただいておりますので、今後もまた周知・啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） それでは、②に移ります。

集落の自治会で、地域の課題があるにもかかわらず、参加が少なかったり、課題がなかなか議題に上がらない現状もあるのではないのでしょうか。自治会長会などで、地域課題の協議をしているところもあるとは思いますが、コロナ禍で自治会長同士が集まって課題を協議する場がとれているのかどうか、ちょっと確認はしていないですけれども、初会もあまりなかったという声も聞くんです。コロナ禍で集まるのが難しい場合には、通告にオンラインとは書きましたけれども、ちょっと現実的には難しいと思いますので、例えば、一つの自治会だけじゃなくて、幾つかの自治会ごとに会をしていくというふうな工夫、全部の自治会長が集まるんじゃなくて絡みで、通告に私が幾つかの自治会ごとに会議をするなどを書かせていただきましたが、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

自治会間での情報共有につきましては、市として行政連絡会等を通じ機会を提供しているところでございます。自治会ごとで行われる会の開催につきましては、それぞれ各自治会に委ねられているところでございます。また、複数の自治会で行事を行う場合とか、また、公民館建設などほかの自治会への先行事例問合せなど、自治会間での連絡の必要が生じた場合、これまでも連絡先の共有などに御協力させていただいております。また、香北地区、物部地区には任意で自治会長会がございまして、年2回程度地域の課題を協議していただいていることと思います。

地域のデジタル化につきましては、自治体DX推進計画におきまして、全ての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を推進するという取組方針を国も掲げておりますので、香美市におきましても、デジタル化を支援する仕組みについて、今後、調査・研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 2 番、濱田百合子さん。

○ 1 2 番（濱田百合子君） そうしたら、③に移ります。

行政連絡会がコロナ禍で開催できない状況があります。今まで3町ごとに開催していたと思いますが、もう少し小さい単位の小規模で、何回かに分けて行うことはできないのでしょうか、伺います。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

行政連絡会につきましては、年1回、土佐山田・香北・物部の3会場で開催しております。また、よりきめ細やかに地域の課題を市側がお聞きする機会として、市長の地区座談会を自治会や地域ごとに、平成30年から開催しておるところでございます。行政連絡会の開催方法につきましては、行政連絡会の参加者でございます自治会長の皆様に

もニーズも聞きながら、また今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 物部町、香北町にはそれぞれ小学校が一つですので、小学校区域で課題を共有して、自治会長からもいろんな意見が出やすいと思うんですけれども、土佐山田町には5つの小学校区があります。冒頭に私が述べましたけれども、この小学校区ごとに、土佐山田町の場合は5回といった行政連絡会を開催する方向はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 開催の場所とか、人数もたくさん集まったりとかいうことで、それぞれの集会所や体育館になろうかと思えますけれども、いろんなことがちょっとあると思えますので、今後そういうことも含めて検討していきたいと思えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 3年ぐらい前になると思うんですけれども、行政連絡会に参加させてもらったときに、事前に質問事項を自治会長から聞いていて、会の中でその答弁を各課長からされたというような記憶があります。この行政連絡会は、各課の課長そして、市長、副市長、教育長、皆さんが参加されておりました。やはり地域の課題を自治会長から聞いて共有できる、貴重な場にすごくなっていると思うんですね。なので、事前に質問があったことだけに答えるというのが趣旨かもしれませんが、やはり意見交換会も兼ねて行う方法でやっていくというのはいかがでしょうか。その方向で今やられているんだったら構いませんが、そのあたりはどうでしょうか。ただ報告だけ、連絡だけで終わるのではなくて、やはり自治会長の御意見とか市民の意見を聞くことも、重点的にこの会でやるということはどうなのでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えします。

それぞれ山田・香北・物部と日程も違っておりますので、手前に自治会長からこういったことを聞きたいとか、要望とか、いろんな質問をいただくことによりまして、それぞれ3地区で同じような情報共有ができるのではないかと考えております。

また、香北・物部の自治会長会等につきましては、いろいろ質問が出ました場合には、それぞれ各担当部署の課長が出向きまして、意見交換等はしておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 行政連絡会はこれからもしていくということで、お伺いいたしました。それとともに、平成30年度から市長の地区座談会もずっとされているということですが、今後もそういった膝を交えてといいますか、地域の中でずっとして

いくというような構想はあるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ちなみに、平成30年、令和元年、令和2年はコロナでちょっと中止になっておりましたが、令和3年度も13か所ぐらい行っております。こういう地域でのそれぞれの課題、また要望、いろんな意見を聞くことは大変重要なことですので、今後もういうふうなことは続けていったほうがよろしいかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 私が、この住民自治組織づくりに支援をとということで取り上げましたのは、課長もおっしゃいましたように、地域住民が主人公となって、地域の課題を住民自身がいろいろ議論して解決していくというのが、自治組織をつくっていく中で大事だと思いますけど、今高齢化でなかなかそれがあっても声に出さない、出せないという方たちもいらっしゃる、自治会も小さいところだと、もう人が入ってこないとしぼんでしまうという危惧をされている自治会もあります。やはり小学校単位でそういった集まりができれば、子育て中の世代も巻き込んで地域の課題をピックアップし、住みよい社会、住みよい地域をつくっていけるのではないかなという提案をしたくて、自治組織づくりに行政も支援してもらいたいし、そのために小学校区での組織、取組をつくっていくことも必要ではないだろうかという提案でございました。

以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 濱田百合子さんの質問が終わりました。

午後3時まで休憩いたします。

（午後 2時48分 休憩）

（午後 2時59分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 1番、市民クラブ、萩野義和です。議長の御許可をいただきましたので、一問一答方式で通告に従いまして質問させていただきます。

1、中山間部を守るためにということで、（1）中山間部の物部町を守るためには、大栃小・中学校（保育園を含む）を永久に存続させる必要があります。大栃小・中学校、保育園が存続し続けることは町民の悲願であります。大栃小・中学校に関して質問させていただきます。

①です。

小・中学校に関して、国は児童・生徒の減少等に伴い、経費削減等により学校数を削減しております。平成23年度から平成30年度間で小学校2,006校、中学校49

4校減少しております。その中で、大栃小・中学校、片地小学校は少人数を生かした特色あるカリキュラム編成で存続を図っております。すばらしいことと思っておりますが、将来を見たとき、存続の不安も感じます。見解を問います。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

これまでもお伝えしてまいりましたように、大栃小・中学校に特認校制度、大栃中学校に山村留学制度の導入を実施する方向で準備を進めてございます。こういった制度の導入により、持続可能な大栃小・中学校への取組が可能になると考えておるところでございます。去る1月21日は、大栃自治会組長会に本取組進捗状況の御説明にお伺いいたしました。自治会長様から、地域の活性化のためにも、ともに進めることが大事であるという力強いお話もいただいたところでございます。

今後は、地域の皆様方からの御要望や応援、協働で進めましょうといった推進力により、物部町におけるこれからの学校づくりと地域の発展を、牽引していただけるものと期待しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ぜひ地域活性化、とまかく永久に大栃小・中学校、保育園も含めて存続しないと、物部町は守れないと私は思っていますので、ぜひ教育委員会のほうで頑張ってくださいよう、お願いいたします。

②の質問に移ります。

物部町大栃の教員住宅を改装し、移住用に活用するとのことですが、具体的にはどのような内容でございましょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

物部町にございます教員住宅につきましては、昨年9月定例会議で萩野議員からの御質問にお答えいたしましたとおりにはなりますが、居住用の活用は考えてはおりません。教員住宅の活用につきましては、昨年12月定例会議で山崎晃子議員の一般質問に答弁させていただきましたとおり、山村留学の寄宿舎としての活用を視野に入れて検討しているところです。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 私が若干認識違いをしていたようで申し訳ないんですが、ぜひ活用してくださる方向で進めていただければと思います。

それでは、③に移ります。

小中一貫校として施設分離型とする方向で今進んでいるようですが、大栃小・中学校間はかなり離れております。中学校に小学校分を増築し、施設一体型としてはどうでし

ようか。また、逆でも結構でございますけれども、中学校を生かす場合、小学校用6教室、特別教室、附属施設、教職員室、その他等、1,000平米あれば十分と思われま
す。香美市、それから、物部町の将来を考えたとき、大きな負担とは思われません。
1,000平米なら、平米当たり40万円とすれば約4億円なんですね。中山間部を守る
ために使うんだったら、それほど大きな負担とは私は思えません。

それから、6教室のことを少し説明しておきますが、現在、小学校は3教室ですが、
将来、間違いなく私は教育委員会がやってくださるだろうというふうに確信して9教室、
それぞれで複式にはならないと思っていますので、とりあえずは3教室でいいわけでは
けれども、もう最初から6教室造ると。増築すると割高にはなります。今、楠目小学校
が音楽室を改造して教室を造るということですが、そうになりましたらどうしても割高に
なりますから、そういうことのないように思い切って造るということ。

もう一つは、今、中山間部の人は非常に不安感を持っております。私も、大柝の学校
へ子供を行かせているお母さんから、大柝の学校へ行っているけれども大丈夫でしょう
かという質問を受けたんですが、私は、今、教育長がおっしゃられたように、小中一貫
校、それから、特認校ということで教育委員会は非常に前向きに取り組んでいると、そ
れから、現場の先生方もいろいろ努力してやっておりますので、このまま大柝の学校へ
行かせたほうがいいですよというふうに答えたのですが、お母さんは首を傾けたまま
で、なかなか納得してもらえませんでした。ただ、その方はもうやめたと移住していっ
てはおりませんので救われておりますが、今、残念ながら中山間部の方は、PTAだけ
でなく、一般の方も含めて将来に不安を非常に感じております。そういうところへ4億
円ぐらいのお金をかけて、ばんとした校舎を建てるということは、行政、教育委員会
ですが、間違いなくやってくれるという期待感を抱かせることになると思いますので、ぜ
ひ造っていただきたいと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 教育次長、秋月建樹君。

○教育次長（秋月建樹君） 香美市では、全ての中学校区において小中一貫教育の実
現を目指しており、大柝小学校でも小中一貫校ではなくて、施設分離型での一貫教育を
進めています。小・中学校が同じ敷地であれば、いろいろな面で都合がよいのですが、
小・中学校とも施設一体型にするには学校用地が狭く、また、先ほどおっしゃられたよ
うに、多額のお金がかかるという財政的なこともあり、実現は難しいと考えております。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） また後で、子供の支援というところでも質疑させていただき
ますが、どうやって予算を確保するかということが非常に大きな問題にはなります。何
とか中山間部を守るということは、香美市を守るということにつながっていくと私は思
っておりますので、何とか精いっぱい御努力をお願いしたいと申し上げまして、次の
質問に移ります。

④です。

小・中学校とも駐車場が狭く不自由しております。両校とも比較的近くに、約200メートルぐらい離れているんですが、市の遊休土地があります。通勤の車用駐車場、また、何か催し物があるとき、いろいろ会合がありますと車がいっぱいになりますが、現状、駐車スペースにとまり切れない車は運動場に入ってとめています。私は、運動場は神聖な教育の場所と思っておりますので、なるべくそこに車で入りたくない、特に雨天のときなんかに入りますとタイヤの痕も残りますし。それなら、少々遠いですが遊休土地を駐車場にしておいて、朝夕だけの方とか、それから、何かイベント等があるときだけでもいいと思いますが、そのように活用されてはいかがかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

大柘小・中学校に問合せましたところ、職員の通勤用の車は、今の駐車スペースに置くことができているということでした。また、行事等で来客が多いときなどは、小学校では物部支所の駐車場やグラウンドを利用したり、中学校では旧物部支所の駐車場や、高知県中部森林管理署の駐車場をお借りしているとのことでした。今後、市の遊休地が利用できる状態であり、学校も必要とするのであれば、関係課と協議させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 今のお話で、やっぱりいろいろ駐車場に苦労しているんじゃないですか、あちらこちら貸してくださいとお願いして。それだったら、もう小学校、中学校の専用としてあれば好きなように使えるわけです。空き地にしておいても草刈りとかの手入れは最低しているわけですから、それならアスファルトを敷いて、ラインを引いて、そして、管理は小・中学校でやっていただくと。それで好きなように小・中学校が使うほうが望ましいように思いますが。いろいろな将来のことも考えてやっていただけたらと思います。

（2）の質問に移ります。

中山間部の人が多くなり、にぎわいを生むために交流人口（国内外の関係人口）を増やす政策がとれませんか。香美市の場合、人口が増えることが望ましいが、時間と多額の予算が必要です。最終的には予算なんですね、何をするのにも。即効性として交流人口を増やし、将来的に香美市を国際都市化するために、香美市はそんなに特色のない市だと思っていますから、特色があるのは高知工科大学があったり、バカロレア教育があったり、龍河洞があったり、そういうようなところに特殊性はあっても、それほど大きな特色はないようですので国際都市化すると。長期にわたって、これは一つの方向としていいのではなかろうかと。

例えば、北海道東川町は、人口が1万人超えから7,000人を切るまで落ち込み、

現在は8,000人を超えるまでに増えています。ところが、この町ではこれ以上の人口増を望まず（適疎の考え）、交流人口を増やすことによってにぎわいを生み、経済的發展を図る政策をとっております。空き校舎を利用して日本語学校を開設し、海外からの留学生を受け入れております。8,000人ぐらいの町で町営でやっております。この東川町というのは、もともとは写真で売った町で、それを一つの根拠として人口が増えてきたようですが、今は、交流人口を増やすという方向性をとっている他の自治体もあります。

①です。

旧大柝高校で日本語学校（留学生）を開設するように県に働きかけてほしい。旧大柝高校校舎は倉庫的に使用され、ほぼ空き家状況であり、傷みが進行しております。濱田知事も、この前の新聞なんかを見ましても、それから、田舎の調査をしていることを見ましても、中山間部への危機意識をかなり持っておられるようです。そういう背景もありますし、旧大柝高校は2010年に廃校となっているため、廃校から11年を経っており、これ以上空き家にするより修繕するより建て直したほうが安くなる、ぎりぎりのところのようです。維持管理費もかかっております。幾らでも県を説得する理由はあります。民間だったら夜討ち朝駆けで、担当する方にそういう行為をして何とか説得するやり方をとります。大柝高校は、養老院、サテライトオフィス等、いろいろと考えられたようだが、学校として利用することが一番適していると思われます。1学年50人でも2年制なら100人となります。こういう学生が大柝に住むことになりましたら、間違いなく大柝の町はにぎわいを生むことになります。そのように県に働きかけて、やっていただくように図れませんか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

旧大柝高校は、県の施設として公文書の保管や高知県立歴史民俗資料館の民俗資料保管、また、県立図書館の蔵書保管等で使用し、また、一部は避難所となっておりまして、活用できるスペースが限られております。現在、本館1階から4階までと、体育館と多目的棟の格技場を使用しておりまして、県文書情報課、文化振興課等に問合せましたところ、移動する予定はないということで難しい状況と思われます。

また、日本語学校の開設につきましては、高知県私学大学支援課に問合せましたところ、現時点で構想はなく、需要が少ないことが要因として挙げられるとの回答でございました。近年では、コロナ禍によりまして入国できない学生も多く、留学生が減少している現状もあります。県内で唯一日本語学科がある学校法人龍馬学園国際デザイン・ビューティーカレッジにお聞きしましたところ、現在、10人の留学生のうち5人が日本語学科に所属しておりまして、約2年間勉強し、日本語能力を身につけるとのことです。したがって、建設場所の確保や県の学校建設構想がないため、日本語学校の設立は困難と考えられます。

交流人口を増やす施策としましては、今年度は物部町神池で里山学校を実施し、親子で米づくり体験、餅つき、また、水中生物の観察会をして大変好評でございました。また、集落活動センター準備会の三本柱の一つであります、観光交流特産品振興の中でも議論をしておりますので、萩野議員も役員会の中で、体験イベントなど交流人口を増やす御提案をよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 番、萩野義和君。

○1 番（萩野義和君） 私たちは行政の皆さんにやっていただきたいと。私もできるだけ支援はさせていただきます。もちろん香美市を守るために議員もさせていただきますし、そういうつもりですが、県にお伺いを立てればいろいろこうだからできませんと答えられるでしょう。そこを何とか、人が決めてやっていることです。人との問題。それで、県の職員も公務員です。皆さんと一緒に忙しいんですよ。そんな余計な仕事を持ってきてほしくないという立場もあるかと思いますが、お互い公務員同士、また人間ですから、話を継続していけば状況が変わる可能性は十分あるかと思います。何とか活性化させることを考えていかないと、香美市全体が今徐々に落ち込んでいるわけです。それを何とか逆転していく。とりあえず落ち込むのを止めて逆転させる方向へ行きたいと思いますので、精いっぱい頑張りたいということをお願いします。

②へ移ります。

①でそういうふうに答えられますと、②がもう質問しにくくなるんですが、県は安芸市に看護師養成所を建設すると。内容はよく分かりませんが、看護師を養成する、不足しているから建設するということでしょうが、旧大柵高校には教室がたくさんあると。これが、今のお話だと壊れてしまったわけですけど、何とかしまして、安芸市が看護師養成なら介護福祉学校。日本語学校をつくって日本語をマスターしていただいて、日本語が上達した留学生に介護福祉学校で勉強していただく。介護関係の人は今不足しております。今日、こういう雑誌を机の上に置かせていましたから見ましたら（資料を示しながら説明）、行政マガジンですが、令和5年に介護士は32万人不足するそうです。そうすると、香美市も1,740自治体分の1ぐらいは介護士を養成するという考え方もあるかと思うので、こういうこともひとつ御検討していただくわけにはいきませんか。それがうまくいったときには、やっぱり条件をつけないと、香美市で勉強したはいいいけれど卒業したらみんな東京へ行ってしまう。東京のほうが明らかに賃金は高いわけですし、若い方は都会へ憧れる傾向もございますので、3年間は高知県で働いていただくとかいう条件もつけて、お考えいただくことはできませんでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

御質問の看護師養成所について、高知県医療政策課に問合せましたところ、現時点では看護師養成所を建設する構想はないとの回答でございました。看護師を志望する学生自体を確保することが難しく、一定の学生数と多くの要望があるのであれば、また検討するとのことでした。

また、介護福祉学校の併設につきましても、地域福祉政策課に問合せましたところ、県が建設する構想は現時点ではないとのことでした。介護福祉学校は、既に民間が行っておりまして、県内で4つの学校がございます。また、学校法人龍馬学園国際デザイン・ビューティーカレッジでは、日本語学科で学んだ後、技能資格取得のため専門学校へ進学した留学生のうち、昨年は3人介護福祉施設へ就職した実績もあるとのことでした。一方で、看護師を希望する学生は少なく、その要因としましては、通常の専門学校が2年であるのに対し、看護の専門学校は3年間とされており、学費がかかる点や、日本の医療現場で働くには高い日本語能力が求められるため、日本語能力の認定がより高いN1の認定が必要となり、より狭き門となるとのことでした。したがって、看護師養成所及び介護福祉学校の建設につきましても、建設場所の確保や県の学校建設の構想がないため、現時点では困難と考えられます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） いろんなハードルは確かにありますでしょう、何をするにしても。ただ、北海道東川町は、町が日本語学校の開設もやっているわけですから、約8,000人の人口、2万6,000人の市ができないことはないだろうと。人がやることですから、何とかそこら辺を簡単には諦めないで、やっぱり公務員の皆さんも、私たち政治をやる人間も、みんなして香美市を守っていかねばいけない立場ですから、簡単に諦めないで御努力を続けていただきたいと申し上げまして、次の質問に移ります。

2番です。

子供がいっぱいいてにぎわいを生む市にするためにということで質問させていただきますが、その前に、先ほどの行政マガジンですね（資料を示しながら説明）、私の机の上に置いてくださっていましたので、今日ちょっと斜め読みをしますと、非常に私がこれから言うことに関することが書かれていますので、資料としてちょっと読ませてください、読まれている方はちょっと申し訳ないですけど。

明石市長の泉さんという方なんですが、子供を核としたまちづくりが地域活性化の好循環を生むと。私の考え方と全く同じですね。この明石市長は、私は知らなかったんですが、日本ほど子供を対象にした政策にお金を使わない国は少ないと認識しているそうです。確かに、香港だとか韓国がすごく教育にお金を使っているというのは聞いておりましたけれども、日本というのはそんなに少ないんでしょうか。この話を知っていれば今日質問するところだったんですけど、通告に書いていけませんので質問はいたしません。続けますと、数々画期的な子供を守るための政策をとっているわけですけども、明石

市では、子供に向けた政策に従事する職員数を3倍以上に増員したそうです。それから、やっぱり最後に出てくるのは予算なんです。新しい政策を実施する場合、どのように予算の捻出をしたかという質問を受けまして、手始めに、あらゆる政策を「やる」、「しないよりはしたほうがいいが、時期を検討」、「してもしなくてもいい」、「やらない」に分類して、予算を最適化してやっているそうです。本当にこれでうまくいくかどうか、若干疑問符がつくように私は思いますけど、最後は予算ですから、ここをどうやって捻出するか。明石市の場合、5つの無料化政策をとっているそうです。医療費は高校生以下が無料、それから給食費、これから給食のお話をさせていただくんですが、明石市は中学生だけを無償にしているということでございます。あと保育費を第2子以降は全員無償としているというような、5つの無料化政策をとっているということでございます。そういうふうに、子供を核としてまちづくりが地域活性化の好循環を生むというふうなテーマで書かれていますので、読まれていない方は一度読んでみていただけたらと思います。

私の質問に移らせていただきます。

香美市は、素晴らしい教育と子育てが物すごくしやすい環境があれば、間違いなく子供が増えて人口が増加する。これからの10年から15年間は、自然減少に押されプラスにはならないが、人口構成はよくなります。子供が多くなれば、その親の20代から40代の人が増えます。それは高齢者に安心感も与えます。若い人が増えますと、神社の祭祀等にも若い方はいないですね、おじいちゃんとか、私と同じような人だけが祭祀をやっています。こういうところへ若い人が入ってきて、子供も一緒に来てやるようになれば高齢者は安心できます。そういうことで、高齢者に安心を与えることにもなると。香美市は、私、教育に関してはいつも言っていますように、かなり進んでいる状況と思っております。これに、あと子育て環境について、1,740自治体のうち100番以内に総合的に入る水準を目指していただくようになれば、子供が増え、人口のバランスがとれ、ひいては市の収入も増え、町中も活気を取り戻すことになります。子育てしやすい環境と一言で言っても幅があります。小児科医院がある、保育園、小・中学校が近くにある、長時間保育があるとか、人口が増えている自治体は、必ず子育て支援に普通以上の力を入れております、先ほどの明石市と同じように。ただ、残念ながら多額の予算がどうしても要りますが、この予算をどうやって捻出するか。ここは市長のお力だと私は思っております。予算をどこから引っ張ってくるか。

①の質問に移ります。

第2次香美市振興計画に、「就学前の子供の医療費支援の継続等、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、子育てを支援します。」と記してあります。この就学前の医療費支援外で、その他の経済的負担の軽減とは、具体的にどのようなことを計画し、実行したか。いろんなことがありますから、主立ったもの3件程度で結構でございます。それによりまして市の負担が当然増えただろうと思います。どれくらいの額が増えましたか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 萩野議員の御質問にお答えいたします。

第2次香美市振興計画の基本方針5「未来を拓く」の施策47「総合的な子育て支援体制の確立」で実施しております「乳幼児及び児童医療の充実」に係る御質問だったと思います。

まず、就学前の子供の医療費以外で具体的な実施計画についてですが、議案第35号、第2次香美市振興計画基本計画の関連で配付しております、第6次実施計画を御覧ください。タブレットの「議会」フォルダー内の「各種計画」フォルダーに入っております。その46ページに掲載している、上から3事業が乳幼児及び児童医療の充実に係る事業となります。御質問は就学前の子供の医療費以外の事業ですので、上から2つ目の児童医療費助成事業と、3つ目のひとり親家庭医療費助成事業ということになります。実施内容は事業概要のとおりであります。また、これら事業にかかる市の負担額につきましては、参考資料として配付しました表のとおりです。いずれにしても医療費の助成ですので、年によって金額にはばらつきがございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） それでは、②に移ります。

市民、特に子育て中の親から、何らかの評価というものがあろうかと思いますが、余りこういうことを気にすると本質的にはいけないんですが、私が申し上げている根拠は、こういうことをすることによりまして、子育て中の方に移住していただくという考え方がございますので、どのような評価がございますか。

○議長（利根健二君） 市民保険課長、植田佐智さん。

○市民保険課長（植田佐智君） 第2次香美市振興計画後期基本計画の策定に当たり、令和3年7月に市民アンケートを実施しておりますが、具体的な事業に対するものではございませんでした。また、令和3年の振興計画審議会では、策定に関する資料として計画の進捗状況を御確認いただきましたが、担当課が評価しました自己評価A「できている」に対する御意見等はありませんでした。なお、市民保険課独自の乳幼児・幼児医療に関する市民アンケートは実施しておりません。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） ③の質問に移ります。

公立小・中学校の給食費の無償化を図る必要性があるのではなかろうかと。文部科学省は給食費の無償化に関して調査するようになりました。背景には、食のセーフティネット（安全網）、家庭環境による栄養格差、子供の貧困等があります。1,740自治体のうち76自治体、平成30年度なんですけど、小・中学校の給食費を無償化しております。この時点では、確か四国4県のどこもやっていないと思います。その後、確か高知県のどこかの自治体の議会で、承認したのではなかろうかと思っていますけど、ちょ

っとその記事を見出せていませんので、記憶違いかも知れませんが、1,740自治体のうち76自治体、先ほどの明石市でも、子供に力を入れているとは言っても、中学生だけを無償化しているというのが現状のようですので、非常に難しいことかも知れませんが、経済支援に関してはいろいろなことが考えられます。子供の成長に大きな役割を果たすことに大きな意味があり、バランスのよい食事を全員で食べることは子供にとって重要な食育になるはず。教育と同様に食育も重要であると。いろんな無償化がありますね、保育園は今全員無償ではございませんけれども、高知県のほかの自治体で無償化しているところもございます。ただ、香美市は完全に無償化はしておりません。私はそこは取り上げずに、給食、意見もあるんですが、とりあえず義務教育の小・中学校に絞りました。それは、食育という考え方、それと、ここは余り表には出たくないんですが、自治体によっては少子化対策、子育て世帯の誘致を目的に、他自治体との差別化を図るために実施しているところもあるようです。来年度ぐらいから実施できるスピードで、検討していただくことはできませんでしょうか。残念ながら、議場で申し上げるのは不謹慎かも知れませんが、自治体同士はどうしても今競争をある意味ではせざるを得ない状況になっておりますので、どうやって予算を確保するかも知ありますが、いかがでございましょうか。とりあえず小・中学校の給食費無償化を進める検討に着手していただけないでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 昨年9月定例会議において、森田雄介議員からの段階的な給食費の無償化の検討をすべきではとの質問の答弁と同様になります。

学校給食費に対する支援策としましては、経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して援助する就学援助制度等がございます。就学援助制度を受けますと、実質的に給食費の負担がなくなります。学校給食にかかる経費は、学校給食法に基づき、施設整備に要する経費や給食センターの運営に関する経費は、設置者である市が負担しております。給食費は材料費のみに充当しており、給食費の無償化については今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 子育て支援の環境づくり、環境をよくするということにはいろんな方法がございますので、どの方法がいいかよく御検討していただいて、最も効果的な方法、そして、一番はやっぱり子供を守ることとございまして、そこら辺に力を入れてひとつ御検討をお願いしたいと申し上げまして、次の質問に移ります。

3番、選挙用看板位置に関して。

選挙用看板位置が、長年の間に人の集まる場所と合わなくなっているところがございます。一例として、物部町中谷川、私の近所なんですが、国道195号の約1キロメー

トルの範囲に2か所ございます。1か所はトンネルの入り口で、昔は店舗が2軒あったんです。そして、住宅もあり、人の集まる場所だったんですが、今は店舗もなく、バス停も既に移動しております。一方、バス停があり、企業があり、拓への林道の入り口でもございます場所に看板はないと。これは一例ですが、これからいろんな選挙も続きますから、すぐにということは申しませんが、長期計画で結構でございますので、余りにも不自然なところは直していただけたらと思います。いかがでございましょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長兼選挙管理委員会書記長、川田 学君。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長（川田 学君） お答えします。

選挙管理委員会では、公職選挙法等の関係法令に基づいて設置しています公営のポスター掲示場につきまして、設置していた場所周辺に人家がなくなったり、ポスター掲示場が交通の妨げになるなどの理由により、従前から設置場所を移動したりしておりますので、こうした案件が出てきた場合には、地域住民の方々の御意見を伺った上で適地を選定し、地主の方の許可を得られた場所に設置場所を移すよう取り組んでおります。

議員の御指摘の箇所につきましても、地域住民の方々の御意見を参考にし、移動が必要ということになりましたら、同様の手順を踏んだ上で場所を移したいと考えております。なお、地主の方との用地交渉が必要となった場合には、議員にも御協力いただかなければならないことも想定されますので、その際にはよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（利根健二君） 1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 市の選挙もあれば、県もあり、国もあるし、簡単には決められないかも知れませんが、すぐにということでなくて、今、課長がおっしゃられましたように、いろんな面から見て適正な方向へ進めていただけたらということで、すぐにやってくださいということではございませんので、どうかよろしくお願いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

○議長（利根健二君） 萩野義和君の質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

（午後 3時42分 休憩）

（午後 3時43分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、17番、比与森光俊。

○17番（比与森光俊君） 17番、比与森です。お疲れのところ恐縮ですが、よろしくお願いします。通告に従いまして、一般質問を行います。

初めに、高齢者で独り暮らしのコロナウイルス感染者に対し、声かけのサポートが大切ではないかとの思いから質問します。

高知県では、去る2月12日にまん延防止等重点措置が適用されました。本日まで連

日感染者が発表されているところであります。香美市民お一人お一人が、日常生活においてこれまで以上に注意しなければいけない状況だと思っています。

①です。

コロナウイルス感染症が発生し、2年数か月が経過しました。本年2月28日現在、本市の感染者数は累計何人になるのでしょうか、年代別にお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

年代別感染者数については公表がないため把握できておりませんが、令和4年3月1日現在、香美市では累計で302人の感染者数となっております。ちなみに、一番多かったのは2月で165人出ております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 年代別って分からんがですね。

②です。

自宅療養・自宅待機となられた独り暮らしの方は、本当に不安な気持ちになると思います。独り暮らし感染者の把握はできているのでしょうか。これも年代別には無理ということですけど、独り暮らしも無理なののでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） どなたが感染者になったかという情報は、香美市でもお名前とかは直接分からない仕組みになっておりますけれども、独り暮らしで不安がある場合には、保健所から香美市にも相談できることを伝えていただいております。また、本人がお電話できないような状態の場合には、保健所から香美市に連絡が入って対応する場合がありますと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 分かりました。

保健所に香美市から依頼すれば、独り暮らしの方については御連絡くださいと手前から要望しておけば、それには応じてくれるということでもよろしいのでしょうか、それも分かりませんか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 香美市から要請するという言葉が正しいかどうか分からんがですけど、香美市としては、もしそういうサポートの必要な方がおられて、御本人さんが希望すれば、市も対応できますということを保健所に伝えているので、保健所の方の判断と御本人の意向によることになります。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） 難しいね。

③です。

自宅療養・自宅待機の感染者は外出できないと思います。若い方でしたらスマートフォンなどを使い、友人・知人と簡単に連絡も取れると思いますし、同居家族がいれば食事の心配はないと思います。私が危惧するのは、独り暮らしの高齢者感染者です。近くに子供など、親族がいればよいのですが、近所に身寄りのない高齢者は本当に不安だと思います。テレビで見たのですが、自治体から依頼された薬剤師が感染者に電話をし、お困りのことはありませんかと一報を入れる思いやりの作業です。電話を受けた高齢者は、電話をいただいたこと自体に感謝のコメントをされていました。法光院市長は、今定例会議初日の諸般の報告の初めの挨拶で、市民から親しまれる市役所をと述べられました。高齢者に一報を入れる作業に取り組んでいる自治体があるので、全く不可能ではないと思います。声かけなどのサポートの必要に対する見解をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように、サポートは必要だと考えております。今現在の仕組みとしまして、感染者となった場合は、保健所から本人とか家族に連絡がいて、状況の把握を行い、療養上の注意点をお伝えしているところです。その後の健康状態等、また暮らしぶりにつきましては、アプリが利用できる方はアプリを利用しますけれども、利用できない高齢者の方に関しましては、療養期間終了まで保健所から本人に毎日お電話をして、状況把握を行っております。万一保健所から本人に連絡が取れず、安否確認ができない場合につきましては、香美市も協力して確認できるよう連絡が入ることになっておりますが、今のところそういう方は出てきていない状態です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） そうしたら、現在のところ高齢者の独り暮らし、または持病のある方に対しても、保健所と一緒に体制はとれていると理解してよろしいでしょうか、確認です。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 実際、保健所で人手が足らなくなった場合には市の保健師も要請に応じて協力に行っておりますし、保健所からの連絡も入るということで連携がとれている状況と考えております。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○ 17 番（比与森光俊君） 分かりました。

次の2項目めです。

小児ワクチン接種について、その準備作業は順調に進められているか、確認の意味からお尋ねいたします。

今春、5歳から11歳の児童を対象に、ファイザー社ワクチンを用いて特例臨時接種

に位置づけ、ワクチン接種が開始されます。既に開始されている自治体もあります。厚生労働省厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会２月１０日付の資料によりますと、小児については接種勧奨の規定を適用し、努力義務の規定は適用せず、任意接種としています。この質問につきましては、通告後、この土日でしたか、高知新聞の内容から一部答弁をいただきましたので、重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

①です。

小児初回接種用ワクチンの配送スケジュールを見ますと、本市の初回分は既に配送済みではないかと思われます。それに見合った日程が組まれていると思いますが、ワクチン接種の日程をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

個別接種につきましては、香南市の医療機関において３月２６日から開始予定となっております。また、集団接種につきましても、香南市の会場で４月３日日曜日と４月２４日日曜日の午後、あと、５月８日日曜日と５月２９日日曜日の午前・午後の実施を予定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） １７番、比与森光俊君。

○１７番（比与森光俊君） そうしたら、個別接種は分かりますけど、集団接種ももう香美市ではせずに全て香南市ということですか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） はい、そのとおりです。香南市と合同で実施いたします。

以上です。

○議長（利根健二君） １７番、比与森光俊君。

○１７番（比与森光俊君） ②です。

日程に合わせて接種券が配付されると思いますが、接種券は適切に配付されているのか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

小児対象の接種券につきましては、香南市と同じ時期で３月中旬を予定しております。以上です。

○議長（利根健二君） １７番、比与森光俊君。

○１７番（比与森光俊君） ３月中旬ということは、まだということですね。

③です。

ワクチン接種は医療機関による個別接種を推進しているかについては、先ほどの答弁でもお聞きしましたし、高知新聞にも出ていましたので、１点だけ。通告そのものにつ

いては大体聞きましたので、これは２８日付の新聞記事ですけど、会場で注射を嫌がって泣く子が出ることも想定し、香南市の集団接種では１時間当たりの接種人数を、大人の３５人から２０人に絞る予定という記事がございましたが、香美市もこれに合わせて、香南市で人数を少のうして集団接種をすると。大体何人の希望者が来るか分かりませんが、それで対応できるという判断の処置でしょうか、その辺をお伺いします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

小児の集団接種人数は、大人よりはかなり少なく、時間当たりの人数を減らして対応するようにしております。香南市と同様です。

○議長（利根健二君） １７番、比与森光俊君。

○１７番（比与森光俊君） ④です。

小児ワクチン接種に当たり、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会の資料には、現時点、先ほど言いました２月１０日ですが、オミクロン株について、小児における発症予防効果・重症化予防効果に関し、裏づけが必ずしも十分ではないとしています。そして、小児への接種を開始するに当たり、保護者・本人向けに分かりやすいリーフレットを作成して活用し、小児を特例臨時接種の対象に位置づける意義を十分に踏まえ、ワクチンの有効性・安全性に関する情報を国民に丁寧に説明するとしています。

香美市にあっては、接種の可否について悩まれる保護者も少なくないと推測します。２７日付の高知新聞には、高知県感染症対策協議会会長の吉川清志医師の記事が掲載されていました。小児ワクチン接種に関し、有効性、それからまた、副反応が心配される。安全性や健康な子供への接種は、専門家の間でも意見が分かれる。保護者はどのような情報を基にどう判断すればいいかなどが説明され、高知新聞の無料通信アプリを利用した保護者の意識調査では、これ皆読まれていると思いますけど、現在５歳から１１歳を育てる保護者に我が子への接種について尋ね、最も多かったのが「迷っている」４２．２％、「接種させない」が４１．２％、「接種させる」は１６．７％、「迷っている」、「接種させない」と答えた人が多く、ワクチンの副反応を心配の３９歳女性は、副反応がどう出るか分からない、無理に打たなくてもいいのではと、不安な気持ちが記載されていました。

これまでに、保護者からの問合せ、まだ接種券が配付されていないと、それほど意識がないかもしれませんが、何らかの相談等はあったのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 暫時時間を延長します。

健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

今、御質問いただいたような、不安に思っているといった相談は最近ほとんどない状況です。小児接種に必要な接種の日程でありますとか、接種券の発送時期とか、接種場所、予約の方法などについては、全てホームページに掲載しております、そちらのほ

うを御覧になっていただいているものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 香美市の保護者については、心配・不安を持っている人はいないと判断されているということですが、決してそうではないと思いますので、慎重な対応をお願いしたいと思います。

1点、新6年生から順次券を発送していくということでしょうか。それとも、もう新1年生から6年生まで一斉にはないと思いますけど、順番は決まっていますか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） 5歳から11歳の方は、全員同時3月中に発送いたします。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 一斉に発送されて、市のほうで日を指定していくというやり方ですかね。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） 指定ではなくて、予約を入れていただく形になります。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 妙に分かりにくいけど、3項目の質問に移ります。

防犯灯のLED化推進についてお尋ねいたします。

私どもの町内会には34基の防犯灯が設置されていますが、2年ほど前に全ての防犯灯がLED化工事を完了しました。毎月の電気量は減少し、電球切れなどによる修繕費もほとんどなくなったところであります。LED化推進は、当初10年計画で全ての工事を完了する予定だったと思います。各自治会が1年で工事できる防犯灯の数には上限がありました。しかし、予算が残っているということで、年度末近くに申請すれば、それ以上に工事ができるようになり、積極的にLED化を進め、全て完了した経緯があります。

以上を述べまして、①です。

市内に設置されている防犯灯には、香美市商工会管理などの防犯灯もありますが、香美市が電気料を負担する自治会管理の防犯灯は何基あるのでしょうか。そして、LED化している防犯灯は何基でしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

現在、香美市が電気料を負担・補助している防犯灯は1,952基あり、そのうち1,925基、98.6%がLEDの防犯灯となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 思うたより進んでいますね。

②です。

本市が、防犯灯のLED化に向け、工事費負担の取組を始めて数年が経過します。初めにも述べましたが、10年で完了する計画だったと思います。各年度、何基を目標としてきたのでしょうか。そして、実績数をお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

目標に当たるかはちょっと分かりませんが、予算としまして、過去5年間で申しますと、平成29年度と平成30年度には250基分で、令和元年度は90基分、令和2年度と令和3年度は60基分を計上しました。この5年間で蛍光灯からLEDに改修した実績は、平成29年度は225基、平成30年度が137基、令和元年度34基、令和2年度、令和3年度につきましてはゼロ基となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 令和2年度と令和3年度がゼロということは、積極的に取り組む自治体では完了して、意識のない自治体がそのままであるということでしょうか、そういう認識をしていますか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） 特に伺ったことはないですけれども、様子を見られているということがあるのではないかと思います。また積極的に声をかけていきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） 思った以上に進んでいました。電気工事をする電気屋さんが町内会にいるわけですけど、商店街でも下から見ればできていないところが結構まだあるとお聞きしましたので、土佐山田町、香北町、物部町の進捗状況って分かりますか、分からなければ結構ですけど。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） そのあたりの調査はできておりません。申し訳ありません。

○議長（利根健二君） 17番、比与森光俊君。

○17番（比与森光俊君） ③です。

残りが本当数台になっていて、先ほど、今後も広報を含めて取り組んでいくということでしたので、自分のほうで思っていたのは、もし進んでいなければ、もう直接電気工

事屋さんと契約して、見ていただいて、順番に変えたら早いんじゃないかと、そういう取組をと思っていましたけど、思った以上に進んでいますので、今後またLED化に向けた広報等をお願いしたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定いたしました。次の会議は3月3日午前9時から開会いたします。本日の会議はこれで延会いたします。

（午後 4時08分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 4 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 3 号）

令和 4 年 3 月 3 日 木曜日

令和４年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第３号）

招集年月日 令和４年２月２１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月３日木曜日（審議期間第１１日） 午前 ８時５９分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
５番	笹岡優	１６番	山本芳男
６番	森田雄介	１７番	比与森光俊
７番	久保和昭	１８番	小松紀夫
８番	小松孝	１９番	爲近初男
９番	村田珠美	２０番	利根健二
１０番	島岡信彦		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	建設課長	井上雅之
副市長	今田博明	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境上下水道課参事	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	明石清美	ふれあい交流センター所長	猪野高廣
市民保険課長	植田佐智	会計管理者兼会計課長	萩野貴子
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横山和彦	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
建設課参事	近藤浩伸	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長兼学校給食センター所長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子

議 会 事 務 局 書 記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

令和 4 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 1 1 日目 日程第 3 号)

令和 4 年 3 月 3 日 (木) 午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

- | | | |
|---|-------|------------|
| ① | 3 番 | 舟 谷 千 幸 |
| ② | 1 1 番 | 山 崎 晃 子 |
| ③ | 1 3 番 | 山 崎 龍太郎 |
| ④ | 9 番 | 村 田 珠 美 |
| ⑤ | 8 番 | 小 松 孝 |
| ⑥ | 1 9 番 | 爲 近 初 男 |

会議録署名議員

1 番、萩野義和君、2 番、山口 学君 (審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名)

議事の経過

(午前 8時59分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許可いたします。

3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） おはようございます。3番、公明党の舟谷千幸です。通告に従いまして、一問一答方式で質問をさせていただきます。

初めに、新型コロナワクチン3回目接種についてです。

新型コロナウイルス感染拡大により、高知県内に出されていたまん延防止等重点措置は3月6日に解除の予定ですが、香美市においても連日感染者が出ており、感染者数は高止まりの状態が続いています。重症化しやすい高齢者の感染を防ぎ、医療逼迫を招かないために、新型コロナワクチン3回目接種が急がれ、現在、順次行われております。

本市のワクチン接種担当課や応援部署におかれましては、休日出勤での対応を大変ありがとうございます。私も先週お世話になり、集団接種で2回目までと異なるメーカーのワクチンを打つ交互接種をしました。各職員の皆さんが、接種する多くの市民の皆様を安全で確実にスムーズな流れで接種が行われるよう、配慮されていることを感じました。

そこで、①の質問です。

新型コロナワクチン3回目接種は、国の方針で当初2回目の接種から8か月以上の間隔の接種でしたが、その後、6か月以上に前倒しされました。現在の実施状況をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

新型コロナウイルスワクチンの追加接種につきましては、諸般の報告にもありましたが、個別接種は市内14の医療機関で1月17日から、また、集団接種は保健福祉センター香北で1月23日から開始しております。

接種に必要な予診票兼接種済証につきましては、接種間隔の前倒し期間に応じて順次発送し、集団接種の日程も前倒しに応じて追加実施しております。それに伴いまして、追加接種の接種回数と接種率につきましては、2月27日までの登録データで、高齢者が4,896回で47.83%、全年代では5,915回で22.83%となっております。なお、本日8時現在の速報値では、全年代で7,620回、29.41%となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） ありがとうございます。今日の段階で7,620回が行われ、本市として29.41%ということでした。全国のデータでは20.4%、これは3月1日の分ですが、当市は29.41%で上回っていると。高知県でも21.8%ということですから、香美市においては高知県、また、全国からいっても上回っている接種率だということになるかと思われますけど、そういう状況でしょうか確認いたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

先ほど高齢者接種率は47.83%と申し上げましたが、実際のところはこれを10%近く上回っておるのではないかと思います、まだデータが登録されていない部分が大分ありますので。全国平均とか県内平均を上回っておるかは、出た数値の日付とかで変わってくるのでちょっと分かりませんが、順調に進んでおるとは考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 詳しくはあれですけど、順調に進んでいるということで、大変安心いたしました。また今後よろしくお願いいたします。

②の質問です。

厚生労働省のデータでは、死者は高齢者に多く、高齢者への3回目接種が急がれております。今後のワクチン接種の見通しをお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

2回目の接種から6か月経過の日が近づいた方から順次接種券を発送しております。接種券が届きましたら、予約していただけるようになります。多くの方に医療機関での個別接種を利用させていただいておりまして、集団接種と個別接種を並行して実施することで、今後も順調に進んでいくものと考えております。追加接種の開始時点では7月下旬の完了を想定しておりましたが、前倒しによる日程の追加などによって、6月初旬にはおおむね完了するのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 6月頃には接種完了の予定だということで、よろしくお願いいたします。

③の質問です。

全国知事会では2月15日に、武田／モデルナ社製ワクチンの副反応が強いとして広がっている不安の解消を、政府に緊急提言しております。本市において、武田／モデルナ社製のワクチンを敬遠するような傾向はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君）

お答えいたします。

相談窓口のほうには、ファイザーを予約できるところはないかとか、1回目、2回目をファイザーで接種したので、追加接種も同じワクチンで接種したいといった問合せも時々かかっておりますが、最近では、モデルナ社製を交接種で打ったほうが抗体価が高くなるという報道等もされておりますので、逆に、ファイザーで予約しておったけどモデルナに変えたいといった方もおいでますので、一定数はファイザーの人気がありましたけれども、それもちょっと変わってきておると感じております。

以上です。

○議長（利根健二君）

3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君）

徐々に交接種のことが周知がされてきて、増えてきている状況だということですが、2月20日の高知新聞にも確かに掲載されておりました。厚生労働省研究班の調査の様子が書いてありました。1回目から3回目全てがファイザー社製よりも、3回目だけ交接種で武田／モデルナ社製に変えた人のほうが、副反応の発生は多い傾向があるけれども、接種後の抗体価がファイザー社製で54.1倍、武田／モデルナ社製で67.9倍と少し高いと掲載されておまして、やはり皆さんがこの分析や高知新聞を読まれて、交接種のほうが進んできているのかなというふうにも思います。この分析を担当した伊藤客員教授からは、効果と副反応のバランスを見て、どちらを接種するかを決めてほしいというようなコメントもございました。こういった記事で皆さんに周知されてきているのかなと思われま。

それを受けまして、④の質問をいたします。

新型コロナワクチン相談窓口の対応で、先ほども少しこういう相談があったとお聞きしましたけれども、本当にいろんな相談への対応をありがとうございます。そういった相談の中にはどのようなことが多いのかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君）

健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君）

お答えいたします。

相談窓口とはなっておりますけれども、どちらかというと、相談よりも問合せが主になります。主な内容は、ワクチンの予約に関することでありましたり、接種券の発送時期や再交付に関することなどになっています。初回接種のときのように、日中ひっきりなしに電話が鳴るということはほとんどなくて、割と静かな状況です。

以上です。

○議長（利根健二君）

3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君）

その中に、先ほどもありましたけど、交接種について困ったりとか、そういうふうな相談は具体的にございますでしょうか。

○議長（利根健二君）

健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君）

お答えいたします。

やはりモデルナ製ワクチンはどうだろうかといった相談もございますけれども、国の

示しておる安全性とか、有効性といったことを簡単に御説明して、納得していただいている状況です。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） ⑤の質問です。

交接種の有効性・安全性の周知は、自治体によって様々に多少違ってきておりまして、本市の周知について確認いたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

追加接種の御案内をお送りする際でありますとか、ホームページ、新聞折り込み等でもお知らせしております。国のほうではテレビCMや新聞広告も行っておりますが、広報資材としてチラシも作成されておりますので、こちらを利用させていただいたりしております。また、相談窓口に予約などについて問合せがあった際に、交接種の安全性などについても説明させていただいております。ホームページでは、厚生労働省のQ & Aサイトへのリンクを貼って、交接種についての詳しい情報が得られるようにしております。それと、一、二回目の集団接種開始前から、医療機関等への説明会も数回開催してまいりましたが、2月1日には武田／モデルナ社製ワクチンについての説明会も実施しております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） 先ほど言われた、2月1日の武田／モデルナ社製の説明会というのは具体的にどういったことでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

市内医療機関の先生方とか、スタッフの方々に集まっていただいて、武田／モデルナ社製ワクチンの使用方法とか、有効性とか、様々な情報をお伝えしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） 分かりました。

2月1日には、市内の医師とスタッフの方とに行ったということですが、この周知に関しては、本市においてもそういったチラシとか、ホームページとかで行っておりますが、ほかのところを見ますと、東京都狛江市では、接種券の発送前に3回目接種のチラシを全戸配布しているということでして、全戸配布というのはなかなか人件費とかも要るかと思われますけれども、この狛江市の内容を御紹介します。

この狛江市が配ったチラシというのが、市長と、それから、医師会の会長らが対談をしているものなんですけれども、市民が不安に思っていることを市長が聞く、そして、

お医者さんが答えるという内容をチラシにして配布しているんです。「市民に向けて医師が伝えたいこと」というふうに題しまして、交互相種のほうが抗体価が上がり、重要なのは早く接種したほうが予防効果が大きいなど詳しく周知したところ、これは1月のことですので、まだかかりりと日本のデータが出ていないときでしたけれども、この結果、1月28日時点での希望ワクチンは、武田／モデルナ社製が95.1%、ファイザー社製が4.9%になったということで、狛江市ではとにかくモデルナを周知しようと意気込んでやったのかとは思いますが、周知がすごく大事であるということが分かります。

その後、これと同じ内容を本市のある医院の1月号広報誌で目にしました。1月号の時点ですから12月のことだと思いますけれども、「今までで分かっていること」という前置きをされまして、交互相種のほうが抗体価が上がっていること、蔓延しているオミクロン株は感染力が非常に強く、製薬会社を選ばずに早く接種することといったように、狛江市と同様の内容を目にいたしました。狛江市のように医師からの情報をワクチン接種の周知に生かせれば、本市もなおよかったのではないかなというふうに思いました。接種率はもう上がってきているということですが、お医者さんとの情報交換もある中で、こういった周知にも生かすことができないかなと思いますが、これに関してどういうお考えか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

3回目接種が始まる前に広報もしましたが、そのときにはワクチンの種類について詳しく載せることはできませんでした。なかなかリアルタイムに発信することは、ホームページぐらいでしかできませんので。医療機関に向けては、先ほど申しましたとおり、モデルナ社製のワクチンについて詳しく説明もさせていただいて、先生方の御理解もいただき、個別接種のほうでもモデルナの使用を進めていただいている状況です。今後も医療機関との情報共有を図りながら、また、広報の仕方につきましてもいろいろ検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） ⑥の質問です。

ワクチン接種券が届いても、予約の仕方や内容が理解できない方もおられると思います。特に障害者のいる御家庭や独居の高齢者など、細やかな配慮に関してどのようにされているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

ワクチンの担当部署としましては、なかなか個々の事情に応じた特別な配慮ができていないというのが実情でございます。障害のある方や高齢者など、支援が必要な方につ

いては、御家族も含めて周りの方々の協力をいただいておりますのが実情であると思っております。独居の方につきましては、ケアマネジャーなどの支援者がお手伝いしてくださっている場合がございます。また、予約方法が分からずに窓口に見えられた方もいらっしゃると思いますので、状況によっては予約の支援をする場合もございます。相談があれば可能な限りで対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） このような弱者といえますか、障害者の方、そしてまた、高齢者の方に対しての対応の中で、一昨年、特別定額給付金の給付のときには、民生委員の見守り訪問のときに、申請に関しての声かけをしてもらったというふうにお聞きしておりますが、このワクチン接種もすごく国を挙げてやっていることですし、やっぱりしたくてもできない方、することが分からないという状況をつくらないためにも、こういった民生委員への声かけということはできないもののでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課参事、横山和彦君。

○健康介護支援課参事（横山和彦君） お答えいたします。

民生委員など、身近な方に声かけしていただくことは、本当に独居の方等にとってはありがたいことだと思いますし、そうしていただければワクチン接種率も上がってくると思いますので、そういった方法もまた今後検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 3 番、舟谷千幸さん。

○3 番（舟谷千幸君） よろしくお伺いいたします。

⑦の質問に関しては、昨日、同僚議員からの質問がございましたので取り下げいたします。

それでは、次の大きな2 番の質問に移らせていただきます。

家具転倒防止等対策費補助金のことについてでございます。

災害対策の基本は、自分の命は自分で守る自助です。阪神・淡路大震災で亡くなった方の8 割以上が、地震直後、崩れた家屋や倒れてきた家具、テレビなどの下敷きになり、短時間のうちに亡くなっています。対策として、住宅の耐震補強や家具の固定を行っていくことが必要です。本市では、南海トラフ地震対策として、住宅の耐震診断や改修工事、ブロック塀などの撤去改修等補助金が種々制定されております。昨年11 月の防災士会におきまして、市の職員から、家具転倒防止等対策費補助金の枠に空きがあるので皆さんに活用をと、利用推進が呼びかけられました。それで、私も遅ればせながらですが、災害用トイレなどの購入費補助金とともに、この家具転倒防止等対策費補助金を利用させていただきました。

そこで、質問をいたします。①です。

この補助金は平成25 年度に制定されています。これまでの利用状況をお伺いいたし

ます。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

この補助金が平成25年度に制定されてからの利用件数につきましては、平成25年度が2件、平成26年度が7件、平成27年度が6件、平成28年度が16件、平成29年度が3件、平成30年度が6件、平成31年度・令和元年度が5件、令和2年度が8件、令和3年度が今現在7件となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） この枠は年度によってたしか20件の枠だったと思いますが、
れども、現在お話があったように、20件の枠にほとんど達していない状況があります。
香美市のこの補助金は、原則1世帯に1回という状況ですけれども、その中で香美市の
世帯数が1万3,135世帯、2月の世帯数ですけれども、それからいってもまだまだ
利用されていない状況があることが分かりました。

②の質問です。

この補助金の利用が少ないというのは、どういう理由からと推察されますでしょうか、
お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

調査等を行ったことはないのですけれども、広報の不足等、目に触れる機会が少ないの
ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 広報、それから、目に触れることが少ないと言われましたが、
お店の方からは、金具なので壁とか家具に穴を開けなくてはいけないために、人気があ
まりないというようなことで、後で話します突っ張り棒のほうが、もっと購入してい
かれるということでした。

③の質問です。

この補助金の利用を高めるため、これまで以上の周知が必要と考えますが、どのよう
なことを検討されているのでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

補助金制度の周知につきましては、香美市広報、ホームページでの周知を今後も継続
してまいります。今年1月には高知新聞販売所の協力をいただきまして、販売所発行の
折り込みへの掲載もしていただきました。その後から補助金の利用が増えてきたという
ところもありますので、効果があったと考えております。今後も、販売所に御協力いた

だきながら広報していきたいと思います。また、今後耐震診断とか改修工事補助金の相談があった場合にも、建物の耐震化に加え、家具転倒の防止対策の重要性を説明するなど、この補助金の利用促進に努めたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） ぜひ、そういうことに取り組んでいただきたいと思います。

④の質問に移りますが、資料を御覧ください。

東京都の防災ホームページから補助金を使える内容のものをちょっと掲載したものでございますが、補助金の内容を見ますと、活用内容から家具に転倒防止金具を取り付ける場合などがありまして、私もお話を聞くまでは金具だけかなと頭の中で考えていましたが、購入品目は金具だけじゃなくて、この資料のように、転倒しないように家具の下に敷くものとか、L字型の金具、もちろんこれが一番効果があるらしいですけども、それから、一番人気の突っ張り棒、これもいろんな種類がございます。そして、粘着シート。資料②にいきますと、キャスターを動かないようにするようなものとか、冷蔵庫に引っつけるベルト式の物、それから、チェーンとか家具が前に倒れてこないようにストッパー、あと、新しく追加されているのがガラス飛散防止フィルムで、これも用品の中に入っているということでございました。いろいろなものが家具転倒防止等対策費補助金の中に入っている状況があるということ、私自身も確認した次第です。

1月22日の夜中に震度2の地震がありました。担当課によりますと、地震があったので新たに家具転倒防止等対策費補助金の申請があるかなと思っていただけれども、なかったということでございました。ところが、お店のほうにお聞きしますと、この地震の後、この転倒防止用品を何人かが購入に来られたということでした。お店ですので、香美市以外の方もおいでたかもしれませんけれども、この補助金のことを知らない方がやっぱりいたのではないかと。また、お聞きしたお店の従業員の方も補助金を御存じなかったということでした。まず、私が感じたのは、購入するお店側にも補助金のことを知ってもらい、防災用品の陳列してあるところに、香美市民の方へと書き添えた上でのことですけども、対象品目や補助金の活用内容などを目につくように掲示するとか、お店の協力を得ての周知ということができないものかと思った次第ですが、こういった周知についてのお考えはいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

市内の販売店に問合せをしましたところ、販売コーナーとかへの貼り紙とか、御協力いただけるといふ御返事をいただきましたので、今後は取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） ぜひこういったことを取り入れていただきたいと思います。

⑤の質問です。

この補助金は、香美市内に住所を有する世帯に特別な理由がある場合を除いては、申請は1世帯1回限りということで、補助金額は購入費の2分の1、上限が1万円ということになっております。物品を2万円買ったなら1万円が補助されるという状況でございまして、その枠は年度ごとに20人ということでございます。

ほかの市町村を調べますと、近隣の香南市は当市と同じ補助率でございました。土佐清水市や安芸市は、金具購入費用と取付け作業費が一体化して、1世帯に2万円を限度額として補助金が出ております。また、土佐市では、購入費の3分の2で上限1万円といったように、補助率の高いところもございます。今後、補助率を引き上げる考えはございませんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

今のところ補助率を上げることは考えておりませんが、香美市は金具の補助と別に取付けの補助もあります。先ほどの質問にもありましたけれども、いろいろ周知も行いまして、今後の動向を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 補助率を上げることによって、皆さんの補助金利用率も上がっていくのではないかと思いますし、一番大事なものは、いつ起こってもおかしくない南海トラフ地震の備えをするために、この家具転倒防止等対策費補助金をさらに周知して、各世帯に活用されるようにしていきたいと思います。

3番の質問に移ります。

市街化調整区域についてでございます。

市民より、家を建てたくても建てられない、高齢化で耕作放棄地となり、土地を売りたいけれども売れないなど、市街化調整区域の見直しや一部緩和の要望がございます。以前にも質問いたしましたけれども、市民の方からはよくこういう質問がございます。

先日の全員協議会で、令和4年度から令和8年度までの第2次香美市振興計画後期基本計画の策定が示されました。改めて基本方針「まちのかたちを創る」の中の「計画的な土地利用の推進」を読み、質問させていただきます。

①です。

この中の基本的な方向として、「高知広域都市計画区域マスタープランの区域区分を維持しつつも、市街化調整区域の土地利用については、地域の実情に合った規制緩和を検討します。」とあります。「地域の実情に合った」の「地域」というのはどのようなところを想定しているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 香美市都市計画マスタープランでは、まちづくりの基本理念と都市構造及びまちづくりの目標を実現するために、将来的な土地利用の方向性や都市機能の強化を当然図らなければなりません。そのため、ゾーン、エリア、拠点を設定し、区域区分の理念を尊重しながら、人口の減少や少子高齢化の進行に対応するコンパクトな中心部の形成も推進しなければなりません。近年、市街化調整区域では小学校の児童数が減少しており、学校自体の存続もままならない状況となっています。そのため、小学校やコミュニティセンターなどを中心とした一定の範囲を「地域コミュニティエリア」と位置づけて想定しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） この地域の実情に合ったというのは、地域コミュニティセンターなどの「地域コミュニティエリア」ということで、小学校とか、人々がたくさん集まる地域ということになるかと思いますが、例えば、小学校でしたら各小学校に当たると、この市街化調整区域の各小学校に当たるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 都市計画マスタープランでは、市街化調整区域だけではなく、市街化調整区域外も合わせた小学校区域の設定での検討、土地利用の設定で行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 承知しました。

②の質問です。

ここにあります規制緩和ということに関して、南国市なんかは高知大学医学部附属病院周辺の規制緩和とありますけれども、当市においての規制緩和というのはどのような内容を想定しているのか、お聞きをいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 規制緩和により現在クリアしなければならない諸条件はありますが、調整区域内既存物件等の賃貸などができるようになりました。また、現在建設課では、「地域コミュニティエリア」の中でも特に小学校区エリア内、徒歩にて通学できる範囲などについて、新築等ができる方法はないか等の協議・検討などを行っています。今後、開発相談等が各関係機関などからあれば、地区計画などによる個々の事例ごとに検討・検証していかなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 小学校に通える範囲のところに新築ができないものかというような検討を課内でされているということですのでけれども、本当に調整区域の小学校の近

くに建てたいと思っても、残念ながら建てられなくて香南市に建てた方もおいでますので、ぜひそういった検討を続けていっていただきたいと思います。

それから、ちょっと先ほど開発相談が各関係機関からあればとおっしゃいましたけれども、その関係機関というのはどういったところが含まれているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今のところ想定的な話ですが、香美市内の業者も含め、民間企業、県、その他、どこからでもという形で考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） それでは、③の質問です。

以前質問したときに、市長は、ルールに従って慎重に進めていかななくてはならない、マスタープランの中にのせて検討していくという御答弁でございました。今後の方向性をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 香美市都市計画マスタープランにて、小学校やコミュニティセンターなどを中心とした一定の範囲を「地域コミュニティエリア」と位置づけています。その中でも、先ほども答弁しましたが、地域実情に合った施策を検討しなければならないと考えています。ただし、人口減少や少子高齢化の進行に対する「コンパクトな中心部の形成」も併せ検討しなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 地域コミュニティエリア周辺のことをマスタープランにのせて、今後も検討していくということでございますが、最後に市長の思いをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 都市計画についてお答えしたいと思います。

この市街化調整区域の問題については、いつも議論になってきております。非常に難しい問題でありますけれども、今、建設課長からもお話ししましたように、「地域コミュニティエリア」という考え方、これが全て今認められているわけではありません。ただ、これを中心に立たせて考えていったらどうなんだろうということで、関心のある地域の皆さんと一緒に、これからハードルを越えていこうと、チャレンジだというふうに思っていたらありがたいと思います。一緒に、今、地域が抱えている矛盾、問題を、地域の土地をうまく利用することによって活性化する、元気になっていくということであれば、全力を挙げて取り組む必要があるんだと思っておりますので、新しいチャレンジになりますけれども、規制緩和に向けて頑張っていくということの発進でありま

す。

○議長（利根健二君） 3番、舟谷千幸さん。

○3番（舟谷千幸君） 以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 舟谷千幸さんの質問が終わりました。

消毒のため休憩いたします。

（午前 9時44分 休憩）

（午前 9時45分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう、丁寧な質問に努力いたします。率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、香美市立物部歯科診療所について、介護職員等の処遇改善について、アンパンマンミュージアム周辺にコインロッカーの設置をについて、ぐるりんバスについての4項目を、一問一答でお伺いいたします。

初めに、香美市立物部歯科診療所についてお伺いいたします。

物部歯科診療所は、旧物部村の村立歯科診療所として開業以降、物部地区の身近な歯医者さんとして診療を続けられています。物部町だけでなく、香北町や徳島県木頭方面などから通院している方もおいでます。子供から大人までお世話になり、今では物部町に欠かせない大切な医療機関になっています。

その物部歯科診療所の指定管理に関する議案が、今議会に上程されました。前回の指定管理更新から、管理期間が2年に短縮され心配していましたが、今回の議案によりますと、指定管理期間はさらに短縮され1年間となっています。物部町の医療機関は大柝診療所と歯科診療所だけです。唯一の公共交通機関であるジェイアール四国バスは大柝駅から土佐山田駅までの直通便がなくなった影響で、大柝駅から市営バスで美良布駅まで行き、美良布駅からジェイアール四国バスに乗り換えて土佐山田駅に行くことになります。時間帯によっては待ち時間が1時間以上になることもあります。高齢者や身体に障害がある方にとっては、通院一つ取っても大変な苦勞を伴います。そんな方々にとって、近くに医療機関があることはとても大きな安心を与えています。このことを申し上げ、お伺いいたします。

①です。

今回、指定管理期間を1年に短縮した理由をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

令和４年度、指定管理期間が１年間となりましたのは、現在の指定管理者より単年度の指定管理期間とさせてほしいとの申出によるものです。理由といたしまして、医師の高齢化により、長期の指定管理期間の設定が困難であるということと、それから、地域の人口減によります外来患者数の減少もあり、指定管理者である医療法人の経営が圧迫されているということでございます。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 確かに物部町のほうは人口減になっておりますので、そういう状況もうかがえるところですけども、患者数が減っているということですが、推移はどういう状況になっていますでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 手元に資料を持っておりませんので、正確な人数についてはちょっと答えることができません。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 経営的には大変厳しい状況になっているということですね。そうしたら、②の質問に移ります。

物部歯科診療所の今後の見通しをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 外来患者数の減少が以前から続いていることもありまして、訪問歯科診療もできるということで、実施の啓発活動なども行ってきましたが、経営状況の改善には至っておりません。今後も、安定した診療所運営につきまして、予算的なものも含め指定管理者と協議を実施していくことになると思います。市といたしましても、引き続き物部歯科診療所の安定的な継続を図りたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） そうしますと、今後も患者状況によってということですので、毎年、期間が１年間の指定管理期間という形での話合いになるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 指定期間が１年になるかどうかというのは、またちょっと今後の協議内容により変更はあるかもしれないと考えております。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 人口減が本当にいろんなところに影響が出てきております。私も実際物部町のほうに住んでいまして、何かが一つずつなくなっていくような思いがいたしまして、今回、この議案に１年と出たので、非常に心配しておったわけです。それでもこの地域に住まれている方は、この歯科診療所、大栃診療所があることによって、安心して暮らしていけているわけです。物部町のように険しい山間で暮らす方々の健康

を守るために、本当に身近で適切な医療機関、医療が受けられる体制を整えていくということが大切だと思います。物部地域の医療体制の維持・充実について、市長の見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

医療という本当に命、暮らしを支えている部分が揺らぐということは大変心配なことであります。私は、開会の挨拶でも申し上げましたように、医療であるとか、高齢者福祉、交通、あるいは買物などを支えている事業者も、一生懸命頑張ってくださいといいますが、人口が減少することによって、経営が大変厳しくなっているということがあります。ですから、早急に、この頑張ってくださいという事業者への応援がどのようにできるのか、仕組みづくりをもう一段強化する必要があると思っております。何としても暮らしを支える仕組みについて、市民合意が得られるようにしなきゃならないと思っております。一部の歯科診療所、あるいは病院だけが応援されるということについて、どのように考えるかということもありますので、中山間の厳しさ、過疎・高齢化が進んでいる地域をいかに支えていかなきゃいけないかという議論もしっかりしていく中で、そういう仕組みづくりをする、そして、事業を支えている方々についても御理解をいただいて、さらに頑張ってくださいのような、安定して継続できるような形にしてまいりたいと考えております。とにかく全力で当たっていく覚悟でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 今、市長から心強いお言葉をいただいたわけですが、本当に厳しい状況ではありますけれども、そこで暮らす人々がおいでということで、ぜひ暮らしを支える仕組み、医療だけでなくということでお話がありましたが、本当にぜひ仕組みをつくっていただいて、暮らしを支えていただきたいと思います。

それでは、大きな2番です。

介護職員等の処遇改善についてお伺いいたします。

国は、新型コロナウイルス禍に直面する介護や医療の現場などで、社会機能維持に必要なエッセンシャルワーカーの処遇を底上げするために、新たな補助金で介護職や保育士、幼稚園教諭らの賃金を今年2月分から3%程度引き上げるとして、2022年2月から9月までの補助金約2,600億円を計上しました。介護事業所や医療機関が都道府県に補助金の申請を行うこととなりますが、補助金交付が6月以降となっているため、当面は自前で資金を準備する必要があると、経営に負担がかかることも考えられます。事業所等によっては、補助金申請をしたくてもできない経営状況のところもあるのではないのでしょうか。また、介護職以外の事務職員などの賃上げに充てることも認められていますので、介護職全員の月給が3%増えるかどうか疑問です。これらのことに関し、どのような認識をお持ちかお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

この補助金は事業所が申請しますので事業所に委ねることになりますが、対象となる香美市内の介護サービス事業所３８か所のうち、申請を予定している事業所が３１か所、検討中の事業所が４か所、申請しない事業者が３か所となっております。申請しない理由としましては、小規模な事業所であり、交付要件を満たす賃金改善の実施が難しいとのことでした。この補助金については、介護職員以外のその他の職員の処遇改善に充てることができ、その他の職員の範囲は事業所の判断で柔軟に設定できるとされていますので、各事業所が介護職員の処遇改善を目的とした補助金であることを踏まえた、適切な配分を行っていただけるよう、お願いしたいと思っております。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） できれば全部の事業所にこの申請をしていただいて、補助を受けるということが一番、この３％が処遇改善につながるかというところもあろうかと思うんですけれども、少しでも応援ということで、全部の事業所に申請していただいたらいいかと思うんです。私も市内の事業所のほうから、やはりコロナで利用者が減って、とても厳しい運営状況になっていると、この補助金を申請できないということもお聞きいたしました。何とか申請できる方法はないものかと思っておりますけれども、何かこれに対して手だて、支援とかはできないもののでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 本当に申請していただけたら一番いいと思うんですけれども、今のところ市のほうで何かお手伝いということは難しいと考えております。窓口が県になっておりますので、こういう状況は県にもお伝えして、説明とか申請の補助とかをしていただけるようであれば、お願いしたいと考えております。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） ぜひ県にも伝えていただいて、また、県から国へも事業所が申請したくてもできないという状況を伝えていただくよう、県のほうへも言っていただきたいと思います。

それでは、②の質問に移ります。

厚生労働省は今年度の介護報酬臨時改定に向け、社会保障審議会分科会に報告案を示しました。介護職員賃上げの財源を２月から９月分は補助金で行い、１０月以降は介護報酬を改定し、従来の処遇改善の仕組みに準じた加算措置で対応するというものです。介護報酬に組み込まれるということは、利用者の負担増加や介護保険料の増大に直結します。介護職員の処遇改善は、このような加算の方法ではなく、全体を抜本的に見直すことにより、別財源で給与の底上げを図るべきと考えますが、認識をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

介護職員処遇改善支援補助金は、令和４年１０月以降、臨時の介護報酬改定により、これまでの処遇改善加算に準じた取扱いとなることが予定されておりますので、議員がおっしゃるように、利用者の負担や介護保険料に少なからず影響があると考えます。ただ、この介護サービスに従事する職員の収入を継続的に引き上げるための財源を、介護給付費とすることにつきましては、現行の介護保険の仕組みを考えますと、妥当性を欠くものではないと考えております。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） すみません。介護給付費とすることにというところからちょっと聞き取りにくかったので、もう一度お願いいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 介護サービスに従事する職員の収入を継続的に引き上げるための財源を、介護給付費とすることについては、現行の介護保険の仕組みを考えると妥当性を欠くものではないと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） 現在の介護保険制度では、そういう状況になるということだと思うんですけども、何年前かちょっと忘れましたが、介護職員の処遇改善について補助金で手当したときがあったかと思うんです。それもやっぱり介護保険の介護報酬に組み込まれてきたということがありまして、その繰り返しになってしまうんですね。そうなりますと、やっぱり利用者の負担は大変増えてくるわけです。厚生労働省の社会保障審議会介護給付費分科会では、認知症の人と家族の会から、介護報酬に組み入れられ、利用者としてのこれ以上の負担増は困難な現状であるという意見を述べています。やっぱりこうして利用者に返っていく、保険料も値上がりしていくという状況をこれ以上続けていくと、介護保険料がどんどん上がっていったしまうことにもつながっていきますので、そういう形にならないような方法の検討・実施をしていくというようなことを、やはり国へ申し入れるべきではないかと思うんです。その点についてお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 利用者の負担が増えるということを私たちも望んでいるわけではございませんので、国の仕組みとして考えていってもらえるようにしていきたいとは思っています。

○議長（利根健二君） １１番、山崎晃子さん。

○１１番（山崎晃子君） ぜひそういう声を国へ申し入れ、要望していただきたいと思います。県を通じてになるかもしれませんが、やっぱりこれをこのまま続けていくのではなくて、きちんと介護職員の処遇改善を別財源で見ていくとかというところで、この負担が過重とならないような方法を取っていただくことを、ぜひ要望していた

だきたいと思います。

それでは、③の質問に移ります。

コロナ禍でも介護職の方は直接利用者に接するため、自分が感染源にならないよう神経をすり減らしながら日常生活を送っています。また、感染対策で業務も増えています。人手が足りないため、具合が悪くてもそうそう休めないとの声も聞きます。このような状況にある介護職員を応援する必要があるのではないのでしょうか。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が、本市に約2億3,400万円予算化されてきます。この交付金を活用して、介護職員の支援ができないのでしょうか。例えば1万円の支援金や、先ほどの処遇改善補助金の上乗せなど、支援策を検討できないものか、見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

交付金を活用して介護従事者に給付金を支給している事例もあるようですので、情報収集し、関係部署とも連携しながら前向きに検討したいと考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ぜひお願いしたいと思います。

それでは、④の質問に移ります。

介護現場は慢性的な職員不足が続いています。厚生労働省の発表によると、2025年には介護職員が約253万人必要になるとされています。それに対して、供給の見込みや約215万人で、およそ38万人の介護職員が不足する見込みだそうです。この問題は介護保険制度に関わる大きな問題です。早急な手だてを考えていかなければなりません。このことに関して、さきの議会での質問に、本市の取組として事業者アンケートやヒアリングを行い、先進事例等も参考にして、市独自施策を検討するとの答弁をいただいていた。介護人材育成について、協議の状況と対応策をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

令和3年度の取組としましてですが、健康介護支援課内に設置している介護人材確保に関するワーキンググループで、訪問介護サービス事業者との意見交換会を実施しました。その中で、ヘルパー不足の現状や課題について検討を行いました。また、ヘルパーとして従事するために必要な資格取得の研修受講料等が高額であるということも、人材不足の一因となっていることが分かりましたので、事業者がその受講料を負担した場合、経費の一部を助成する事業が実施できるよう、令和4年度の当初予算に予算計上はいたしましたけれども、令和4年度の当初予算は骨格予算であったこともありまして計上することができていません。庁内での調整を図って、担当課としてはできれば6月定例会議に補正予算として要求したいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） ちなみに、その研修の受講料が高額ということですが、ヘルパーの資格ということですか、介護福祉士とかではなくて。この研修がどういったものかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 詳しい金額をちょっと覚えておりませんが、10万円以上かかっていたと思います。受講料を事業所が負担して行ってもらい講習があるようで、それを受けるとヘルパーとして働けるということです。なかなか小さい事業所ですと負担が大きいということで、そこへの支援を行いたいと考えております。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 分かりました。できることから支援をしていただきたいと思います。また、新たに介護職に就く場合にも、こういう資格があったほうがいいのかと思いますので、予算も限られてくるかと思いますが、介護職員の方が増えるということ、そしてまた、介護職という仕事はただきただけではなくて、人間が相手ですから関わる喜びというものもありますので、そうしたことも含めて、介護職のいいところもまた広めていっていただきたいと思います。

それでは、⑤の質問に移ります。

政府の規制改革推進会議では、介護施設の人員配置基準を現行の3対1、これは入所者3人に対して職員1人ということですが、3対1から4対1に後退させる議論がされています。現状の施設では重度の要介護者が多く、現行基準でも足りないとして、多くの施設で基準以上に職員を配置して、介護サービスを提供しています。このような現状を無視した議論に、介護現場からは、安全性と質の低下につながる、必要なのは処遇改善と増員だとの声があります。このことに関し、どのような見解をお持ちか、お聞かせください。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

この議論について、政府の規制改革推進会議では、ICTやセンサー、それからロボットの導入、周辺業務のアウトソーシング、これらを伴う業務オペレーションの整理などを進めることで、業務を効率化しつつ配置基準を緩和する構想について、今後の介護人材不足の解決に向けた有力な方策の一つとなる可能性があるかと評価した一方で、介護の質の維持と介護職員の負担軽減、処遇改善が最も重要な観点であり、実際に介護の質が維持されること、また、介護職員の負担増につながらないことが客観的に検証される必要があると指摘しています。それで、厚生労働省に対し、今後の実証事業の結果なども踏まえて、実現の可否を検討するように求めています。ICTや介護ロボット等の活用については、その有用性が徐々に広まりつつあると考えますが、人員配置を緩和した体制でも現場に即したものになるように、介護サービスの提供に支障が生じないか、

平常時だけでなく、緊急時に対応できる体制を確保できるのか、また、介護職員への負荷が過剰なものにならないか、さらに、大事なことですけれども、介護サービスの利用者のＱＯＬも担保できるのかなど、慎重に議論を積み重ねる必要があると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） そのとおりだと思います。私は先日、長い間介護施設に勤務していた方とお話をする機会がありまして、その方が退職後しばらくぶりに介護施設に行ったら、職員が決められた作業と事務処理に追われてか、利用者のそばに座ってお話をするということもない状況を目の当たりにして、とても悲しくなってきたということを話されていました。介護という仕事は機械を扱うものではありません。対象は生身の人間です。やはり人員配置基準は介護する側、される側、両方にとって影響が大きいと思います。それと、やはり課長も言われましたように、介護サービスにも影響してきます。高い介護保険料と利用料を払い、サービスが低下するという状況では、市民の納得は得られないということになりますので、今から議論をし、また、そういう状況で実際に行ってみて決まってくるかと思いますが、ぜひこのことに関しても関心を持っていただきたいというふうに思います。

それでは、3番の質問に移ります。

アンパンマンミュージアム周辺にコインロッカーの設置をについて伺います。

香北町には、全国に誇る、やなせたかし記念館アンパンマンミュージアムがあります。周辺にはザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートや健康センターセレネ、道の駅菰生の里などがあり、集落活動センター美良布も設置されています。また、近くには香北の自然公園もあり、ゴールデンウィークや夏休みなどには多くの観光客が訪れる本市の一大観光地となっています。アンパンマンミュージアムなどに来られた家族連れの観光客が菰生の里に休憩や食事などに来て、近くにコインロッカーなどはありませんかと尋ねられることが多いと聞きました。観光客の中には、公共交通機関を利用して来られる方もおいでますし、アンパンマンミュージアムだけではなく家族で周辺の散策をするときなどにも、荷物を預けたいのではないかと考えます。

遠くから来ていただいた観光客の皆さんの利便性を図り、安心して観光できるように、このような声に応えていくことが必要ではないかと思います。アンパンマンミュージアムや菰生の里、集落活動センターなどの周辺施設と本市が連携・協議して、有料のコインロッカーを設置してはどうか、見解をお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えいたします。

アンパンマンミュージアム及び周辺の施設に、コインロッカーの設置状況及び問合せ状況を確認いたしました。菰生の里、集落活動センターにはコインロッカーはございま

せんが、アンパンマンミュージアムには大きいスーツケースが入るサイズのものが6個、小さいスーツケースが入るサイズのものが6個あり、それぞれ預けるときに100円を投入し、取り出すときに返金されるようになっております。コインロッカーに入らない大きい荷物につきましては、受付で無料で預かっているとのこと。また、ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾートにおきましては、宿泊客のチェックイン前、チェックアウト後の荷物の預かりに対応しているとのこと。

アンパンマンミュージアム周辺に訪れる方の多くは自家用車で来られると思われますが、ジェイアール四国バスやタクシーといった公共交通でお越しになる方も一定数おりますので、アンパンマンミュージアムのコインロッカー使用を御案内するなど、観光客がストレスなく香美市の観光を楽しんでいただけるよう、努めてまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 私もアンパンマンミュージアムに行って、ちょっとコインロッカーの確認をしてきたわけですが、原則このミュージアムを利用されている方ということでお聞きしたのですが、また、ミュージアムが開館していないとき、ミュージアムを利用するのは開館中ですよ、そういうこともありますので、ミュージアムへ行かない方も利用できるような、観光に来た人が気兼ねなく、安心して利用できるコインロッカーの設置が必要ではないかということで、再度お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えいたします。

アンパンマンミュージアムが閉館のときに来られる、そして、そのときに大きい荷物で来られる方がどれくらいいるのかという調査も含め、また、コインロッカーの利用頻度等も確認して、設置の必要性を今後調査・検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 検討していただけるとお聞きいたしました。アンパンマンミュージアムがあるからいいじゃないかということではなくて、そうした声があったことを私はお伝えしております。やはりもう日本全国に誇れる観光地なわけですから、観光に来られた方が安心して利用できるというところで、そうしたものも必要ではないかと。ただただたくさん作れということではありませんので、検討していただいて、この声に応えるように対応していただきたいと思います。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、4番のぐるりんバスについてお伺いいたします。

日常生活の中で買物や通院等の移動手段を確保することは、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにとても重要なことです。特に、高齢化が進む中では、生活の足としてきめ細やかな対策が必要です。本市では主要な路線を市営バスが運行し、物部町、

香北町、土佐山田町の交通空白地域にエリア型デマンドバスが導入されました。運行の時間帯や便数など、市民の要望に応え切れていないところもありますが、買物や通院に行きやすくなったと喜びの声を聞いています。今後も改善を図り、市民の移動手段の利便性が向上することを願っています。

今定例会議において、市長から、交通弱者への対策として、ぐるりんバスの試行についての報告がありました。他の自治体では、公共施設やスーパー、医療機関など、町なかを低料金で結ぶ循環バスなどを運行しているところもありますが、本市のぐるりんバスについて、どのような構想かお聞かせください。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 山崎晃子議員の御質問にお答えいたします。

御質問のぐるりんバス構想につきましては、平成31年2月22日に提出されました、香美市内地域交通対策検討委員会の香美市営バス事業の在り方に関する提言書と、香美市立図書館建設事業基本計画書の施設整備基本方針等を受けて、あけぼの街道沿いの公共施設や量販店へのアクセスを便利にする市営バス新規路線として検討し、令和4年度当初予算に計上しております。今後、四国運輸局、また、道路管理者や警察とも協議して、香美市公共交通会議で承認を得られてから準備を進めることとなりますので、現段階での具体的な構想については控えさせていただきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 具体的な構想が言えないということですが、大体いつ頃とも言えないのでしょうか。それと、試行運転と言われていたもので、本格的には来年なのか、そのあたりのことだけでもちょっと言える範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

公共交通会議の承認を得てからはなりますけれども、今年の秋、11月以降には実証運行ということで計画しておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 秋以降ということでお聞きいたしました。

そうしたら、市民への周知については言えますでしょうか。どういう方法で周知するかを、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 決定しましたら、広報やホームページ等でまた周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 11番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） ちょっと具体的にお聞きすることができないんですけども、今後ますます少子高齢化が進んでいきますので、市民が通院や買物等の日常生活を不自由なく過ごすためには、きめ細やかな対策が求められてくると思うんです。この市営バスだけではなくて、福祉タクシーの助成拡充なども含めて対策をしていただきたいと思います。そういった点で、ぐるりんバスもきめ細やかなサービスの一つになろうかと思えますけれども、最後は市長に交通全般含めて見解をお聞きしたいと思います。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えいたします。

この移動手段を確保するということは、非常にこれから大事になってくると思っております。高齢化が進みますと、今免許を持って移動されている方が免許を返上されることも多くなってまいります。そうしますと、どうしても外に出ていく機会が少なくなり、社会との関係が非常に希薄になる。そういう中で、残念ながら認知症になったり、外へ出ていくことが非常におっくうになってしまうというようなことになりかねません。そうしたことが健康を害する要因になったりもするわけありますので、できるだけ社会との関わり合いを持っていただける環境をつくっていくことが大事だと思います。誰もが年を取って、やがてそういう状況になってまいりますので、これは特別な人たちのための対策というのではなくて、この町の大事な基礎的な公共資源、公共的な資本だというふうに思っております。しっかり皆さんの声を聞きながら、実験的ではありますがけれども、その中から今後も安定して続けていけるようなものへ結びつけてまいりたいと考えております。地域それぞれ特徴がありますので、ぐるりんバスだけではなく、ぐるりんバスができるんだったら、外から来ている車やバスとうまくつながって、遠くから来た方でも通院できたり、あるいは買物できたりするような、効率的なものにしてまいりたいと思います。一層のお力添えをいただきながらやっていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 1 1 番、山崎晃子さん。

○ 1 1 番（山崎晃子君） 市長からも答弁をいただきました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山崎晃子さんの質問が終わりました。

暫時、午前 1 0 時 4 5 分まで休憩いたします。

（午前 1 0 時 3 0 分 休憩）

（午前 1 0 時 4 4 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、1 3 番、山崎龍太郎君。

○ 1 3 番（山崎龍太郎君） 1 3 番、山崎龍太郎です。通告に従い、順次質問いたします。一問一答であります。

最初に、消費税のインボイス制度導入による影響について伺います。

私どもは適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス方式が導入されれば、事業者免税制度は崩壊し、零細事業者を廃業に追い込むものであると、導入以来、一貫して反対してまいりました。今定例会議においても、実施延期を求める意見書を提出しているところであります。

昨年１０月から登録申請が開始され、年末まで２０万事業者の事業者登録がなされているところですが、課税業者３１５万業者、免税業者４８０万業者、フリーランス等４０万業者と推計される中で少ない数であります。税務当局は周知に努めておりますが、免税業者等に至ってはほぼ制度を知らない状況にあります。このまま推移し、制度実施となれば大きな混乱を招き、事業者に不利益を与えることは必至であります。ただ、現時点、導入に向けて動いている現実がございます。制度開始となれば市の事務にも一定影響があると考え、今回質問させていただくところです。

①です。

本市が業務を委託しているシルバー人材センターについて伺います。

全国のシルバー人材センター数は１，３３５か所、会員数は７０万人であります。１人当たりの請負高は平均で年４３万円とのことです。

本市においても２３０人の会員数が登録されております。会員は消費税法上事業者となり、４３万円の請負高であれば簡易課税を選択しても、約２万円を納税しなければなりません。また、納税のために税務署に事業者登録番号をもらう申請を行い、番号付きの正規の請求書を発行して７年間保存し、毎年消費税の申告・納税をするわけです。シルバー人材センターから脱会する高齢者が続出するのではないかと危惧されます。その点、見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

香美市シルバー人材センターのほうに問い合わせたところ、会員は恐らく全員免税事業者となる予定とお聞きしました。そのため、インボイス制度導入そのものが会員減少の要因には今のところならないのではないかと認識しております。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 免税事業者となる予定ということは、制度的にそうなれる要因があるということでしょうが、それは現時点のことであると思います。そうじゃない場合に、実際免税事業者じゃなくて課税事業者になる可能性を秘めているということではよろしいでしょうか。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 今のところの認識では、年収１，０００万円以上の方が課税事業者となるとお聞きしておりますので、シルバー人材センターの会員

の中では、そういう方は少ないのではないかというふうにお聞きしております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと論点が合わんのですが、1,000万円以上の方が課税事業者というのは現時点の規定です。インボイス制度が導入されれば、1,000万円以下でも課税業者とならないと、インボイスが発行できない状況になるということを行っているんです。

そのことを踏まえて、②に移りたいと思います。

免税業者であるので会員減少とはならないということかと思いますが、私はもし会員減少になった場合のことを想定して聞くわけですが、そうなった場合は市の委託業務に影響があるのか。実際、草刈りとか、施設管理とか、この庁舎内の清掃もしてもらっていますよね、会員の脱会とは現時点ではならないと課長は推定していますが、なる可能性も秘めるということ念頭に置いて、ちょっとその点についてお尋ねしたいと思います。市の委託業務への影響について。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） もし万一大幅に会員が減少することがあれば、委託業務には支障が出ると考えます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 支障が出る可能性もあるということを確認しました。次、③に移ります。

シルバー人材センターの会員がインボイスを発行しなくなれば、現時点では発行しないという見解ですよ、免税業者のままということ。シルバー人材センターは仕入れ税額控除ができず、先ほど言った1人当たり2万円分を、シルバー人材センターが税負担しなければならないという格好になります。その場合、委託料上昇とはならないか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） お答えいたします。

会員が免税事業者を貫いた場合、その分をシルバー人材センターが負担するとなれば、それはシルバー人材センターにとって、インボイス制度導入に伴う新たな税負担となりますので、運営上、死活問題になると思っております。香美市シルバー人材センターにお問合せしましたが、今のところどのように対応していくかはまだ現在検討中とお聞きしておりますが、状況によっては今後委託料の値上げ等も検討することになると考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 具体は避けておきますけれども、現時点、香美市シルバー人材センターの会員数、売上高では、ただ、全国的にいったらもっと売上げも大きい

ようなところもあるんですわね。それから、シルバー人材センターは高齢者のための、一定健康も含めた仕事起こしもやっているわけですから、売上げもどんどん上げていく可能性があると思うんです。そのときに、実際問題、免税業者を会員が貫いて、税負担をしないとなったら、負担がすごく大きいと思うんです。だから、そういう部分で全国的に言えばかなり委託料等について反映してくると思います。市のほうもそれを念頭に置いて、もう少しインボイス制度そのものについて研究・検討をされる必要があると思いますが、そこについて再度の見解を求めます。

○議長（利根健二君） 健康介護支援課長、宗石こずゑさん。

○健康介護支援課長（宗石こずゑ君） 国の制度ではありますけれども、形式的に個人事業者であるということをもって、シルバー人材センターにインボイス制度をそのまま適用するということは、シルバー人材センターのある意味から考えますと、やっぱり高齢者のやる気とか、生きがいについて活力の低下をもたらすものにつながると考えますので、動向については、やはり市としても注視していかなければいけないと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 課長のおっしゃるとおりと思うんです。やっぱりこのシルバー人材センターが繁栄もしなければならぬ、存続もしていかなければならないというために、ただシルバー人材センターだけ、JAとか特例などが設けられている側面もありますけど、この部分だけ特例を設けて何とか考えてくれというレベルじゃなくて、市全体の委託料らにも反映していく可能性もあるということを念頭に置いて、お考えいただきたいと思います。

④に移ります。

直販店である菰生の里や奥物部ふるさと市はどうでしょう。出荷する小規模農家がインボイスを発行できる課税業者にならず、免税業者のままの場合もあるでしょう。値引き等を求めるのでしょうか。農家の方々が、手続等までして納めんでも構ん、もう仕事も辞めるとならないか危惧されます。制度導入にて仕入れ等への影響はないのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

菰生の里と奥物部ふるさと市に確認したところ、両販売所とも生産者からの農産物を委託販売している課税事業者となっております。この場合において、販売所と生産者がともにインボイス発行事業者である場合は、生産者に代わって販売所がインボイスを発行することができますが、生産者が免税事業者の場合は、直販所はインボイスを発行することができません。

ただ、販売所の利用者の多くは一般の消費者、または、小規模事業者と思われますので、インボイスの発行を求められることは限定的であり、制度導入による影響は少ない

ものと考えております。

なお、販売所が生産者から農産物等を買取り販売する場合で、生産者が免税事業者の場合は、販売所は仕入れ税額控除ができないため、販売所から生産者に対する買取り価格の引下げ交渉や、取引の見直しといった影響が考えられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際、課長が後段で言われた場合、結局インボイスが生産者から発行されないときに、直販所サイドがそのインボイス分をかなり増額を。その数って結構あるんでしょうかね、通告していないですけど、私は、小規模農家の方々がかなりこの直販所関係に対しては納入されているという認識ですけど、漠然とでも構いませんが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

確認した直販所においては、全て委託販売、委託料を取っての販売となりますので、インボイスを発行できないことの影響はないものと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ほぼほぼ影響ないというところでありましょうが、これも実際どう動いていくのか、それをどういうふうに税務当局が判断するかということもありますよね、委託ということに関しても。

それを置きまして、⑤に移ります。

これらの直販所を消費税によって経営破綻させるわけにはいきません。現時点ではそういう発想はないということでしょうが、消費税分の事業者負担が大きくなっても小規模農家等から仕入れを行い、香北町、物部町の直販所として発展させていくためには、市としても何らかの支援を行う、現時点でないとしても将来の必要性ですね、そこら辺について見解を求めます。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

先ほどの④の質問の後段と少しかぶるところがございますが、直販所が生産者から農産物等を買取り販売する場合であって、免税事業者である生産者からの買取り価格を据え置いた場合は、仕入れ税額控除ができないことにより、仕入れ額に含まれる消費税分を販売所が負担することとなり、経営への影響は大きいものと考えております。現時点では影響を受けた事業所へ市独自の支援は考えておりませんが、他市の状況等も判断しながら、やはり直販所がもしなくなるとなれば、またそこへ出荷している農業者の生きがいとか、収入源も絶たれることとなりますので、両者が共存できるような施策を考えていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際、組合的にやっているのかどうか分かんですけど、生産者を含めて直販所の経営者サイドで、こういうことについて協議はされているという認識でいいですか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 申し訳ございません、そちらについては確認を取っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 実際、影響は委託であつたら少ないというふうな、売れ残ったら持って帰るみたいな格好の販売の方式を取っていると思うんです。それがどうかなという視点もあるんですけど、私もちょっと刃物業界でこのことをテーマにいろいろ協議をしています。やはり組合的にやりゆうとか、そういう組織的に動いている場合は、この協議を抜きにしておいたら、将来的にすごく禍根を残すと私は思うんです。やはり1,000万円以下の業者、特に小規模な100万円とか150万円しか年間、まあ、趣味の一環で出して、消費者の評価を得て売っているような方々もおられると思うんです。やっぱりそういうときに、事業の継続も踏まえて考えざるを得ないような状況が、今後起きるかもしれないのですわ、現実問題。だから、市は関わりないとはいえども、組合での協議をしないと、私どもの組合でもやはりそこら辺のことは、さあ、どうすらあということで、もうちょっと登録は待とうとか、やっぱりそんなことまでして鍛冶屋を続けんでもというふうな声も、中には聞かれたりするんですね。そういう観点の議論を進めなければ、制度理解も含めてそうですけど、どうなっていくかという将来展望が、税務当局もしているんですけど、これは課税業者中心ですので、免税業者の方々も、そこら辺のところを積極的に知らなければならぬと思いますが、葦生の里とか奥物部ふるさと市なんか、そういう協議を推進するという立場に市はないのかどうか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 私の所感にとどめておきます。

それでは、⑥に移ります。

学校給食センターは、地元食材も利用し、給食提供を行っております。納入する農家等が免税業者のままの場合影響はないのか。また、土佐山田学校給食センターは調理配送業務を委託しております。委託業者が免税農家の消費税分をかぶれば、指定管理料に影響があるのではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） お答えいたします。

学校給食の食材の調達は学校給食センターが行っており、指定管理料への影響も含めて、インボイス制度導入の影響はないと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと私どもも勘違いしておって、香北町、物部町やったら分かるんですけど、委託先が直接農家から仕入れているのかなと思ったんです。そうじゃなくて、市が仕入れてやっているということは、委託業者に原材料を市が無償で支給しているということになるわけですね。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 委託業者には調理と配送の委託を行っております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） それは分かるけど、食材は無償で支給しているという認識で、有償じゃなくて無償、市を通してそのまま行っているということですね。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 無償という表現が的確かどうか分からないところなんですけど、うちが調達した食材をもって給食を作っていただいているという形になります。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 消費税法上は、無償支給か有償支給かによって、有償支給である場合やったら、それは委託業者がインボイスがなかったら仕入れ税額控除ができませんがですわ。そこら辺はちょっと勉強されていたらえいと思います。

現実問題、市は一般会計で処理するので関係ないとして、私が危惧するのは、食材費イコール保護者負担ですわね。だから、市と農家の関係において関わりがないんやったら、給食費がそのことによって値上げするらということはないとの認識でよろしいですかね。学校給食費の値上げと、このことによる値上げは関係ないということでえいですね。

○議長（利根健二君） 教育次長兼学校給食センター所長、秋月建樹君。

○教育次長兼学校給食センター所長（秋月建樹君） 先に税法上の無償か有償かという観点からいえば、有償ではないので無償ということになると思います。

それから、給食センターが非課税業者の農家から購入したとしても、値上げにつながることはないと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑦に移ります。

諸般の報告では、ふるさと納税の返礼品登録事業者は47社とのことでした。今後も登録事業者を増やしていきたいとのことでありました。課税業者が免税業者かどうか分かりませんが、仕入れにおいてインボイス発行ができない業者が出てきた場合、また、

想定される影響についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

ふるさと納税業務の事務といたしましては、令和5年10月からのインボイス制度導入後も、課税事業者である委託会社からの一括請求となりますので、影響はございません。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 影響はないと課長が言い切られたんですが、現実問題、例えば2,000円の商品が税込みの2,200円で、返礼品としてさとふるならさとふるへ渡るとしますよね。その前段には1万円相当の寄附があつてということになると思うんですけど、今後、その分を市が事務手数料等も踏まえて、2,200円にプラスして払っていくわけですよね。当初予算では、寄附金額を2億7,000万円見込んで、1億5,000万円近い金が委託業者に出ていっているわけなんですけれども、そのときに2,200円が2,200円でいったと。この2,200円の出元が免税業者やった場合、その200円分を仕入れ税額控除できないんじゃないかというのが、当初の私の考え方やったんです。ということは、その200円をさとふるならさとふるが持たないのかないのかと思って。けれども、さとふるは売るわけじゃないですのでね、そこら辺のちょっと研究なりができていんじゃないかなと。ちょっとお教えいただきたいんですが。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

例えば、1万円であれば3割かが返礼品の金額となります。それぞれの登録事業者が、この金額で、例えば3,000円でしたら3,000円でやりたいと言われまして、それに対して寄附金額を設定しております。その返礼品の金額に対して、今さとふるに委託しているんですけど、さとふるが一括して、翌月に全部の事業者の請求を市のほうにしますので、金額自体を決めるのは返礼品の登録事業者で、さとふるがそこからどこかに転売とか、また、売ったりするわけではないですので、そのインボイス制度については影響はないんじゃないかなと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと仕組み自体がこんがらがってしまっていて、今回の質問になって大変申し訳ないところもあるんですけど。実際もし何かあったときには、市が支払う手数料なんかに影響してくるのかなと思いますが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） 今後、その手数料に上乗せする可能性がないことは

ないかも知れません。ただ、免税事業者からの仕入れに係る経過措置等も、ちょっと調べましたらあります。例えば3年でしたら80%控除可能、さらに3年後は50%控除可能で、6年間は仕入れ額相当額の一定割合を、仕入れ額として控除できる経過措置も設けられているとのことでございますので、今後さとふる等の委託事業者からいろいろなことがありましたら、また一緒に協議していくようになろうかと思います。現在のところ、何も言ってきておりません。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 事業者サイドが言ってくるからということも含めてになるかと思いますが、ちょっと危惧されることがあったので聞かせてもらいました。

次、⑧です。

本市では、小規模工事等契約希望者登録制度にて事業者支援も行っているところです。また、随意契約等において小工事を請け負ってもらっているところもあります。施工業者がインボイスの請求書等を出さない免税業者を継続する場合はどうなるのか、見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

市と小規模工事等を請け負う免税事業者との関係においては、インボイス制度の導入による影響はないものと考えておりますが、請負業者が課税事業者で、下請の業者が免税事業者である場合は、控除等ができない分の請負金額への上乗せといった影響が考えられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 市と受けてくれる業者との関係は変わらないけれども、受ける業者とその下請との関係性で影響があるという認識ですね。市は従来どおりの事務をやるということの認識でいいのか、聞きます。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑨です。

上下水道事業ではどうなるのでしょうか。工事関係事業者はインボイス発行企業が多いとも思われますが、先ほど言われた下請との関連性もあります。また、メーター等の検針を請けている方々は、先ほど言われたシルバー人材センターの会員のような事業者形態となると想定されます。そこら辺のことを踏まえて見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

現在、上下水道事業におきましては、今回の制度導入に向けまして、適格請求書発行事業者登録の検討及び準備を進めております。事業への影響としまして、先ほど言われましたように、毎日の水質検査や小さな修繕等は個人事業者へ依頼している件もあります。それに加え、先ほどの検針ですが、現在は委託事業者へまとめてお願いしています。個人との契約につきましては、委託事業者にさせていただいておりますが、実際、免税事業者との取引分は、多少なりとも税額控除への影響があると考えます。ただ、この対応につきまして、環境上下水道課におきましては、今事業実施に必要な各種の取引でありますので、現状のままでいく考えであり、取引からの控除、価格の引下げ等は現在考えてはおりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 水質検査やスクリーン清掃とかを担っている方々は、個人であつたり、小さい業者であつたりしますが、そういう部分については、消費税について仕入れ税額控除ができないと。その方々は、免税業者のままでいいという認識ですわね、課税業者になれというお勧めはしないと、市が直接やっているところ。クボタ環境エンジニアリングとの関係で、委託を出して検針していますわね、そこら辺のところはどうなるか、クボタ環境エンジニアリングに伺っていますか。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） まだちょっとそこら辺についての話はできておりません。実際、委託料が少なからず上がるという懸念はしておりますけど、話合いについてはまだできておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 環境上下水道課としては、実際のところは今の段階で、税務署への適格請求書が発行できる事業者の登録準備をするというふうな、これは去年の6月ぐらいに通達か何か来ていたと思うんです。ちょっと関連して聞きたいんですけど、ほかに市が売り手となってインボイスが発行できるような部分で、適格請求書を税務当局にもらえる、インボイスの発行事業者になるような手続は、上下水道以外の一般会計上では手続を進めていますか、そこら辺はまだこれから検討ということなのでしょうか、誰か分かる方がおつたら。

○議長（利根健二君） 企画財政課長、佐竹教人君。

○企画財政課長（佐竹教人君） 令和5年3月末までに事業者登録をする予定でございます。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ちょっと私、どの事業がそういう請求書を発行せんといかん事業になるのか、今聞いているうちでは、学校給食も関係ないようなレベルのこと

を言っていましたので、どうなるのかちょっと不確定なので聞かせてもらいました。

質問を続けますが、小規模事業者を上下水道部局として守っていくということは、大変素晴らしいと思いますが、その部分が最終的に消費者の水道料金らにかかっていくのかどうなのか、そういう発想はまだまだ今後のことなのか。今、条例上で決まって上がっていくような格好になっていますけど、そこについてちょっと見解を求めます。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えします。

令和４年度から詳細それらについて、国からもＱ＆Ａとかいろいろ来ています。実際にどこにどういう形の影響があるか等も今後勉強しながら、その分の対応については検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） ⑩です。

不透明な部分もたくさんございますし、私も勉強不足で質問しているので大変申し訳ないところもありますが、インボイス導入にて、小規模事業者、農業者が市の事業から遠ざけられる、また、遠ざかる懸念がございます。見解を求めます。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） 先ほどの続きとなります。市の上下水道事業担当課としての見解ですが、先ほど答弁しましたように、現状排除等は考えておりませんし、取引の必要がある以上は、そのような対応はできないのではないかと考えてはおります。この件につきましては、制度改正内容等も含め、対応準備等の中で、先ほども言いましたが、勉強しながら、実際影響はどういう部分に出てくるか、引き続き検討を続けていきたいと考えております。また、他の事業におきましても、議員の懸念されているような問題等があるということを頭に置きながら、今後の制度改正に取り組んでいけたらと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） この点については大変危惧される部分がまだまだあるし、課題もあるし、また事務量も市の行政当局でも増えてくることになろうかと思いますが。

ちょっと農業者について、先ほどの答弁でいったら商工観光課の課長に聞いたらいいかね。私の質問では、環境上下水道課長が小規模事業者を排除しない姿勢とかを示してもらったんですけど、私は農業者が排除されないか懸念があるということを書いているんですが、農林課長ですか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

農林課サイドにおきましては、市の事業から農業者を排除するというのはちょっと思

いついておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 2番の質問に移ります。

タブレット導入の効果についてであります。

議会改革の推進から議会における先進地視察等も踏まえ、タブレットの導入が図られたところであります。紙ベースにおける議会活動も一転し、最初は不安だらけの私どもでしたが、少しずつ慣れているものだと実感しております、まだまだこれからでありますけれども。執行部においても効率化やコスト削減も進んでいると考えます。

そこで、順次伺ってまいります。①です。

導入に要した経費をお願いいたします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） お答えします。

導入経費につきましては、議会・執行部の分を合わせて、研修を含めた経費は約1,190万円となっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これは他市等と比べて、議会・執行部の規模からいうと多いですか、少ないですかね、そこら辺は調べていないですか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 申し訳ございません、その辺はちょっと調べておりません。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ②です。

ランニングコストについてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） ランニングコストにつきましては、議会・執行部の分を合わせて年間約180万円となっております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） これって大体Wi-Fiの関係とかでしょうか、ちょっと詳細が分かれば。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 通信料が大体84万円ぐらいです。それで、サイドブックスが約50万円、これは資料、議案なんかを載せているアプリなんですけど、そのほかlinkit、MDM管理ツールなんかを合わせて40万円ぐらいになっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ③です。

ペーパーレス化による経費削減についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 具体的な金額までは出せていないんですけれども、経費削減につきましては、コピー機のカウンター料や用紙代の印刷コストが削減につながっておりますし、議案書や資料の印刷製本に係る職員の作業負担も軽減されております。また、今後ペーパーレス化がどんどん進めば、保管スペースの削減や、キャビネットやバインダーなどの紙資料を保管する際に必要な備品類等の経費削減にもつながっていくものと考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 人件費のコストなんかすごく大きいと思うんですけれども、そこら辺を数字的にはなかなか表せないものですかね。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 数字的にはなかなか難しくて、その分で具体的な人数が減ることがあれば金額的には出るんでしょうけど、時間数で大体減りますので、その分別の業務に集中することができるということで、金額までには現れていないということだと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） コピー機のカウンター云々の削減とか言われていたんですけど、印刷コストとか委託料等について、具体の数字なんかは別に分らんがですか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） コピーのカウンター料はちょっと調べたんですけれども、議会と執行部を合わせて、月平均で大体2万5,000円ぐらい下がっているんじゃないかと考えていまして、年間で30万円程度の経費削減になると思っております。ちょっと用紙代を計算していませんので、それプラス用紙代が含まれるかなと思います。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ④です。

情報提供の迅速化、効率化等はどうなのかということについてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 議案や資料の修正や差し替えに係る繁雑な業務が、データをアップロードするだけでよくなったので、時間がかからなくなったということ、また、会議中に追加資料の配布が必要になった場合も容易にできるようになったこと、さらに、インターネットが使えるようになりましたので、庁舎内外での情報収集にも活用できることで効率化にもつながっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 最新情報が共有できるということでえいと思いますが、執行部の諸会議等でタブレットを活用してやっていることはありますか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今現在、課長会では資料もタブレットに掲載してやっております。それから、災害対策本部を開催する場合なんかも、タブレットの活用を行っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ⑤です。

タブレット導入における今後の課題について伺っておきます。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 今後の課題としましては、機器更改時の費用負担とか、操作研修を実施した場合の費用負担などの経費問題、それから、タブレットが各課に1台しかないために、複数の課員が出席する会議では使用できないこと、それから、個人情報に記載されている資料を掲載できないことなどが課題としてあります。また、まだあまり使われていない便利な機能なども、もっと使いこなせるようにしていくことが課題としてございます。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 各課に1台ということですが、これを市役所内に広げていくという、他市等では職員全員がタブレットを持っているところも調べたらあったりしたんですけど、そこまではどうなのかということもあるんですが、市役所内にタブレットを広げる可能性について伺います。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） そこも今後の課題になろうかと思いますが、今現在入っているノート型パソコンの台数との兼ね合いもあって、総額が増えないような形で考えていかなければいけないと思いますので、今現在入っているパソコンの削減につながるようであれば、可能性としてはあるのかなというふうに考えております。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） この件については、議会は議会で、議長を中心にまたタブレット導入の効果等について検証されることと思います。実際有効に使えるまでには、私どもも全然まだまだ勉強不足なところもあるんですけど、やはりこういう中で執行部もパソコンとの関係もあるんですが、非常に汎用性が強い器具というふうに私も認識していますので、今後もちよっとそこら辺は研究・検討なされたらと思いますが、再

度でしょうか。

○議長（利根健二君） 総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） 議員も言われましたように、タブレットは非常に機動的でありますので、今後活用の幅を広げていくようにいろいろ考えていく必要があると思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 3番に移ります。

テクノパーク及び新工業団地についてであります。

市長の所信表明にてトップセールスを行う旨の発言もございました。また、サテライトオフィス及び新工業団地についても言及されておりました。

そこで、順次お尋ねします。①です。

私は、まずはテクノパークの残り3区画への企業誘致が、急がねばならない課題であると考えます。その点について見解を伺います。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

高知テクノパークにつきましては、平成29年度に対象施設の要件緩和を行い、これまで県と合同で企業訪問を行うなど、企業誘致に取り組んできたところでございます。

今後も県と情報を共有しながら、企業訪問や奨励金による支援等、早期の分譲完了を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ②です。

サテライトオフィス誘致は、当初予算にて新型コロナ対策の地方創生臨時交付金等を財源とし、995万円の設置促進事業費補助金を計上しております。そのような中、テクノパークの残り3区画への誘致について、見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

高知テクノパークの対象施設は、製造業だけではなく、ソフトウェア業等のオフィスも含まれていることから、サテライトオフィスの誘致は可能となっております。しかし、候補地選定に際し、コストメリットを重視する企業も多く、場所にこだわらないオフィス系の企業が入る可能性は低いと考えられます。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ということは、まだまだ製造業中心に考えているということでしょうか。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 製造業中心として誘致をこれからも進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） ただ、企業サイドの要望には最大限応えるということですね。マスタープランでは試験研究施設や情報通信業等の、先ほど課長が言われたところですが、先端技術企業、製造業に関する企業の誘致を促進するとなっております。それから、高知工科大学の関係性もありますよね、サテライトオフィスについて企業側がどう捉えるのか、そこら辺について課長はどのように。高知工科大学をクローズアップさせていくという部分もあると思うんですけど、どのようにお考えなのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

当初からずっと一貫して、やはり高知工科大学がすごく近くにあるということもありまして、高知工科大学と連携した企業ということも考えてきております。これからも、やはり何か高知工科大学でやられている、いろんな開発に興味を持った企業等に入ってもらえるなど、高知工科大学が香美市にあることもPRしながら、企業誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） サテライトオフィスについては、企業側の意向も踏まえて柔軟に対応はできるけれども、高知工科大学との関連性も含めて、優位性を生かしながらやっていくということで、納得したところであります。

③です。

都市計画マスタープランにおいて、現在整備中の山田バイパス沿いに高知自動車道へのアクセスのよさを生かし、新たな工業流通団地の整備について検討するとなっております。現時点についての構想をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

令和2年度の都市計画マスタープランにおいて、山田バイパス沿線の幾つかの箇所を産業地区計画検討エリアとして記載するとともに、新工業団地の適正地調査を実施いたしました。候補地につきましては、山田バイパスの開通を考慮して選定いたしましたが、いずれも圃場整備した地域であることや、下水道が整備されていないなどの課題があることから、関係各課と課題解決に向けた協議を繰り返し行い、新工業団地の整備について検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 適正地調査をされたということですが、先ほど言ったテクノパークの関係がまだ3つ残っていると。市民感覚でいったら、やっぱりそれが先じゃないかという感覚にもなろうかと思うんです。ただ、一方の側面で、アクセスを利用した物流関係ですか、流通団地となっていますが、そこら辺のところは製造業より物流関係という発想なのか、それから、規模的にはどういう考え方なのか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

工業団地の対象につきましては、特に製造を中心にとか物流をということではなくて、やはり今後香美市の各課と話をしまして、こういった企業に来ていただきたいとかいう意見もお聞きしながら、検討していきたいというふうに考えております。

あと、規模につきましては、それぞれの候補地によって様々ございますが、大体大きいところで10ヘクタールぐらいの敷地を構えて、狭いところでございましたら5ヘクタールぐらいの工業団地を考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 県のほうは、今、南国市の日章でこの間完成して、売り出したらすぐ完売したというふうな状況も、日章の団地ですね。それから、産業団地もありますけれども、高知市の布師田のほうでも開発を予定しているということもあります。この件については県とも相談すると思うんですけれども、県の意向はどのようなことなのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） お答えします。

新しい工業団地について調査をした段階ではございますが、県との協議はまだそこまですべてできておりません。

以上です。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 先ほど言ったように、こんなことを言ったら失礼ですけど、テクノパークだけ残っているわけですね、県の全ての団地を見たときにね。今度新たにやるときに、規模やどういうコンセプトなのかということも踏まえて、やっぱりこの検証は大事だと思うんです。そこら辺はお願いしたいと思います。

ちょっと市長にお伺いしたいんですけど、今回選挙を控えて、市長の一つの公約として新工業団地ということも掲げておられました。ということは、このことを形にしていきたいという現れと思うんですけれども、この新工業団地についての見解をお尋ねします。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） お答えします。

やはり町に活力をもたらすということに関しては、働く場所があることは非常に大事なことであります。働き盛りの方々に、この香美市の中で活躍していただけるような場所をしっかりとつくっていくことが大事だと思っております。

議員が言われるように、テクノパークは3区画残っておりますけれども、3区画が製造業で全て欲しいということで、一時、本当に全部埋まるような状況まで行きましたけれども、世界的な経済環境などによって会社の方針が変わるようなこともございますので、なかなかままならないところであります。テクノパークが3区画残っていることについて、どういう分析をするのかということですが、一つには、それぞれ3つの区画に共通して1区画が非常に狭いというのがあります。それから、製造業からしてみると水質基準が非常に高いと、これはちょっと企業にとっては厳し過ぎるということがあります。ですから、そういうことを踏まえて、今後の団地については考えなければならぬだろうと思っております。できるだけ大きな面積を提供できることが大事かなと思っておりますし、それぞれの企業が来やすいような条件、もちろん行政が応援する面もありますけれども、規制についても他の団地などと比較して、物すごく厳しくするようなことは、なかなか難しいんじゃないかなと思っております。

今、様々社会が動いておりますので、これまでにない企業も対象にはなってくるとは思いますが、やはり津波のない町だということで大変注目もされておりますし、非常に利便性のよい場所なんだということも評価されておりますので、できるだけこうした計画があること、発信できるようなことをやっていきたい。もちろんそれは県との協議もありますけれども、何よりも議会の皆様方ともう少し深く議論した上でやっていきたいと思うところであります。

○議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 9番、自由クラブ、村田珠美でございます。議長の許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきます。午後のお疲れのところ、よろしく願いいたします。

まず、1 番目です。

保育園での新型コロナウイルス感染症対策について。

今般流行しているオミクロン株は、感染拡大のスピードが極めて速いとされておりま
す。また、子供が感染しやすくなっていることから、オミクロン株の特性を踏まえた保
育園での現状と感染対策について質問させていただきます。3 密対策は様々行っている
と思います。

①でございます。

園内での感染対策として、遊具や玩具等の消毒についてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

園では、使った玩具等は消毒しています。また、消毒することが困難な玩具など、例
えば布製の玩具などはコロナ禍では使用しないようにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 玩具につきましては、年齢が低いほど口に入れたりとかで感
染が拡大するということが、一般的にですけれども言われておりますので、大変だとは
思いますが、そういったところの配慮を今後もよろしくお願いいたします。

そうしたら、②の質問にいきます。

昼食やおやつのときにアクリル板等は設置しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

乳幼児をお預かりしている施設ですので、保育室の状況や子供たちが押し倒すなどの
行為で、食事そのものが困難な状況になってしまうことなどがあるためにアクリル板の
設置はしていませんが、パーティションを活用したり、一方方向を向いて食べるなど、
各保育園でできる限りの工夫をして、感染症対策をしながら昼食やおやつを提供して
おります。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 続けて質問させていただきます。③です。

昼食は保育士も一緒になさっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

コロナが広がりを見せておりますこの時期、子供と一緒に食事をしておりません。
感染症対策のために、なるべく別室で昼食を取るようになっておりますが、同室内で食
べる場合でも離れた場所で食事をするようにしています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 御一緒にされていないということで、これはお互いのためにもなると思います。いろいろと大変なことがあると思いますが、そういった配慮をされているということでちょっと安心いたしました。先生方も今までよりは多分お食事の時間を短くされていることだとは思いますが、いろんな対策を取りながら、また考えながら、感染防止に向けて続けてやっていただきたいと思います。

④へいきます。

タオルハンカチを、園児は毎日持っていっていると思うんですけども、未使用のままで帰ってくる。手を拭かないことはまずないと思うので、誰かのを使っているのではないか。おうちでは手を洗ったらきれいなタオルで拭くようにされているんですけども、保育園ではどうなのかちょっと様子が分からないということをお話を聞きました。タオルは共有していないと思いますが、手洗い等、感染症に対する指導についてお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

タオルは共有しておりません。各園にもよりますが、ペーパータオルを使用したり、手洗い後に自分で拭くことができる2歳児以上には、トイレ用と食事用のタオルを御家庭で準備していただいて、分けて使用するなどしております。手洗い等を行う場合には、できる限り保育士が見守りながら行っていると聞いております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） この手洗いですが、洗い方等の指導は多分されていると思うんですが、見守るだけではなくて、流水でまず手をぬらして、それから、石けんを泡立てて、あと親指とか手首、手首まで洗ったほうが良いということも聞きますので、指の股でありますとか、そういった正しい洗い方を習得しておくとか先々いいのではないかなと思います。また、蛇口はレバー式なのか、これはちょっと質問に入れていませんでしたので、多分調べていないと思いますので、分からないと思いますが、蛇口はレバー式のほうが感染等も少なくて済むのではないかなと思います。今後また検討していただけたらと思います。

四、五歳もペーパータオルを使っているところもあるということでしたけれども、なかなか自宅から持ってきた物をしっかり使えていないこともあるようです。そういったところにまたなおさら目にかけていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。何か答弁があるようでしたらお願いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

そのような事実がありましたら、保育園のほうにもきちんと伝達して、より一層正確

な手洗い等ができるようにしていきたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 前向きな御答弁ありがとうございます。実際そういうことがあっていますので、またよろしく願いいたします。

⑤の質問です。

園の規模によって違いはあると思いますが、休園する場合の目安についてお尋ねいたします。感染が拡大して休園となる場合の目安です。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

休園の判断につきましては、職員または園児が P C R、抗原検査等で陽性の判断をされた場合に、原則としては、保健所での濃厚接触者特定や施設内の消毒のために、必要最小限の休園を行います。また、その後、園内関係者の健康状態や感染状況により、感染防止のための必要な範囲と期間について、園医や保健所等と相談しながら個別に判断して、休園の内容を決めることとしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 分かりました。早期に休園することが望ましい場合もあると思いますので、引き続きそういったところはしっかり連絡を取り合って、今後よろしく願いいたします。

⑥の質問に行きます。

感染した子供が出た場合、保護者に向けての周知と対応はどのようにされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

園内でコロナウイルス陽性者が出た場合などは、情報伝達が迅速にできるよう、電話連絡やメール配信、文書等でお知らせします。コロナウイルス陽性者や濃厚接触者等の関係者の不利益にならないよう注意しながらも、保護者が職場への説明に困らないよう配慮した情報提供になることを心がけなければならないと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） そのメール配信ですけれども、もう全世帯の方が登録されているということですか。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

全世帯の方が登録しているわけではないようですので、メール配信をしながらも、そ

ういうところへ情報伝達をするために、保育園からの電話連絡等で、抜かりがないようにしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 分かりました。当日お迎えにすぐ行けなかったりすると、最後まで見ていただいたりするようなこともなきにしもあらずだと思いますので、また御配慮をよろしくお願いいたします。

それでは、⑦に行きます。

陽性者となった子供に対して偏見やいじめが生じないように、人権に配慮した対応が必要だと思います。子供や保護者に対しての配慮とケアについての研修や対策をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

人権への配慮につきまして、職員向けの特別な研修は行っておりませんが、陽性者が発生した場合の対応につきましては、個人が特定されないなど、人権に配慮することについて園長会でも協議し、話し合ったことを園内の職員会などで、折に触れ、保育職員間で情報共有しております。

また、陽性の方へのケアにつきましては、園長等に園でその後の状況について注視し、必要な場合には関係機関へつなぐように考えていますが、現在のところ、関係機関へつなぐような事例はありません。

このほかで休園等のお知らせを行う際には、保護者の方へ陽性となった子供や職員に対しての配慮をお願いする一文を必ず入れるよう、共通の様式になっております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 現在そういったことは事例が全然ないということで一安心いたしました。

先日、こんなお話を聞きました。園児と小学生、別々の保護者の方ですが、二人ともコロナの陽性者となって、学校・保育園をお休みしていたようでございます。回復されて登校・登園したときに、それぞれの子供が、自分はコロナじゃったということをおっしゃったそうです。子供たち、同級生等は、それについて特に何のあれもなく、普通に付き合いをしているということですが、それを聞いた保護者の方は、もうひやっとして、どきっとしたけれども、子供の様子等を見ていまして、今のところ心配ないようなのでほっとしたというお話を聞きました。保護者の方も、子供から聞いたときに、きちんと説明できるようにされている方ばかりとも限りませんので、教育長にお尋ねいたします。

コロナ感染率が低くなったときなどに、香美市にも人権擁護委員という団体がござい

ます。人権の研修会等を、参観日ですとか、子供、保護者の方も一緒にですけれども、学ぶような場所を検討していただけたらと思います。人権学習をぜひ実施してみたいかがかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（利根健二君） 教育長、白川景子さん。

○教育長（白川景子君） 村田議員の御質問にお答えいたします。

まずは、この場からではございますけれども、コロナ感染症になられて、今、御自宅で療養されている皆様方に、そして、介護をなさって、やむなくお仕事も休まなくてはならない保護者の方もおられるわけでございまして、そういった皆様方には心からお見舞いを申し上げますとともに、感染拡大防止のために御協力いただいておりますことにも、心から感謝と敬意を表したいと思っております。本当にお世話さまと心から思っておりますのでございまして、一日も早い御回復をお祈り申し上げます。

併せて、診察ですとか介護ですとか、ワクチン接種もそうですけれども、市民の皆様のためによく頑張ってくださっている医療関係の皆様、介護の皆様方、そして、本当に御多忙で、お仕事も夜も遅くまで電話連絡、私どももさせていただいておりますけれども、保健所の皆様方にも心から敬意を表したいと思っております。どうかお体に気をつけて、御尽力いただければと思っております。

なかなかこのコロナも収まる気配がないところでございまして、特に幼い子供たちの感染につきましては今、村田議員からの御質問のとおり、特に乳幼児のお子さんに関しましてはなかなかマスクもできない、それから、手洗いも一生懸命教えているんですね、帰ってきたらこういうふうには石けんをつけて、ここまで洗うと教えてもらったということは言えますけれども、それでも、やはり小学生とゼロ歳から2歳までの子供たちとになりますと、状況が違っておりますので、感染が拡大しやすいということにつきましては、村田議員の御質問のとおりでございまして、御心配をおかけして大変申し訳なくも思っております。

さて、人権に関する内容につきましては、先ほど課長からもございましたように、まずは感染してしまったということにつきましては、当初保護者の方々も、コロナの感染拡大が始まる最初の頃は物すごく敏感に、私どもももちろんですが、配慮いたしまして、今もそうですけれども、まずは人権を一番に考えて、不当な差別に遭わないように、各学校で気をつけていただきたいということを校長会、園長会、そういった場で繰り返し、都度、都度確認をしてまいったところでございます。そういう経緯もございまして、指導の方法、処方も浸透してまいりました。例えば、感染した子供が学校や学級へ戻ってきても、特段そのことで何か友達から言われる、つらい思いをしたといったような報告は教育委員会に上がってきておりません。けれども、やはり村田議員がおっしゃっていただきましたように、人権擁護委員の皆様方と、今後もしような状況が起こるか分からないわけでございますので、これを一つの大切な人権教育の機会と捉えて、しっかりみんなで一層学んでまいりたいと考えておりますので、また御協力よろしくお願いいた

します。

なお、学校におきましては、人権教育の年間計画をそれぞれに作成しており、その計画に基づいて、1年間それぞれの学年で人権教育を実施しておるところでございます。コロナ禍でございますので、教職員全員が集まっての研修は十分できておりませんけれども、各校でしっかりと道德教育も含めて取り組んでいただいておりますところでございます。

以上でございます。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 教育長のおっしゃるとおり、いろんなお世話をしてくださる方には本当に頭が下がる思いでいっぱいです。

この人権教室のことなんですけれども、保育園ではされていないということなので、人権擁護委員が行って人権教室をすると聞くと、すごく難しそうに考えるのかも分かりませんが、全然そうではなくて、それこそ、はらぺこあおむしのぬいぐるみを作ったりされている方もいまして、いろいろな絵本を持っていったりとか、その年齢に合わせたような人権学習をしております。また、そういったところで子供と一緒に保護者の方も人権について、人権はコロナだけではないので、もう様々なことについて、やはりこれはきちんとした人権学習が必要だと思います。ぜひカリキュラムの中に入れていただけたらありがたいです。直接、人権擁護委員へ、法務局の中にもございますが、お電話をくださったら行くこともできます。現在の人権擁護委員は、学校の先生のOBだったりとか、あと行政のOBの方がたくさんおいでまして、いろんな面で精通されている方もいらっしゃると思いますので、ぜひよろしく願いします。人権の花植えに行ったりもするんですけれども、一緒に植えて、少しだけしかお話しできずに帰ってきますので、また学習会としてぜひ検討をよろしくお願いいたします。

それでは、⑧の質問に参ります。

臨時休園が長期化した場合に、保育が必要となる方が多くいらっしゃると思います。そのような場合についての対策は検討しているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

やむを得ず休園期間が長くなる場合などにつきましては、消毒等を完了し、保育ができる環境が整い次第、休園中でもお困り保育を行うなどの対応を考えております。仕事の都合がどうしてもつかないこともあろうかと思っておりますので、感染拡大を防ぐ手だてを行いながら、保護者の方のお困り感をなるべく解消できる方法を検討していきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 現在そういったことがないというところだと思いますが、検討していくということですので、臨機応変に対応していただけたらありがたいと思いま

す。

それでは、⑨の質問に行きます。

今後の対策についての研究課題をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします前に、先ほどの質問で、休園中のお困り保育は、検討というよりも、していくように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

研究課題につきましては、保育園は乳幼児をお預かりしている施設ですので、先ほどから議員もお話しいただいておりますように、感染対策としての手洗い等、小・中学生や大人のようにしっかりできない場合などもあります。保育園に必要な感染対策と、乳幼児期の子供たちにできる有効な感染対策等について、専門家の意見もお伺いしながら、今後とも研究していかなければならないと考えております。また、多人数規模で陽性者が発生した場合でも、保育を必要とする保護者のニーズに応えるための対策等や、人権に配慮しながらも、いかに保護者が必要とする情報を的確にお伝えすることができるかなど、研究していく必要があると考えています。そして、感染症対策とは異なりますが、コロナ禍で、子供たちの発達に寄り添った保育をどのように実践し、成長発達に効果的な保育をどのように行っていくのかも、研究していかなければならないと考えています。

このような課題検討や研究は、保育園と担当課で情報共有が図れるよう、園長会などでしっかりと協議し、全職員に伝達できるようにしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 「検討していく」と捉えてしまいましたが「していく」ということですので、具体的なことについてはもう質問が次に進んでいるので聞けないと思います。分かりました。

課題がたくさんあるように受け取らせていただきました。その課題解決に向けて、本当に園長会等や行政等とも連携していただきたいと思います。子供が心身ともに安全・安心な保育園での生活ができることは、本当にみんなの願いでございます。今後とも安全・安心な保育園の環境づくりをよろしくお願いいたします。

2 番目の質問に移らせていただきます。

交通安全対策等で安心・安全なまちにです。

危険箇所チェック等により交通安全施設等の改善・改修がされて、道路の整備が進んだと思いますが、まだまだ整備されていない道路も多く、交通弱者の安全対策ができていない場所がございます。また、日常だけではなく、いざという時のために防災面からも道路の安全対策は必要です。

現在、交通安全母の会の主催で、就学前園児の交通安全教室が、交通安全関係団体の皆様方の御協力の下開催されていると思います。保育園のときは、保護者が送迎してお

ります。1年生になると、送迎の方もいらっしゃると思いますが、一人で学校に通学することとなります。この就学前園児の交通安全教室はとても重要で、警察の方に、道路を渡る時には、近くに横断歩道があったら必ず横断歩道を渡りましょう、そして、そのときはまず手を挙げて、右よし、左よし、右よしの安全確認と、タイヤが止まって車が止まったことを確認して、このときに運転手の目を見ていただいたら一番いいんですが、アイコンタクトをとって、大丈夫なら渡りましょうと細かく丁寧に御指導していただいております。就学前園児にとって横断歩道は、安心して横断できる大切なものでございます。

そこで、写真の資料を御覧ください。写真①と②が片地小学校付近の写真でございます。

①の質問に行きます。

小学校付近、片地小学校の玄関前と東側通路の横断歩道と、県道の白線、路側帯だと思いますが、消えかかっております。就学前園児の安全のために対策を伺います。

ちなみに、この写真①は正門のほうでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 市道等について、路線数が約950路線、総延長につきましては約51万4,000メートルとなります。また、その中で幅員構成などから考察すると、約2割程度についてライン等の道路施設が設置されているものと思われます。日常の道路パトロールや地域からの情報提供などにより、補修等は行っていますが、予算等もあり追いついていない状況と認識しています。

御指摘の片地小学校校区内の市道ライン等については、優先度・安全性などを考慮し、現在現地確認を行っています。補修につきましても随時の対応となります。また、県道・国道等のラインについても、現地確認後に速やかな対応、また、横断歩道等につきましても、市所管課を通じての速やかな対応を今後も要望していきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 写真①はもうほとんど消えている状態で、就学前園児はここで横断の仕方をやっているかどうか、今年はちょっと分かりませんが、1年生からは横断歩道が分からなくて怖いというふうなことも聞きます。4月からは新1年生が登校してまいります。この県道は、高知工科大学が近くにあることや、また、ダムしゅんせつの残土を載せた大型トラックも本当に頻繁に通行しているようでございまして、優先順位はすごく高いと思います。先ほど課長から、次年度ということをおっしゃいましたが、何とぞ早急に対応していただけるようお願いしたいと思いますが、そここのところの配慮等は可能でしょうか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 他の箇所もあるため、現地確認を行っての対応となります。

すが、どっちにしても今年度言うたちもうありませんので、次年度以降の対応ということとは御了承願いたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） それでは、②に行きます。

カーブミラーの掃除や点検はどのようにされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 主要市道、重要路線などにつきましては、国の交付金事業などを利用し、道路メンテナンス等にて5年に1回の定期点検を行っています。また、職員による日常パトロールや地域からの情報提供により、早急な補修は行っています。県道等の施設についても、現地確認後、速やかに改修・改善等の要望をします。また、地域の方々や交通安全協会など、ボランティアによる清掃も行っており、本当にありがたいと思っております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 本当に5年に1度のメンテナンスではなかなか大変だと思いますし、地域の声、そして、パトロールもしてくださっているということでございました。交通安全協会も、年に1回一生懸命きれいにしてくださっているんですけども、以前から比べると本当に随分ミラーがきれいになったと思います。老朽化なんかも最近はあまり見ません。光が当たって見えにくいなど、角度の問題とか、そういったところも速やかにしてくださっていると、課長の答弁で思いました。今後ともよろしくお願ひいたします。

それでは、③の質問にまいります。

写真③、④、⑤を御覧ください。この写真を見て分かりますように、土佐山田駅前の交差点は交通量が多く、カーブなのに減速不足の車が通過することも多くあり、危険という声を聞きます。東から西には止まれの表示がありますが、子供たちの通学路でもあり、横断歩道もなく、安心・安全とは言いにくいと思います。自転車のほとんどの方が、東側から来て、そのまま斜めに通行するので危険です。また、いんふおめーしょんから小さい子供も飛び出してくるときもあり、道へ走り出したときに、スピードを出した車が通過するので、それを見た方がひやっとしたという声も聞きました。この周辺の安全対策として、消火栓がありますので何らかの工夫が必要と思いますが、交通事故防止対策としてカラー舗装や横断歩道、減速表示などの対策をして、注意喚起となるような工夫ができないでしょうか。

写真③でございしますが、赤線は「自動車」の通行線と書いていますけど、これは「自転車」でございまして、自転車がこういった車のような走り方をして、すごく危ないと感じました。消火栓はもちろん大切なものですし、止まれの停止線はこの場所だけでご

ございます。以上でお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理の立場にての回答となります。御了承くださいませ。

当箇所については南北に主要県道土佐山田停車場線、東西に西方向が市道山田小北通り、東方向につきましては山田駅百石線が、俗称となりますが駅前広場、バスの回転場的なところへ、3つの路線が突っ込んでいくような状態です。3つの路線はつながっていませんので御注意願います。そのため、本来なら広場等への進入時につきましては、現在も一旦停止規制があるものと思います。取締り等の強化、つまり通行者や運転者、利用者のモラルの向上となると考えています。

ただ、議員御指摘のように、県道・市道等からの入・出に関しまして、道路管理者の立場として規制等の制限はできません。関係機関と今後協議の上にはなりますが、停止線に代わる路面への少し大きな破線等の設置及び交差点あり表示等の安全対策についての検討は可能と考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 私も、今回の質問をするまでここは道路だと思っておりました。写真③で見ていただくと、ちょっと舗装の色が違いますが、この部分がJRの土地で、ここを通らせていただいているということになっていると思います。そういうことで、なかなかいろんな規制等は難しいことが分かります。この場所は本当に、先ほども申しましたように、大変危険な場所でございます。先ほど課長から、停止線に代わる破線、交差点あり表示等は、関係機関との協議の上、市道と県道の部分になりますけれども、検討可能ということでしたので、大きな事故が起こらないための協議、減速とかいろんなものがあると思うんですけれども、そういった安全対策をしてほしいと思います。できないことはないということです。ここでしてくださいということの質問をさせていただきたいと思います。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） オプション的な協議になるかもしれませんが、教育委員会によります香美市通学路安全対策連絡協議会、私どもは通学路交通安全プログラムと呼んでいますが、各機関の関係者が来ますので、その中で協議していけばいい案件だと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） その通学路交通安全プログラムは、交通安全母の会が集めてきた危険箇所チェックに対しての検討をする会だと思うんです。今日私が一般質問で申したことなども含めていただけるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども述べましたが、通学路ということであるため、協議は当然できる、しなければならない案件と考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） それを聞いて安心をしました。出てきている部分だけされてしまうと、ちょっと困るなと思って確認しました。ありがとうございます。

それでは、④の質問をいたします。

これは写真がございませんが、国道から楠目小学校入り口の道路の改良が行われました。国道からの東側入り口は、縁石があり進入できませんが、民家が数件あります。出入り等の配慮だとは思いますが、歩道と車道なのか分からない広い道がございます。現在は国道からの入り口が狭いので、この道が車道となると行き違いがすごくしやすくなるとの声がございます。工事はこれで終了なのでしょうか、お伺いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 今後、国道195号からの誘導等はもう少し検討しなくてはなりませんが、国道195号との交差点部につきましてはほぼ完了となっています。

御指摘のとおり、住宅群への進入路も兼ねた余幅部がありますが、一定歩道確保ができたことにより、通学時の安全は確保されたものと認識しています。議員指摘の分からない広い道についてですが、市道勾配もあり、国道への進入角度等の関係、併せて、地域の方々からの用地等への御協力により、このような形態となってしまいましたので、御了承いただきたいと思いますと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 市道勾配もあるというのは分かります。国道への進入角度の関係により、このような形態となったと説明がございましたが、進入角度とは大体何度ぐらいのことを言うのでしょうか、お尋ねします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 多少の誤差、融通等はあると思いますが、原則直角、90度が正規だと認識しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） そうすると、大体どの道も90度に近い角度になっていると思うんですけども、場所にもよるでしょうけど、国道からの進入角度については分かりました。

交通弱者を交通事故から守るためには、車も通行しやすい道、事故を回避できる道でないといけないのではないかなという声もいただいております。今後、何らか、もう何も

ないことを願いますけれども、もしものときは余幅部もあるということで、初めに課長もおっしゃっていましたように、そのときにまたその対応を取るというふうなことをお願いをいたします。

⑤の質問に行きます。

同場所の国道にある横断歩道は、交通量が多くてなかなか横断できないと聞きます。以前は横断旗を設置しておりましたが、再設置の予定はあるのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理の立場にてのお答えとなります。

横断旗がどんなものであったのか把握できていませんが、本交差点の上り部・下り部に歩道橋があり、上り部の歩道橋につきましては、小学校からの要望等もあり、現在道路管理者により補修を行っています。今後は歩道橋の使用をと考えています。横断旗をどうしてもという要望が学校サイドなどからあれば、市担当課を通じて関係機関などへの問合せ後、設置等も可能ではないかと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 私が言っているその横断旗のことは、多分課長も御存じだとは思いますが、小学校の正門の辺りとかに、以前はきちんと配置されていました。横断旗は、防災対策課が交通安全教室に行ったり、また、交通安全母の会の会員から声がかかったりしたときに、今までは補充していただいていたと思います。交通安全指導員とか交通安全協会、そして、交通安全母の会等でも用意は可能だと思います。

この場所には陸橋が確かにあるんですけれども、小学生だけが通る横断歩道ではなくて、自転車通学で登下校される方とか、一般市民の方とか、障害のある方が渡っているのを見かけたりすることがございます。中学生等、自転車の方は歩道橋はちょっと通行できませんし、電動車椅子の方、高齢者の方には階段がもうなかなか登れない、厳しいということも聞きます。道路交通法によりますと、渡ろうとしている歩行者が横断歩道にいるときは停止しなくてはいけないんですけれども、後続車との兼ね合いがあったりとかで、皆さんが止まってくれるということがなかなかない。最近、以前から比べると止まってくれたりしているんですけれども、横断旗があると、どうしても止まってももらえないときには、旗を上げたりしているのを見たこともございましたので、ぜひ防災対策課とも協議して検討いただけませんか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） あくまでも道路施設ではない関係であるため、建設課での対応は難しいと思います。また、横断歩道を自転車とか車両系のものが通ることもあるとは思いますが、今後、市の関係課と協議していかなければならないと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） ぜひとも協議を、防災対策課もよろしくお願いいたします。

ここ数年、登下校中の子供たちに車が突っ込んできて交通事故に遭ったり、本当に悲惨な事故がたびたび報道等でごさいました。こんな交通事故を繰り返してはいけないということで、少しでも対策をしていけるところはしていくべきだと思います。

⑥の質問です。

楠目小学校校区は、スクールゾーンが一番早く設置された場所でございます。農免道路から上がった楠目小学校の正門近くにはありますが、国道から学校までの場所に以前はたしかあったと思うんですけれども、スクールゾーンの表示がなくなっています。新しい舗装ができたということで、設置場所がないからなののでしょうか、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理者の立場からですが、過去、路面などにスクールゾーンと書いていました。現在ではスクールゾーン表示はしておりません。その代わりとしまして、交差点ありとか、歩行者注意などの表示を行い、注意喚起を行っております。

また、先ほども述べましたが、教育委員会による俗称通学路交通安全プログラムなどにより、各学校も含めた関係機関による協議を行い、安全施設等のハード部で道路管理者によってできることは、設置していかなければならないと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 道路管理者の見解をいただきました。教育委員会といたしましても、文部科学省もスクールゾーンを積極的に設置するようということもあっていと思います。各都道府県教育委員会などに通知要請が来ていると思いますが、地域の自治体や市町村が交通安全業務計画を作成し、道路管理者や警察などが協議して、スクールゾーンの場所や規制の方法が決められております。交通安全母の会のときに危険箇所チェックをして、関係団体で協議し、土佐山田町で初めて楠目小学校に設置され、その後、各学校区にも設置されています。これは多分皆さんも御存じだと思います。スクールゾーンは、交通事故から子供たちを守るために設定された、交通安全対策重点地域のことでございます。歴史は本当に古いようで、1972年春の全国交通安全運動から運用開始されて現在に至っているようです。路面への書き方はいろいろあるようですが、このスクールゾーンの字を見ることで、初めてそこを通行するドライバーの方にも、あっ、学校が近くにあるんだということが分かり、さらにドライバーの方は、子供たちの登下校時間帯にはより慎重な運転をされるのではないかなと思います。時間規制をしなければ通常通行ができます。他県なんかは時間規制までしているところもあるようで

すけれども、そこまでの必要性はどうかというふうに思います。

スクールゾーンの設置は、幼稚園及び小学校を中心に半径500メートル以内に大体設置されております。交通安全には本当に効果があると思います。このスクールゾーンの設置については、通学路の決め方は学校により異なると思いますが、学校、教育委員会、警察、地域等の関係団体等が協議をして決めていて、道路の設置自体は警察とか公安委員会がされることになると思います。

このことを申し上げまして、通学路交通安全プログラムで検討されたかどうか、今回のことは分かりませんが、今後、このプログラムで必要となればスクールゾーンの設置を、建設課がするわけじゃないんですけれども、その中で協議していただいて、教育委員会のほうからも、ぜひここに引いてくださいというふうなことで、あと消えなかったりどうしてもするんですよね、そのときに再度同じところに設置できるかどうか、併せてお尋ねいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） スクールゾーン、通学路の路線が決まれば、その場所に関し、道路管理者、その他公安委員会も含めまして、関係機関が集中投資といいますか、どばっと入れるという言い方をしているのか分かりませんが、交通安全施設ができると考えています。今まで協議を何回かしましたが、学校側から通学路自体の指定的なものという話でありましたが、今回このような話がありましたので、当然通学路ですので、プログラムの中で検討すべき案件だと思っています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 公文課長のほうから何かございましたらお願いします。

○議長（利根健二君） 教育振興課長、公文 薫さん。

○教育振興課長（公文 薫君） お答えいたします。

先ほど建設課長から答弁していただきましたが、この会で協議をする、研究をするというところから始めたいと思います。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 楠目小学校のところに初めにできてから大分たっております。研究はもう既にされているのではないかなとも思いますが、ぜひ設置できるような形にもっていつていただけたらありがたいです。

それでは、⑦の質問にまいります。

神母ノ木の旧道は舗装がよくなり、自転車通学等の方々にとっても非常に通行しやすくなったと思います。しかし、神母ノ木橋から来た自転車が、水たまりがあるために大きく膨れて車と接触しそうになったとか、あと水はねなど、水たまりが道路の割に大きな輪となっておりまして、雨が上がってもなかなか水が蒸発しないので困っているということも聞きました。雨水吸水型の舗装がいいのかどうかは分かりませんが、何

らかの対策を研究してほしいと思います。

下水道工事後、神母ノ木橋から旧道に入るとすぐの場所に水たまりができるようになりました。改善についてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 環境上下水道課長、明石満雄君。

○環境上下水道課長（明石満雄君） お答えいたします。

御指摘の箇所につきましては、もともと高低差のある変則的な交差点で、自転車等の転倒などもあっており、危険な状態であったために、国道との取り合わせについては十分注意して施工しましたが、逆に水たまりを作ってしまう、誠に申し訳ありませんでした。先週、業者を手配しており、早急に改善できるように対応していきます。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 早急に対策を取っていただくということで、ありがたいと思います。一昨日雨が降ったんですけど、また同じように水たまりができていまして、昨日帰るときにもまだ水たまりがあったと。今朝見たところなかったんですけども、梅雨時は本当に大変困りますし、ぜひ早急な対応をよろしくお願いいたします。

⑧の質問に参ります。

自転車通学の学生、中学・高校・大学生でございますが、無灯火があり非常に怖い。また、一時停止違反、併進通行、右側通行の学生さんが非常に多い。学校でも交通ルールの徹底と対策をしてほしいと聞きます。啓発の強化についてお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 防災対策課長、日和佐干城君。

○防災対策課長（日和佐干城君） お答えいたします。

それぞれの学校で、ルールの遵守につきまして徹底していただけるよう依頼したいと思います。それから、交通安全の関係機関にも協力していただきながら、市広報等でも自転車の安全運転、安全利用の交通マナーについて、啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） このことは、今までの質問でもさせてもいただきましたし、なかなか啓発がうまく進まないものの一つではないかなと考えます。

年末年始は特に日の暮れが早く、無灯火は非常に危険でございました。飛び出してきたり、今日もそうですけど、車道を右側通行で来ている方もいらっしゃって、もうすごく危険だなと思いました。そういったところの喚起ができるような工夫がもしできるのであれば、看板とか横断幕も、なかなか設置場所といった面で厳しいのかなと思ったりはしますが、警察の方にパトロール等もお願いしていただきまして、ぜひ交通ルールが守れる香美市ということで、全力を挙げて頑張っていたいただけたらと思います。よろしくお伺いいたします。

それでは、⑨へ移ります。

写真資料⑥、⑦、⑧、⑨、⑩でございます。

八王子前の南北道路では、商店街からあけぼの街道へのウォーキングや、自転車で通行する場合、電柱があり、車の通行量も非常に多く、道幅も狭くて危険を感じると聞きます。このことはもう数年いろんな方から言われてきました。できる対策についてなかなか厳しいとは思いますが、お伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 地域の方々の御協力によりできた道路となっています。

既定の歩道幅員が取れていないのは確認しています。現段階として、路線沿線の方々の今以上の協力はなかなか難しいと考えています。今後、全体計画や道路の見直し等の他事業実施時に、再度の検討となるのではないかと考えています。原則、歩道は人、自転車は車道等の通行をお願いし、歩道通行者の安全を担保していただきたいと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） 確かに、課長のおっしゃるように自転車は車道なんですけれども、自転車から下りると今度は歩行者になります。そうすると、電柱があるところは、なおさら膨れて出てこなくてはいけないということもございます。こういった場所はここだけではなくて、香美市内、前浜植野線ですとか、商店街通り等、たくさんあると思います。

⑩の写真は商店街の写真でございますが、本当にこういった歩道があって、ぽこっと電柱が出てきているところが数か所ございます。なかなか商店街の電柱位置等を改めて見せていただきますと、考えてつけているのではないかなと思いますが、そこへつけざるを得なかったとも思ったりもしながら見せていただいたことです。

自転車は本当に乗り方によって凶器にもなってしまいますので、乗り手のマナーの問題と言ってしまうとそれまでなんですけれども、やはり歩行者、交通弱者を守るためには、ある程度できる範囲内の手だてが必要だと思いますが、先ほど課長がおっしゃったような理由があり、なかなか厳しいことは分かります。

⑩の質問にまいります。

無電柱化、地中化のことでございますが、取組を推進するため、無電柱化の推進に関する法律が2016年12月に施行され、災害の防止、安全、円滑な交通の確保、良好な景観の形成等、無電柱化推進のための基本理念や国の責務、推進計画などについて定められております。2021年5月に策定された無電柱化推進計画では、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、安全かつ円滑な交通確保のために必要とされる箇所等について、重点的な無電柱化の推進を掲げております。現在、関係庁舎が連携しながら無電柱化の取組を進めているとのことです。その後、令和3年8月に、国土交通省の担当部局

が新たな無電柱化推進計画を作成されています。地方自治体の策定状況は、令和3年4月1日時点で、四国では高知県が一番遅く、令和3年度中にとになっておりました。香美市としてはなかなかハードルが高く、また、設置可能な場所は限られていて、まだまだ先のことだと思いますが、見解を含めてお伺いしていきたいと思います。

電柱の移動は、先ほどのことも含めまして、場所もなく難しいと思いますが、無電柱化になることで狭い道の道幅を確保することができます。また、災害時の電柱倒壊による通行止めも少なく済みます。無電柱化（地中化）に対する見解をお伺いいたします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 道路管理者として、当然無電柱化は通行上の安全面や災害時の対応を考えれば実施すべきと考えていますが、変圧器や受電等施設のスペースが、道路上、通常は歩道上になりますが、かなり必要となります。そのために、現道等の改良で対応できる路線は少ないと考えています。また、費用等の問題となりますが、道路サイドのみの負担ではなく、電柱側の企業や個人などの負担も発生することから、当市では今のところ議論になっていません。費用等の問題やほかに実施していなければならない案件がたくさんあることから、現段階では難しいと判断しています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9番、村田珠美さん。

○9番（村田珠美君） この無電柱化については、過去5年間において実施、または既に実施している自治体数は全体の2割だそうでした。安全性が高いと分かっているのに進まない理由は、先ほど課長もおっしゃったように、コストが高いというところだと思います。公共道路の無電柱化においては、直接的には住民負担はないと書かれておりました。無電柱化により、災害時の電柱倒壊で道路が通行不可となってしまうと救助が遅れるなどの二次災害、三次災害の減少、狭い道などの交通安全対策、そして、景観などが挙げられます。進まない大きな理由のコストについて、令和7年までに約2割のコスト削減を目標として研究されているようでございます。また、無電柱化ワンストップ相談窓口が設置されており、非常にハードルが高い事業ではありますが、今から研究していくこともいいのではないかと思います。

最後の⑪の質問でございます。

地震や台風など災害時の道路について、安全対策はどのように考えているのか、見解をお伺いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 台風や豪雨災害については、ある程度の予測ができることから、事前のパトロールなどにより、把握できている危険箇所などへの対策を行っています。また、事前に香美市内業者等に連絡を行い、緊急時の出動等についてもお願いしています。ただし、地震については未知の領域となることから、日頃の防災訓練などにより、瞬時の判断力をつけるしかないとも考えていますが、なかなか鍛え方が足らな

いのか、よもやのときの判断ミスが大変怖いと思っています。また、地震や台風等の豪雨災害時の応急対策活動などについてですが、防災対策課で南国建設業協会と協定を交わしてくれています。やはりいざというときは協力を得ないと何ともならないと思います。

市ですので、直接地域住民と接している行政の人間として、地域の要望をいち早く国や県などの関係機関に伝え、実施行動が一番とも考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 9 番、村田珠美さん。

○9 番（村田珠美君） 市としては、いざというときのためにいろいろな関係機関等と連携して、市民の大切な命を守るために御尽力いただいていることに、日頃から感謝いたしております。よもやの判断ミスが大変怖いとおっしゃっていましたが、本当にそのとおりでございまして、突然やってくる地震なんかは特に対応のしようがないということもこれから出てくると思います。そういうときのために、いろんなシミュレーションをしたりとか、防災面でもいろいろと検討していただけたらと思います。

様々な対策は大切ですが、交通安全と同じように、自分の命は自分で守ることがとても重要でございまして。自分の命は自分で守ることの啓発も、今までずっと各担当課がしてくださっておりますので、災害が来ないことを願う毎日ではございますが、いざというときに本当に一人でもたくさんの命が救えるように、今後ともいろんなところで研究を重ねていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 村田珠美さんの質問が終わりました。

暫時、午後 2 時 25 分まで休憩いたします。

（午後 2 時 10 分 休憩）

（午後 2 時 25 分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

8 番、小松 孝君。

○8 番（小松 孝君） 8 番、小松 孝です。通告に従い、議長の許可を得て、一問一答方式で一般質問を行います。

地場産品の直売所も含んだ道の駅について、過去にも質問しましたが、少し時間もたち、状況も変わったことから、改めて質問します。

小規模にて野菜を生産している農業者は高齢者が多く、その高齢農業者が生産したものを販売することは、生きがいにもなり、少しでも現金収入が得られることは地域の活性化につながるものと考えています。

その思いを込め、まず最初に①です。

道の駅美良布周辺に美良布地区集落活動センター整備を優先し、その後、あけぼの街

道沿いの検討になるとのことだったが、集落活動センターが完成し、併せて直売所も整備され、次の段階の新たな直売所も含んだ道の駅の整備計画・検討はどうなっているのか問います。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

平成30年に美良布の集落活動センターが完成し、新たな道の駅に関するその後の状況としましては、令和元年6月に実施しております、香美市都市計画マスタープラン改定に向けた市民アンケートにおきまして、山田バイパス沿道における休憩・観光・情報発信・防災広場の整備について、「必要である」、「まあまあ必要である」を合わせると82.3%との結果があり、あけぼの街道沿道のほか、山田バイパス沿道も候補地として検討する必要があると考えます。現状では、場所や時期、財政面も含めた具体的な検討はできていませんので、今後、山田バイパスの進捗も踏まえ、場所や時期も含めて検討するよう考えております。

また、平成29年9月議会におきまして、農産物を直販所へ輸送する方法を検討すると答弁していました件につきましては、当時直販所へ調査を行いましたところ、既に直販所により集荷に回っておられるとのことでした。

以上です。

○議長（利根健二君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） そういうものができれば、今言われるように車で運べない方や小さい農業者の輸送方法などいろいろな検討してくれるということです。早く進めていただきたいと思います。予算などいろいろな問題があることから、なかなか進まないかもしれませんが、地域経済が少しでも潤うものと考えますので、早急にお願いします。

②の質問に移ります。

あけぼの街道の延伸である山田バイパス沿いに、道の駅などの施設の計画・検討もあったが、現在の状況などはどうなっているのかを問います。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 香美市都市計画マスタープランにて、山田バイパス整備事業の進捗に伴ってとなりますが、新たな工業団地などの計画実施となっています。建設課は直接の担当課ではありませんが、防災面も考慮した「道の駅」風としての整備ができればとの議論はしています。ただし、現在具体策がまだ出てきていない状況であることから、今後の課題と考え、市関係各課、また、その他機関などから計画の相談・協議があれば、実施に向けて検討しなければならないと考えています。

以上です。

○議長（利根健二君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 歴代の課長からの引継ぎは当然と考え、何らかの検討は行っ

ていると思いますが、都市計画マスタープランの市民アンケートからも早急な検討をお願いします。

今後の検討ということですが、場所や生産者のところから直販所までの出荷、輸送方法なども含めて検討するのかを問います。予算などいろいろな問題もあることから、なかなか進まないことかもしれませんが、地域経済が少しでも潤うと考えるので、早急をお願いします。

次の質問に移ります。

あけぼの街道の延伸である山田バイパス沿いに、道の駅などの計画、設計、検討もあったが、現在状況はどうなっているのか、問います。

ダブったかな。同じのじゃったわ。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 先ほども農林課長、それと私のほうからもお答えしましたが、まだ現在進んでいない、今後計画という状況下の中で、市、その他関係省庁などの各関係機関と随時協議し、よりよい方向を検討しなければならないと考えています。
以上です。

○議長（利根健二君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） また建設課長の答弁ですが、私の質問のときは建設課長ばかりで。

香美市都市計画マスタープランなどで検討しているようですが、防災面もあることから、危機感を持って早急な検討をお願いします。

私の場合は、結構建設課長が前に出てきてくれるが、建設課長は何もかもに明るいから、もう次回から質問は次の方に譲ってください。立派な職員、30年、40年の職員ばかりおってやるわけで、いつも私の質問の二、三回は、何もかも分かった井上課長が私の対応をしてくれるが、言い含められるか、優しいか、どうでもええかのどれかになりますき。私の質問は、いつも簡単で単純な質問ですが、私を好きならば、もうたくさん幹部職員がおるんだから、ここにおる方は立派な方ばかりなので、ちょっと前に話を進めてください。私はもう皆さんより十何歳は絶対上ですき、それでもう私も先がないんです。4年前から質問しておりますが、先のあるうちに協力し合ってもらって実行してください。課長、お願いしますよ、どうですか。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） 各部署、各担当がありますので、その部門で精いっぱい、同じベクトル、同じ方向へ向けて今後も進んでいかなければならないと思います。
以上です。

○議長（利根健二君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） 幹部の職員ばかりなので、皆に協力してもらって、私はもういなくなるからやる人がいないですよ、そうやから協力してもらってください。課長、

お願いします。それから、私が次に質問するときは1回でやめてください。あとは課長補佐か、そこらでお願いします。

最後に、今までの議論を踏まえ、直販所を含む道の駅などの計画について、市長、何かあればお願いしたいんですが。

○議長（利根健二君） 市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 道の駅についてお答えしたいと思います。

この提案をいただいてから随分時間がたっております。都市計画マスタープランもでき、そして、アンケートも取ったということで、今報告がありましたように、大変高い率の賛成の意向をいただいたということでありますので、大変大事にしなければならないことだと思っております。

これまで全く検討してこなかったわけではなくて、それぞれの担当課長もいろいろと個人的に研究されたりとか、提案してきていただいております。これまでは、あけぼの街道を中心に検討された経過もあります。あけぼの街道でもより西に近いほうがいいんだという意見を持たれた課長もいましたけれども、今、山田バイパスがいよいよ着工して、工事が始まっているということで、逆に東はどうなんだという意見もございます。やはりそれによって様々な影響も出てまいりますので、そのあたりは効果的な場所であると同時に、市民の皆さんにとって非常に喜ばしい場所であることが大事だと思います。

とりわけ道の駅というだけではなくて、これが防災拠点として整備をするとなれば、また少し違った観点も出てこようかと思っておりますので、そのあたりは今後、様々な人たちの意見を聞かなきゃならないだろうと思っております。道の担当だけではなくて、農業、あるいは防災などの分野の国の方々の意見も聞きながら進めていく必要があるし、また、同じような道の駅を運営している方々にも影響するわけでもありますので、そういうところについての配慮といえますか、気持ちを酌んだ形でやっていきたいと思っております。

いずれにしても、これだけの数字が出ているわけですから、私としては議論をいよいよ本格的に始める時期が来たんだと考えております。そうしたことを中心に議論も進めていくことをやらなければならないと考えておりますので、今までの構想の構想というところから、少し現実味を帯びたものとして取り組んでまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 8番、小松 孝君。

○8番（小松 孝君） どうもありがとうございます。これから大変ですが、香美市の未来について一緒に考えていきましょう、よろしくお願いいたします。市長、頑張ってください。

以上で私の質問を終わります。

○議長（利根健二君） 小松 孝君の質問が終わりました。

消毒のため暫時休憩いたします。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 2時42分 再開)

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 19番、市民クラブ、爲近初男です。通告に従いまして、一問一答で質問させていただきます。

まず、中山間地域等直接支払制度について質問いたします。

本制度は5期目に入りまして2年が経過しようとしています。この制度により本市の多くの地域が支援されていて、よい制度だと評価されていると感じます。本制度の加算措置事業についてお聞きいたします。

(1)です。

第5期目より新設された集落機能強化加算ですが、新たな人材の確保や集落機能強化の取組を支援するとしています。積極的な取組をしている地域があります。東北地方の花巻市や弘前市の集落協定においては、加算金を農道整備や草刈りなどの農業振興や高齢者の見回り・外出・買物・配食の支援、車両購入などに使用しております。非農家にも参加してもらい、地域全戸での取組が移住者を呼び込んでいて、地域の活性化につながっています。

本市においても高齢化が進む中で、新たな人材の確保や集落機能強化を図るべく、この加算事業の活用に向けて、集落協定組織に対して研究してもらい、検討していく状況づくりが急務と感じますが、どう考えるか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

令和2年度の第5期対策から新設された集落機能強化加算について、現在本市で取り組んでいる集落協定はありません。この加算は、新たな人材の確保に関する取組、または、集落機能を強化する取組で、具体的な取組目標としては、収穫ボランティアを現状の何人から何人に増やす、集落で受け入れるインターンシップ生の延べ活動日数を年間何日から何日に増加する、NPO法人と連携して令和何年度までに公共交通の空白地域でのコミュニティバス事業を開始するといった目標が考えられます。集落の困り事の解決に使えるよい加算と思われるので、少しでも多くの集落に取り組んでいただければ、今後の説明会を通して制度の周知に努め、取組の意思がある集落につきましては、目標設定などを一緒に検討しながら進めてまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 課長も述べられたように、農業体験などを通して移住につなげたり、地域全体での活動によりまして困り事の解決ができる事業と思い、すばらし

い事業ができると感じております。これを香美市全体での推進体制につなげていけるように、強く進めてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 先ほどもお答えしましたように、取組の意思がある集落については、目標設定など一緒に検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 取組の意思が湧いてくるような、引っ張っていくような体制づくりというものをこれからまた研究していただいて、推進体制の強化をよろしくお願いいたします。

（2）です。

集落協定広域化加算の取組についてお聞きいたします。

①です。

この事業は前期より継続されていますが、現在の本市の状況をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

広域化加算は、構成員の減少や高齢化等により、単独の集落協定では共同活動や事務手続を行うことが困難になっている集落協定が、近隣の集落協定と広域化し、主導的な役割を担う人材を確保することで、お互いの集落協定間で活動を継続する体制を整えることができる点が大きなメリットです。

本市におきましては、第4期対策にて2つの集落協定が広域化に取り組み、加算を受けた実績があります。これ以降は新たに広域化加算の取組をしている集落はありません。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 若者が減って高齢化していく農村において、やっぱり単独では厳しい状況がこれからも出てくると思います。香美市でも2つの地区がやったということですが、この事業を導入以後の形というか、状況はどう変わったのか、把握しておればお願いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

現状では、広域化している集落同士が機械や施設を共同利用しているケースはありませんが、広域化した集落同士による農業用機械や施設の共同利用は、導入に係る費用負担を軽減することができるメリットは大きいと感じています。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） ②です。

協定に入っていない集落とも一緒になり、農地を守っていくということは、すごい農村においては重要なことと思います。今後、いい事業なので推進すべきと考えますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

構成員の高齢化等も進んでおり、今後集落協定での活動継続や農地を守るためにも広域化は重要であると考えます。併せて、広域化した集落協定を運営していく体制づくりも重要であり、今後取り組む意欲のある集落が出てくれば、サポートしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） この2つの加算事業に限らず、この中山間地域等直接支払制度、また、多面的機能支払交付金制度においては、結構事務が大変な面があると思いますが、その面で行政に手助けをしてほしい。そうすることによって、かなりハードルの高い面がクリアされて、この中山間地域等直接支払制度が継続していく、地域も頑張っていけるんじゃないかと思います。事務が重荷になっているというような感じを受けたことはあるでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 担当のほうに事務を習いに来たりというのはあります。重荷になっているかどうかまでは分かりませんが、サポートはさせていただいております。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） かなり事務をするのが大変だという話も聞きますので、今後とも支援のほどよろしくお願いいたします。

（3）です。

棚田地域振興活動加算の取組をどう捉えているのかをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

棚田地域振興活動加算を受けるためには、棚田地域の指定を受け、棚田地域振興協議会を組織し、協議会で作成した指定棚田地域振興活動計画が認定される必要があります。その上で、加算の要件を満たす棚田等の保全や、棚田を核とした棚田地域の振興のための目標を設定することとなります。実際に取り組む場合は、棚田地域の指定や活動計画の認定に時間を要しますので、しっかりとした準備が必要となってきます。今後、説明会を通して制度の周知に努め、棚田の保全等を推進していきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○ 1 9 番（爲近初男君） 今お聞きして、かなりハードルが高い事業じゃないろうかと思いますが、事務のほうも支援していただいて、この棚田の景観を守ることができるということで、支援も結構手厚い有利な事業と感じています。他市等の取組を研究して、実際にやっている地域の取組を検討してもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

香美市では現在取り組んでいないこともありますので、他市町村の集落協定事例も情報収集し、研究してまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 9 番、爲近初男君。

○ 1 9 番（爲近初男君） よろしくお願いします。

2 番です。

本市の今後の農業の振興計画についてお聞きいたします。

（1）の①です。

今年度より5年間の第2次振興計画が示されましたが、農業におけるの基本とする重点策をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

第2次香美市振興計画における令和4年度から8年度までの5か年間を対象とした、後期基本計画の農業振興における重点施策として、特産物のブランド維持向上と多様な販路確保、農業の担い手・後継者の確保と育成、農業基盤等の充実、第一次産業の多面的な振興を掲げております。これらの重点施策を着実に実施し、香美市のにぎわいを創出し、農林業をはじめとする地場産業の一層の充実を図ることを目標としております。

以上です。

○議長（利根健二君） 1 9 番、爲近初男君。

○ 1 9 番（爲近初男君） その中で特に推進すべき点、また、出荷場の整備計画などがあれば、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

先ほど申しあげました農業振興における4つの重点施策については、いずれも重要な課題と認識しており、全てを一体的に連携しながら進めるべきものであると考えております。

また、出荷場の整備計画については、現在JA高知県土佐山田支所の第2集出荷場が、老朽化に伴う建て替え工事を実施しております。その他の出荷場の整備計画については、JAに確認したところ、現状では特にないとのことでした。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） J A高知県土佐山田支所の出荷場の整備計画内容が分かれば、お願いしたいと思います。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） J A高知県土佐山田支所の第2集出荷場は、昭和49年に建設されておりまして、以降、増改築を行いながら現在に至っております。築45年以上が経過しまして、本体の老朽化が進んだため、現在J A高知県による建て替え工事を実施しております。本体工事は本年8月には完成予定となっております、完成後はニラ、ヤッコネギ、アオネギの拠点として活動することになっています。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 作業の内容とかいうのは分かりませんか。今までどおりの小袋詰めとか、予冷库とか、同じような施設でしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 使い方については今までと同様で、出荷がなされたものを作業員によって包装されたりとか、機械を使って、ニラの場合はパーシャル包装したりとかいうことになります。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 大きな柱3つ、多面な振興も入れて4つの柱で、一体的に連携して、第2次香美市振興計画の強化に取り組んでももらいたいと思います。よろしくをお願いします。

②です。

近年の新規就農者数と今後の計画をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

高知県中央東農業振興センター取りまとめの新規就農者集計によりますと、過去3年間の独立自営・雇用就農・親元就農の全てを含む新規就農者数は、令和元年度が11人、令和2年度が14人、令和3年度は、今現在の聞き取り調査の範囲では2人となっております。

今後の計画としましては、令和6年度までの目標として、親元就農を含む独立自営の新規就農者を年間5人ずつ確保することとしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 令和元年度は11人、令和2年度が14人、令和3年度が2人ということで、令和3年度も終わろうとしていますけど急に減っていますね。これ

からの計画が年間5人ということですか。少しでも多くの新規就農者確保に向けて、関係機関が力を合わせて取組をしてほしいんですが、そういう連携した取組はできるのでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

農業の担い手・後継者の確保と育成につきましては、農業振興における重点施策として取り組んでおります。具体的な取組としましては、新規就農に関する相談があれば、県・市・JA関係者による本人を交えた面談を実施し、活用できる補助事業等も含めて、就農希望者の要望・環境に合わせた最適なプランを提案するなど、就農に向けての一貫した支援を行っております。今後も引き続いて関係機関と連携を図りながら、新規就農者の確保に向けて取組を進めてまいります。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） ぜひ連携していただいて、1年に2桁の人数を目指せるようにお願いしたいと思います。

若い就農者以外の就農者確保も重要だと思います。定年を少し早めて就農する方とかもおると思います。そういう方も確保できるような方向性を検討することも重要と思いますがどうでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 現在、高齢の方を対象とする支援策として、県と市による65歳未満の方を対象とする就農希望者への研修支援事業があります。支援期間は最長2年間となっており、メニューにもよりますが、月額最高15万円、年間でいうと180万円の支給を受けることができます。交付要件等もございますので、まずは農林課へ御相談いただき、この事業の活用も検討いただけたらと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） こういう年齢層の方もまだまだ元気ですので、支援年齢も上がり、そしてまた支援も手厚くなっていると感じましたので、ますます確保できるように、よろしくお願いしたいと思います。

（2）です。

高知県は、中山間地域の農地・水路などの地域資源の保全・活用や買物、子育て支援などの地域コミュニティの維持等を支える、農村型地域運営組織の後押しをする計画です。複数の集落による農業者を母体とした組織と、自治会、社会福祉協議会、婦人会、PTAなど、多様な地域の関係者とが連携して協議会を設立し、農村景観の保全、特産物加工販売、高齢者福祉などに係る将来ビジョンを策定して、これに基づき事業を実施するとしています。地域全体での取組として、本市においても検討すべきと考えますが

どうでしょうか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

中山間地域では、過疎化・高齢化が著しく進み、単独では集落協定などの組織を維持できないような事例も発生しつつあります。御提案の農村型地域運営組織の取組は、地域を広域で支える仕組みづくりとして有用なものであると思われますので、他自治体の取組を研究しつつ、地域等から要望があれば、市としても取組を支援するようにしたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 今後の集落の維持・活性化の面で重要な事業と思われます。梶原町や三原村においては、この事業に対して動きがあると聞いております。本市においても本事業の把握を要望したいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

議員がおっしゃられましたように、具体的にどこことは私どもは聞いておりませんが、今後も情報収集に努めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 課長がおっしゃったように、地域を広域で支える事業だと思います。この事業は、農林課だけではなく全部の課につながっていると思います。全体での研究、そしてまた、検討を推進することを要望したいと思っております。よろしく願いいたします。

（3）です。

国・県は、農作業の負担軽減や経営効率化につながるスマート農業の強化として、水田への自動給水、イノシシや鹿などを自動で捕獲するわなの管理、農業機械の無人走行、ドローンの活用などを挙げております。農業の現場では、人手に頼る作業、熟練者でなければできない作業が多く、負担の軽減が重要な課題の中で、熟練農家のたくみの技の農業技術を、ICT技術により農業技術継承が可能になることで、省力化・高品質生産が実現され、就農者の確保につながると思っております。本市においての取組をお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

香美市では、県と連携して、施設園芸農家が環境制御装置の導入による収量増加を図る取組に対して、補助事業による支援を行っております。温度、湿度、炭酸ガス濃度等を測定する環境測定装置、炭酸ガス発生機、日射比例かん水装置、自動開閉装置、換気

扇などを対象としており、今後も支援を実施する予定となっております。

鳥獣捕獲のわなの自動管理に関しては、装置が高額でありランニングコストもかかることから、狩猟者個人での導入は現状困難と考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） ハウス施設のほうでは、いろんな最先端の取組がされていると思いますが、米作りであったり、ハウス以外の農業面でのスマート農業推進、そしてまた、深刻化する鳥獣被害の軽減に向けて、今後の取組を推進してほしいんですが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

スマート農業の普及・推進は、新規就農者等確保に向けて有効な技術であると認識しておりますが、現状では初期投資が高額であることや、操作員の人材の育成、また、新規分野であるため、収穫量のデータとか各種データの蓄積など、実証段階の部分もありますので、その効果については慎重に見極める必要があると考えています。今後とも引き続き情報収集に努め、研究・検討を進めてまいります。

わなの自動管理に関しましては、今後県補助等が実施されれば、市も購入費補助などを検討したいと考えます。また、有害鳥獣捕獲の実施や防護柵、資材購入費補助を継続するとともに、講習会による効果的な防護柵の設置方法や、地域一帯での防護柵設置を推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） 19番、爲近初男君。

○19番（爲近初男君） 国・県の手厚い支援もあると思いますので、それも有効に使っていただいて、また、深刻化する鳥獣被害の軽減に向けても強化して、推進していただきたいと思います。

（４）です。

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、就農に向けての取組を支援する事業が新規就農者育成総合対策事業と名前が変わっております。新規事業となったわけですが、内容がどう変わったのか、お聞きいたします。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） お答えします。

国による新規就農者向けの支援事業が、令和4年度から就農希望者への研修支援、新規就農者の経営開始への支援、雇用就労への支援などを一本化し、新規就農者育成総合対策として実施予定となっております。

令和3年度までの従来事業と比較して、大きく変更される内容としましては、新規就農者の経営開始への支援内容が、従来型では、最長5年間で最大690万円交付されて

いたものが、新制度では、新規就農者が行う最大１，０００万円までの設備投資に対しての支援を受けるか、最長３年間で最大４５０万円の交付を受けつつ、最大５００万円までの設備投資に対しての支援を受けるかを選択できることとなっており、どちらを選択した場合でも、これまで以上の手厚い支援が受けられる見込みです。

また、これまで実施されておりました、就農希望者への研修支援、雇用就農への支援も内容は少し変更になる部分もありますが、これまでどおりの支援が受けられるようになっています。

以上です。

○議長（利根健二君） １９番、爲近初男君。

○１９番（爲近初男君） 研修と雇用が今までの継続で、経営開始が大分手厚くなったということでしたが、支援策も手厚くなりゆう中で、ぜひ新規就農者の増加に向けての推進をよろしくお願いしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（利根健二君） 農林課長、川島 進君。

○農林課長（川島 進君） 関係機関と一緒にあって、新規就農者の確保には努めていきたいと考えます。

以上です。

○議長（利根健二君） １９番、爲近初男君。

○１９番（爲近初男君） 今後におきましても、農業を核とした地域づくり、そしてまた、新規就農者の増加等への支援策をよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（利根健二君） 爲近初男君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

本日の日程は全て終わりました。

本日はこれで終了いたします。

次の会議は３月７日午前９時から開会いたします。

（午後 ３時１８分 延会）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 4 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 4 号）

令和 4 年 3 月 7 日 月曜日

令和４年香美市議会定例会３月定例会議会議録（第４号）

招集年月日 令和４年２月２１日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 ３月７日月曜日（審議期間第１５日） 午前 ９時００分宣告

出席の議員

１番	萩野義和	１１番	山崎晃子
２番	山口学	１２番	濱田百合子
３番	舟谷千幸	１３番	山崎龍太郎
５番	笹岡優	１６番	山本芳男
６番	森田雄介	１７番	比与森光俊
７番	久保和昭	１８番	小松紀夫
８番	小松孝	１９番	爲近初男
９番	村田珠美	２０番	利根健二
１０番	島岡信彦		

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	法光院晶一	建設課長	井上雅之
副市長	今田博明	農林課長	川島進
総務課長	川田学	商工観光課長	石元幸司
企画財政課長	佐竹教人	環境上下水道課参事	依光伸枝
定住推進課長	中山繁美	環境上下水道課長	明石満雄
防災対策課長	日和佐干城	管財課長	和田雅充
税務収納課長	明石清美	ふれあい交流センター所長	猪野高廣
市民保険課長	植田佐智	会計管理者兼会計課長	萩野貴子
福祉事務所長	中山泰仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横山和彦	支所長	前田哲夫
健康介護支援課長	宗石こずゑ	《物部支所》	
建設課参事	近藤浩伸	支所長	竹崎澄人

【教育委員会部局】

教育長	白川景子	教育振興課長	公文薫
教育次長	秋月建樹	生涯学習振興課長	黍原美貴子

【消防部局】

消防長	宮地義之
-----	------

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|------|--|
| 議案第 | 5 号 | 令和 4 年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 令和 4 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 7 号 | 令和 4 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 8 号 | 令和 4 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 9 号 | 令和 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 10 号 | 令和 4 年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 11 号 | 令和 4 年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 議案第 | 12 号 | 令和 4 年度香美市下水道事業会計予算 |
| 議案第 | 13 号 | 令和 3 年度香美市一般会計補正予算（第 13 号） |
| 議案第 | 14 号 | 令和 3 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 15 号 | 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 16 号 | 令和 3 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号） |
| 議案第 | 17 号 | 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 議案第 | 18 号 | 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 19 号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 20 号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 21 号 | 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 22 号 | 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 23 号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 24 号 | 香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 25 号 | 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 26 号 | 香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第 | 27 号 | 市有財産の無償貸付けについて |

- 議案第 28号 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 29号 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 30号 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
- 議案第 31号 大井平体験実習館の指定管理者の指定について
- 議案第 32号 奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
- 議案第 33号 ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
- 議案第 34号 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
- 議案第 35号 第2次香美市振興計画基本計画の策定について
- 議案第 36号 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第 37号 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
- 議案第 38号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

令和4年香美市議会定例会3月定例会議議事日程

(審議期間第15日目 日程第4号)

令和4年3月7日(月) 午前9時開議

- | | | | |
|-------|-----|-----|-----------------------------------|
| 日程第1 | 議案第 | 5号 | 令和4年度香美市一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第 | 6号 | 令和4年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算 |
| 日程第3 | 議案第 | 7号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算 |
| 日程第4 | 議案第 | 8号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)予算 |
| 日程第5 | 議案第 | 9号 | 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第 | 10号 | 令和4年度香美市水道事業会計予算 |
| 日程第7 | 議案第 | 11号 | 令和4年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第 | 12号 | 令和4年度香美市下水道事業会計予算 |
| 日程第9 | 議案第 | 13号 | 令和3年度香美市一般会計補正予算(第13号) |
| 日程第10 | 議案第 | 14号 | 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第11 | 議案第 | 15号 | 令和3年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第12 | 議案第 | 16号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正 |

予算（第４号）

日程第13	議案第	17号	令和３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第14	議案第	18号	香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第	19号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	20号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第	21号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	22号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	23号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	24号	香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	25号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	26号	香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について
日程第23	議案第	27号	市有財産の無償貸付けについて
日程第24	議案第	28号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第25	議案第	29号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第26	議案第	30号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
日程第27	議案第	31号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第28	議案第	32号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
日程第29	議案第	33号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
日程第30	議案第	34号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第31	議案第	35号	第２次香美市振興計画基本計画の策定について
日程第32	議案第	36号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
日程第33	議案第	37号	高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について

日程第34 議案第 38号 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱
退することに伴う財産処分について

会議録署名議員

1 番、萩野義和君、2 番、山口 学君（審議期間第1日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は17人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

執行部から、提出議案第33号の資料の訂正の申し出がっておりますので、これを許可いたします。物部支所長、竹崎澄人君。

○物部支所長（竹崎澄人君） おはようございます。議案第33号、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定についての2ページ目、資料中の上から5行目の所在、香美市物部町大栃となっているところ、正しくは香美市物部町仙頭です。「大栃」を「仙頭」に修正をお願いいたします。なお、タブレットは修正後のデータに書き換えてございます。申し訳ございませんでした。

○議長（利根健二君） お諮りします。

ただいま申し出がありました、議案第33号の資料の訂正を許可することに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号の資料の差し替えを許可することに決定いたしました。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

これから議案質疑を行います。

日程第1、議案第5号、令和4年度香美市一般会計予算から、日程第13、議案第17号、令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）まで、以上13件を一括議題といたします。

これらの議案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第18号、香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

5番、笹岡 優君。

○5番（笹岡 優君） これは社会教育施設から体育館も含めてグラウンドを外すという形になって、管理が定住推進課まちづくり班となっていますが、補正でもありますが、もともとこれほっと平山が一括して指定管理を請けていましたよね、今後はどういう構想でいこうとしているのか。集落活動センターもできましたので、ボルダリングの関係も含めてありますが、その辺の全体計画をちょっと示していただきたいですが。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） お答えいたします。

新たに社会体育施設から移管いたしまして、地域交流施設ということでございます。

ほっと平山の宿泊施設、体育館、グラウンド、そして、集落活動センターの別館もございます。そこには特産品の加工場とかボルダリングもございます。それにより多目的な利用が可能となりまして、例えばドローン学校の講座とか、福祉、防災、健康づくりなどにおきまして、地域間の交流が活発になると予想されます。そして、また、より産業の振興、平山地域の活性化が図られるということで、条例改正をしておるところでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） そうなれば、全ての施設管理等を一括して株式会社ほっと平山がやるという方向の認識でえいでしょうか。

○議長（利根健二君） 定住推進課長、中山繁美さん。

○定住推進課長（中山繁美君） そのとおりでございます。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第19号、香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第20号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第21号、香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第22号、香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第23号、香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第24号、香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第25号、香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第26号、香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第27号、市有財産の無償貸付けについて、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第28号、香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第25、議案第29号、佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第26、議案第30号、香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第27、議案第31号、大井平体験実習館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 28、議案第 32 号、奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 29、議案第 33 号、ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 30、議案第 34 号、香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 31、議案第 35 号、第 2 次香美市振興計画基本計画の策定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 32、議案第 36 号、高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 33、議案第 37 号、高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 34、議案第 38 号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、日程第 1、議案第 5 号から日程第 34、議案第 38 号までの質疑は全て終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案審査付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りします。付託しました各案件は、3 月 15 日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、３月１５日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は３月１６日午前９時に開きます。

本日はこれで終了いたします。

（午前 ９時１１分 散会）

地方自治法第１２３条第２項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 4 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録（第 5 号）

令和 4 年 3 月 1 6 日 水曜日

令和4年香美市議会定例会3月定例会議会議録（第5号）

招集年月日 令和4年2月21日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 3月16日水曜日（審議期間第24日） 午前 8時58分宣告

出席の議員

1 番	萩 野 義 和	1 1 番	山 崎 晃 子
2 番	山 口 学	1 2 番	濱 田 百合子
3 番	舟 谷 千 幸	1 3 番	山 崎 龍太郎
5 番	笹 岡 優	1 6 番	山 本 芳 男
6 番	森 田 雄 介	1 7 番	比与森 光 俊
7 番	久 保 和 昭	1 8 番	小 松 紀 夫
8 番	小 松 孝	1 9 番	爲 近 初 男
1 0 番	島 岡 信 彦	2 0 番	利 根 健 二

欠席の議員

9 番 村 田 珠 美

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	法光院 晶 一	建 設 課 長	井 上 雅 之
副 市 長	今 田 博 明	農 林 課 長	川 島 進
総 務 課 長	川 田 学	商 工 観 光 課 長	石 元 幸 司
企 画 財 政 課 長	佐 竹 教 人	環境上下水道課参事	依 光 伸 枝
定 住 推 進 課 長	中 山 繁 美	環境上下水道課長	明 石 満 雄
防 災 対 策 課 長	日 和 佐 干 城	管 財 課 長	和 田 雅 充
税 務 収 納 課 長	明 石 清 美	ふれあい交流センター所長	猪 野 高 廣
市 民 保 険 課 長	植 田 佐 智	会計管理者兼会計課長	萩 野 貴 子
福 祉 事 務 所 長	中 山 泰 仁	《香北支所》	
健康介護支援課参事	横 山 和 彦	支 所 長	前 田 哲 夫
健康介護支援課長	宗 石 こずゑ	《物部支所》	
建 設 課 参 事	近 藤 浩 伸	支 所 長	竹 崎 澄 人

【教育委員会部局】

教 育 長	白 川 景 子	教 育 振 興 課 長	公 文 薫
教 育 次 長	秋 月 建 樹	生涯学習振興課長	黍 原 美 貴子

【消防部局】

消 防 長 宮 地 義 之

【その他の部局】

な し

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 一 圓 幹 生 議 会 事 務 局 書 記 横 田 恵 子
議 会 事 務 局 書 記 大 和 正 明

市長提出議案の題目

- | | | |
|-----|-----|--|
| 議案第 | 5 号 | 令和4年度香美市一般会計予算 |
| 議案第 | 6 号 | 令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算 |
| 議案第 | 7 号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算 |
| 議案第 | 8 号 | 令和4年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算 |
| 議案第 | 9 号 | 令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 議案第 | 10号 | 令和4年度香美市水道事業会計予算 |
| 議案第 | 11号 | 令和4年度香美市簡易水道事業会計予算 |
| 議案第 | 12号 | 令和4年度香美市下水道事業会計予算 |
| 議案第 | 13号 | 令和3年度香美市一般会計補正予算（第13号） |
| 議案第 | 14号 | 令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号） |
| 議案第 | 15号 | 令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号） |
| 議案第 | 16号 | 令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号） |
| 議案第 | 17号 | 令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第 | 18号 | 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 19号 | 香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 20号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 21号 | 香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 22号 | 香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 23号 | 香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 24号 | 香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 25号 | 香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第 | 26号 | 香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第 | 27号 | 市有財産の無償貸付けについて |
| 議案第 | 28号 | 香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について |

- | | | |
|-----|-----|--|
| 議案第 | 29号 | 佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について |
| 議案第 | 30号 | 香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 31号 | 大井平体験実習館の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 32号 | 奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 33号 | ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 34号 | 香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について |
| 議案第 | 35号 | 第2次香美市振興計画基本計画の策定について |
| 議案第 | 36号 | 高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について |
| 議案第 | 37号 | 高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について |
| 議案第 | 38号 | 高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について |
| 議案第 | 39号 | 令和3・4年度香美市市民グラウンド改修工事（土木工事）の請負契約の締結について |
| 議案第 | 40号 | 香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について |
| 同意第 | 1号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 2号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 3号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 4号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 5号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 6号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 7号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 8号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 9号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 10号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 11号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 12号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 13号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 14号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 15号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 16号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 17号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 18号 | 農業委員会委員の任命について |
| 同意第 | 19号 | 農業委員会委員の任命について |

議員提出議案の題目

- 発議第 1 号 香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 2 号 香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 3 号 香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 発議第 4 号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 意見書案第 1 号 高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 2 号 インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について
- 意見書案第 3 号 マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 4 号 保健所機能の充実をはかるよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 5 号 水道事業の基盤強化等を求める意見書の提出について

議事日程

令和 4 年香美市議会定例会 3 月定例会議議事日程

(審議期間第 2 4 日目 日程第 5 号)

令和 4 年 3 月 1 6 日 (水) 午前 9 時開議

- 日程第 1 議案第 5 号 令和 4 年度香美市一般会計予算
- 日程第 2 議案第 6 号 令和 4 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 予算
- 日程第 3 議案第 7 号 令和 4 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 予算
- 日程第 4 議案第 8 号 令和 4 年度香美市介護保険特別会計 (介護サービス事業勘定) 予算
- 日程第 5 議案第 9 号 令和 4 年度香美市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 6 議案第 1 0 号 令和 4 年度香美市水道事業会計予算
- 日程第 7 議案第 1 1 号 令和 4 年度香美市簡易水道事業会計予算
- 日程第 8 議案第 1 2 号 令和 4 年度香美市下水道事業会計予算
- 日程第 9 議案第 1 3 号 令和 3 年度香美市一般会計補正予算 (第 1 3 号)
- 日程第 10 議案第 1 4 号 令和 3 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 日程第 11 議案第 1 5 号 令和 3 年度香美市国民健康保険特別会計 (事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 12 議案第 1 6 号 令和 3 年度香美市介護保険特別会計 (保険事業勘定) 補正予算 (第 4 号)
- 日程第 13 議案第 1 7 号 令和 3 年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 14 議案第 1 8 号 香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を

			改正する条例の制定について
日程第15	議案第	19号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第	20号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第	21号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第	22号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第	23号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第	24号	香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第	25号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	26号	香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について
日程第23	議案第	27号	市有財産の無償貸付けについて
日程第24	議案第	28号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について
日程第25	議案第	29号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について
日程第26	議案第	30号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について
日程第27	議案第	31号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について
日程第28	議案第	32号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について
日程第29	議案第	33号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について
日程第30	議案第	34号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について
日程第31	議案第	35号	第2次香美市振興計画基本計画の策定について
日程第32	議案第	36号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について
日程第33	議案第	37号	高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について
日程第34	議案第	38号	高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について
日程第35	議案第	39号	令和3・4年度香美市市民グラウンド改修工事（土木工事）の請負契約の締結について

日程第36	議案第	40号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について
日程第37	同意第	1号	農業委員会委員の任命について
日程第38	同意第	2号	農業委員会委員の任命について
日程第39	同意第	3号	農業委員会委員の任命について
日程第40	同意第	4号	農業委員会委員の任命について
日程第41	同意第	5号	農業委員会委員の任命について
日程第42	同意第	6号	農業委員会委員の任命について
日程第43	同意第	7号	農業委員会委員の任命について
日程第44	同意第	8号	農業委員会委員の任命について
日程第45	同意第	9号	農業委員会委員の任命について
日程第46	同意第	10号	農業委員会委員の任命について
日程第47	同意第	11号	農業委員会委員の任命について
日程第48	同意第	12号	農業委員会委員の任命について
日程第49	同意第	13号	農業委員会委員の任命について
日程第50	同意第	14号	農業委員会委員の任命について
日程第51	同意第	15号	農業委員会委員の任命について
日程第52	同意第	16号	農業委員会委員の任命について
日程第53	同意第	17号	農業委員会委員の任命について
日程第54	同意第	18号	農業委員会委員の任命について
日程第55	同意第	19号	農業委員会委員の任命について
日程第56	発議第	1号	香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について
日程第57	発議第	2号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
日程第58	発議第	3号	香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第59	発議第	4号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
日程第60	意見書案第	1号	高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書の提出について
日程第61	意見書案第	2号	インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について
日程第62	意見書案第	3号	マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求める意見書の提出について
日程第63	意見書案第	4号	保健所機能の充実をはかるよう求める意見書の提出について

いて

日程第64 意見書案第 5 号 水道事業の基盤強化等を求める意見書の提出について

日程第65 議員派遣の件

会議録署名議員

1 番、萩野義和君、2 番、山口 学君（審議期間第 1 日目に審議期間を通じ指名）

議事の経過

(午前 8時58分 開議)

○議長（利根健二君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前に御報告いたします。9番、村田珠美さんは、欠席という連絡がありました。

本日の会議の日程等につきましては、昨日、議会運営委員会が開催されております。協議結果につきまして、議会運営委員会委員長、比与森光俊君より協議結果報告書が提出されておりますので、御覧いただきたいと思います。

議事日程は、タブレットに掲載のとおりです。

日程第1、議案第5号、令和4年度香美市一般会計予算から日程第34、議案第38号、高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分についてまで、以上34件を一括議題といたします。

初めに、3月7日、8日、15日に開催されました、予算決算・総務・教育厚生・産業建設常任委員会での審査結果は、タブレットに掲載しました委員長報告書のとおりでございます。

これから、常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議案第5号から日程第34、議案第38号までの34件を一括して採決いたします。

以上34議案に対する委員長の報告は可決であります。34議案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第5号外33件は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第35、議案第39号、令和3・4年度香美市市民グラウンド改修工事（土木工事）の請負契約の締結についてから、日程第64、意見書案第5号、水道事業の基盤強化等を求める意見書の提出についてまでの30件は、追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、日程第35、議案第39号から日程第64、意見書案第5号までの30件の案件は、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第35、議案第39号、令和3・4年度香美市市民グラウンド改修工事（土木工事）の請負契約の締結についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） おはようございます。

地方自治法第96条第1項第5号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、令和4年2月17日入札執行、令和4年2月24日仮契約の、令和3・4年度香美市市民グラウンド改修工事、契約金額2億3,969万円の工事請負契約につきまして、御審議をお願いするものでございます。入札の結果につきましては、2ページのとおりとなっております。

なお、詳しい事業内容の御質問等がございましたら、生涯学習振興課長よりお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これより本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 少し伺いたいんですが、結構参加業者が多かったということで喜ばしいことかもしれませんが、制限付きでやられたんですけど、制限の内容はどのような制限をかけたのかということ。それと、やはりくじ引が非常に多かったと。実際、現状はソフトに入れたら、ばっと大体同様の金額が出てくるようなシステムになっていると思うんですけど、やっぱり市内業者に仕事が回るということも一つの考え方と思いますが、そこら辺も踏まえて、多くてよかったという部分はあるんですが、工事的には平場で工事もしやすいような環境と思いますが、そこら辺の背景をちょっと説明していただきたいんですけど。

○議長（利根健二君） 管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） お答えいたします。

県内近隣市町村のA級業者と、市内業者の制限付一般競争入札となっております。くじ引につきましては、近年、設計書の中身で分からない点については公表単価を使っておりますし、もう土木業者も積算システムを持っておりますので、金額が変わらない範囲で計算できるため、ほぼくじ引となります。市内業者だけでもやれなかったらどうかという御意見もあるんですが、やはり今回参加いただいた、香美市内に本社がございます業者は2者（後に「4者で、くじ引まで残った業者が2者」と訂正あり）しかおらんということで、指名基準から言いますと2者ではちょっと不足ということもございまして、今回こういうような形をとらせていただきました。

以上です。

- 議長（利根健二君） 13番、山崎龍太郎君。
- 13番（山崎龍太郎君） 1点確認したいのは、市内業者もA級ということなのか。それと、設計のほかに仕様とかを業者に注文をかけたと、議案細部説明書にもちょこちょこ書かれていますけど、ここはこうしてもらいたいとか、そういう注文的なものがあったのかどうか。
- 議長（利根健二君） 管財課長、和田雅充君。
- 管財課長（和田雅充君） 市内はA級の業者になっております。それから、地元業者から直接私のほうへ何か陳情があったとかいうことはありませんでした。
- 以上です。
- 議長（利根健二君） ほかにありませんか。
- 5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） 1つは、この2ページ目のグラウンド改修工事の中身について、ちょっと説明いただきたいと思いますが、土工から雨水排水工も含めて、ちょっとどういう工事になっていくのか、その説明があればちょっとお願いしたいですが。
- 議長（利根健二君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） お答えいたします。
- 元鏡野中学校のプールがありましたが、そちらのほうはもう解体して済んでおります。その部分がグラウンドとして広がりますので、南側フェンス以外のフェンスを広げて、高くして、照明をLED化（後に「LED化は今回の工事には含まれない」と訂正あり）、テニスコートを人工芝にし、排水があまりよくないところですので排水工事をさせていただこうと思っております。
- 以上です。
- 議長（利根健二君） ほかにありませんか。
- 5番、笹岡 優君。
- 5番（笹岡 優君） 個々の工事の金額的な関係は出ないという認識でいいでしょうか。それで、15者ということは、何か上限を15者に決めておったわけじゃないのでしょうか、その辺はどうでしょうか。
- 議長（利根健二君） 管財課長、和田雅充君。
- 管財課長（和田雅充君） お答えいたします。
- 制限付一般競争でございますので、上限はございません。
- 以上です。
- 議長（利根健二君） ほかにありませんか。
- 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。
- 生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 先ほど、照明をLED化すると言いましたけど、それは電気工事になりますので別の入札になります。そこは今回の工事には含まれておりません。すみません。

○議長（利根健二君） ほかにありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） そしたら、今後市民グラウンドの関係等は、この工事以外にまだ電気工事関係があると。それで大体終わりという認識でえいんでしょうか。その辺をちょっとお願いします。

○議長（利根健二君） 生涯学習振興課長、黍原美貴子さん。

○生涯学習振興課長（黍原美貴子君） 先ほど言いました電気工事と、あと、多目的トイレと女子トイレを別に建てる予定をしております。

以上です。

○議長（利根健二君） 基本的に質疑は契約に関することに限りますので、よろしく願いいたします。

ほかにありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 39 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 36、議案第 40 号、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

まず、執行部から提案理由の説明を求めます。商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの期間の指定管理者の指定につきまして、御審議をお願いするものでございます。指定管理者の概要につきましては、2 ページのとおりとなっております。また、議案細部説明書には、指定管理者の選定について記載しておりますので御確認ください。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

これより本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

11 番、山崎晃子さん。

○11 番（山崎晃子君） 議案細部説明書にもありますけれども、公募を行ったという事で、その状況はここ 1 者だったのか。それから、選定評価委員会を設置してここ

に決まったということですのでけれども、こういった内容で評価をされたのか。そのあたりをお聞きいたします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 応募につきましては、事前に現地説明会を行いました。現地説明会には8者参加していただきましたが、実際応募していただいたのは2者になっております。選定評価委員会で一次審査を行いまして、2者ともが点数をクリアしていましたので、二次審査に移らせていただきました。2回目の審査におきまして事業計画等のプレゼンテーションを行っていただき、最終1者を候補として決定しております。評価基準につきましては、申請団体の規模であるとか、経営状況、事業経験、基本方針に対する回答、あとは事業計画、収支計画などを総合的に判断して決定しております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

1番、萩野義和君。

○1番（萩野義和君） 2点。

まず、選定評価委員会を設置されたということですが、委員会のメンバーはどのようなメンバーでございましたか。それから、この会社はどのような会社でございますか。

○議長（利根健二君） 休憩いたします。

（午前 9時13分 休憩）

（午前 9時13分 再開）

○議長（利根健二君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 選定評価委員会のメンバーにつきましては、委員長は今田副市長、委員は高知県商工会連合会の経営支援コーディネーターである石丸様、市の職員である企画財政課の佐竹課長、香北支所の前田支所長、あと、商工観光課の石元の5人になっております。

こちらの会社につきましては、香北町内でカメラ屋さんと喫茶店を営んでいるラフデ IPP という会社になっております。メインの事業につきましては、やはり写真撮影及び喫茶店等になっておりますが、最近は自然を生かした体験学習とかにも力を入れている会社です。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

13番、山崎龍太郎君。

○13番（山崎龍太郎君） 日ノ御子公園キャンプ場に対しては、いろいろ改修とかにお金も入れてきたわけですが、1点目には、実際、今までの指定管理者が辞退された

から今回の公募に至るということですわね。今までの指定管理についてどのような見解を持っているのかを聞きたいということ。それと、プレゼンテーションをされたということで、いろいろ提案されて、まあ２者ですけれども、そこで話があったと思うんですけど、今後、また日ノ御子関係で予算を投じて、こういうことをしたいんやと、建設的な部分やったらえいと思うんですけど、やっぱりそこら辺のところに対してどのような評価をされたのか。この２点についてお尋ねします。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 現在、指定管理をしていただいている香北ふるさとみらいにつきましては、香北ふるさとみらいが考えている日ノ御子公園キャンプ場でのお客様サービスの仕方と、香美市が求めている営業方法について、少し隔たりがあったように認められます。香美市としましては、より多くの方に香美市を訪れていただいて、日ノ御子公園キャンプ場で楽しんでもらいたいという思いがあったんですが、香北ふるさとみらいとしましては、美良布でやられているホテル同様、おもてなし、しっかりお客様に楽しんでもらうという考えがどうしてもございまして、人件費等のところで経営が難しくなったと聞いております。新しく４月から指定管理をお願いしたいと思っていますこの会社につきましては、シーズンを通しての営業、もちろんバンガローとかバーベキューもあわせてですが、カフェとかの運営も考えられていますし、あと、イベントとして、いろんな季節ごとのワークショップとかも考えられておりますので、従来どおりのキャンプ場でバーベキューをして泊まっていくだけではなくて、より多くの方が訪れるチャンスが広がっていくのではないかと考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） １３番、山崎龍太郎君。

○１３番（山崎龍太郎君） 実際、現状ある施設の改修も終えた中で指定管理をしていくと。これがまた後からどんどん予算を入れていかんといかんというたら、まあ、その人の考え方にもよると思うけど、実際そこら辺が、今までも指定管理したあいで、いっぱい予算を投じてきたホテルの例でもありますわね。そこの手順というか、そこら辺は整合性を持たすようにすべきだと思います。

それと、シーズンを通して営業されるということはすごく望ましいことと思います。やっぱりそこら辺について人員的な部分をちょっと心配したりもするんですけど、頑張ってくれとは思いますが、そこら辺についてのお考えをお聞かせください。

○議長（利根健二君） 商工観光課長、石元幸司君。

○商工観光課長（石元幸司君） 計画書及びプレゼンテーションの中で、人員的にはしっかりとしたものがあるって、その計画に対しても無理がないものと認められていますので、大丈夫と考えております。

あと、指定管理料につきましても、これから不測の事態があったときには対応すべきと思いますが、現状計画に沿ったものでやっていただくように考えております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田です。

この指定管理のエリアで、キャンプ場が上にありますけど、仲良橋辺りの下の河川と
いいですかね、あの辺りに、泳いだ後にちょっとトイレをするところがあるんですけども、
そこも含めて指定管理者の方に管理をお願いするということになっているんでしょうか。
もしそうなれば、環境事業とここに書かれており、先ほど課長からもワークショップ
なんかを考えられているということでしたけど、やはりあそこはきれいな水というの
が売りだと思うんですよね。だから、そういう意味で考えますと、ちょっと私が懸念して
いるのは、今ちょっと上流にはまだ不法投棄も続いているので、地域の方がより目に付く
環境をよくするということでは、この辺りの河川のことも含めまして指定管理者にお話も
されているのかどうか。その辺りはちょっと心配するところでもあるので、分かる範囲で
お願いします。

○議長（利根健二君） 建設課長、井上雅之君。

○建設課長（井上雅之君） お答えいたします。

河川に関しましては県管理となります。河川としての管理は、県に今後をお願いをせ
ないかんという形で認識しています。ただし、こういう全体的なエリアでの管理という
形になったため、今後協議してよりよい方向、やはり子供たちが遊べる場を大事にして
いかなければならないと思いますので、今後の協議課題とはなっておりますが、県と一
緒に進んでいかなければならないと考えています。上流部の不法投棄につきましては、
エリアでの指定管理になりますので、河川としてもできること、各部署がそれに向けて
検討していかなければならない課題という形になっております。

以上です。

○議長（利根健二君） ほかに質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

先ほどの議案第39号について、答弁の一部訂正がありますのでよろしくお願ひいた

します。管財課長、和田雅充君。

○管財課長（和田雅充君） 市内業者の参加が何者であったかと、山崎龍太郎議員から御質問がありまして、私が「２者」とお答えいたしました４者でして、そのうち、「くじ引まで残った業者が２者」ということでございます。訂正させていただきたいと思います。

○議長（利根健二君） よろしいでしょうか。会議規則第６５条の規定によりこれを許可いたします。

日程第３７、同意第１号、農業委員会委員の任命についてから、日程第５５、同意第１９号、農業委員会委員の任命についてまで、以上１９件を一括議題といたします。

執行部から提案理由の説明を求めます。総務課長、川田 学君。

○総務課長（川田 学君） それでは、同意第１号から同意第１９号まで一括で説明させていただきます。

同意第１号、農業委員会委員の任命について

下記の者を農業委員会の委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和２６年法律第８８号）第８条第１項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 香南市野市町西野５０８番地１２

氏 名 五百蔵純太

生年月日 昭和３０年２月５日

同意第２号

住 所 香美市土佐山田町神通寺３１７番地

氏 名 岡田修一

生年月日 昭和３４年１０月２３日

同意第３号

住 所 香美市物部町大栃１３９６番地

氏 名 岡本博臣

生年月日 昭和２９年６月２３日

同意第４号

住 所 香美市土佐山田町下ノ村４７７番地

氏 名 門脇義人

生年月日 昭和４１年６月２８日

同意第５号

住 所 香美市土佐山田町西本町３丁目１番３２号

氏 名 上島陽子

生年月日 昭和４６年１１月３日

同意第６号

住 所 香美市香北町美良布 1 5 4 1 番地
氏 名 小松和啓
生年月日 昭和 2 7 年 9 月 1 6 日
同意第 7 号

住 所 香美市物部町久保高井 1 6 8 番地
氏 名 竹平豊久
生年月日 昭和 2 4 年 1 月 2 6 日
同意第 8 号

住 所 香美市香北町永野 2 7 6 番地
氏 名 竹村純吉
生年月日 昭和 2 3 年 5 月 2 日
同意第 9 号

住 所 香美市土佐山田町植 7 2 7 番地 1
氏 名 堤 昭雄
生年月日 昭和 3 2 年 1 2 月 2 0 日
同意第 1 0 号

住 所 香美市土佐山田町 1 0 3 3 番地 1
氏 名 西岡 久
生年月日 昭和 2 3 年 8 月 5 日
同意第 1 1 号

住 所 香美市土佐山田町山田 1 6 5 6 番地
氏 名 西村広幸
生年月日 昭和 3 2 年 7 月 2 9 日
同意第 1 2 号

住 所 香美市土佐山田町 1 6 8 3 番地 2
氏 名 原 心一
生年月日 昭和 2 2 年 1 月 3 0 日
同意第 1 3 号

住 所 香美市土佐山田町佐野 8 6 2 番地 2
氏 名 藤原新市
生年月日 昭和 2 7 年 1 0 月 1 日
同意第 1 4 号

住 所 香美市土佐山田町新改 2 1 5 番地 3
氏 名 三木克司
生年月日 昭和 3 4 年 1 0 月 2 0 日
同意第 1 5 号

住 所 香美市香北町日ノ御子 3 6 7 番地 2

氏 名 三谷富重

生年月日 昭和 3 1 年 7 月 2 5 日

同意第 1 6 号

住 所 香美市香北町西川乙 2 3 4 7 番地 1

氏 名 宗石大輔

生年月日 昭和 5 6 年 7 月 2 8 日

同意第 1 7 号

住 所 香美市土佐山田町杉田 4 5 3 番地

氏 名 森田良彦

生年月日 昭和 3 2 年 5 月 8 日

同意第 1 8 号

住 所 香美市物部町大栃 2 5 7 0 番地

氏 名 山内 茂

生年月日 昭和 2 8 年 5 月 1 4 日

同意第 1 9 号

住 所 香美市物部町大栃 2 3 5 9 番地

氏 名 山崎 彰

生年月日 昭和 3 5 年 1 月 1 9 日

令和 4 年 3 月 1 6 日提出、香美市長 法光院晶一

なお、経歴は参考資料のとおりですので御覧ください。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（利根健二君） 説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、香美市議会運営申し合わせ事項第 6 項第 2 号の規程により質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これから、同意第 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第 1 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 2 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第3号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第4号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第5号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第6号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第7号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第8号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第9号は、原案のとおり

同意することに決定いたしました。

次に、同意第１０号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第１０号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第１１号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第１１号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第１２号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第１２号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第１３号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第１３号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第１４号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第１４号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第１５号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第１５号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第１６号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第１６号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 17 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第 17 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 18 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第 18 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、同意第 19 号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、同意第 19 号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 56、発議第 1 号、香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第 59、発議第 4 号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてまで、以上 4 件を一括議題といたします。

【発議第 1 号から発議第 4 号 巻末に掲載】

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第 1 号から発議第 4 号までの 4 件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、発議第 1 号外 3 件は、原案のとおり可決されました。

日程第 60、意見書案第 1 号、高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第 1 号 巻末に掲載】

これから本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

5 番、笹岡 優君。

○5 番（笹岡 優君） 5 番、笹岡 優です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第 1 号、高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

先日、物部町で高齢者の方から、とにかく暮らしを安定させてほしい。特に、バスの便が変わって高知大学医学部附属病院などへの病院通い、また、買い物には車に頼るしかない。しかし、この間のガソリン代はばかにならないと言われました。高騰するガソリン価格に悲鳴の声が上がっています。田舎に行けば行くほど公共の交通機関がなく、車に頼るしかありません。それなのに、製油所が遠い、タンクローリーで運ぶのに経費がかかると、ガソリン価格が高止まりで推移してきました。そこに、今回のコロナ感染症拡大と、ロシアのウクライナ侵略などによる国際情勢の緊迫化が拍車をかけて、暴走的に高騰し続けています。

しかし、見過ごしてはならないのは本質の問題点です。ガソリン価格は、ガソリン税本則とガソリン税暫定、石油税と消費税がかかります。このガソリン税暫定の 1 リットル当たり 25.1 円は、ガソリン税の本則税率に臨時的に上乗せしてきたもので、本来やめるべきものです。それが 2010 年、同額分の特例税として一般財源化され、今日でも上乗せされています。今、ガソリン価格の高騰は、原材料費や穀物価格の高騰とも相まって、食料品から日用品に至る高騰を招き、市民生活を直撃しています。そんな深刻な時だからこそ税の上乗せをやめるべきではないでしょうか。

また、近年の原油価格の暴走的な高騰の主犯とも言える、国際的な投機資金の流入マネーゲームを、国際的に規制するルール確立は待ったなしとなっています。

ガソリンスタンドの経営も大変です。2016 年、平成 28 年に経済産業省石油流通課等が実施した「SS 過疎地実態調査」で、今後の事業継続の意思について未定と答えた方が 19%、廃業を考えている方が 9%にも上り、給油所運営の課題として、燃料油販売量減少が 73%、粗利益減少が 65%と、経営不振が深く進行していることを直視する必要があります。また、ガソリンスタンドの地下タンク老朽化が廃業への引き金となっています。土佐山田町でも以前は 10 件以上のガソリンスタンドがあったのではないのでしょうか。それが今 2 件しかありません。

気候変動対策や脱炭素の視点を考えれば、ガソリン消費を削減することは今後必要不可欠な課題だとは思いますが、しかし、環境にやさしいエネルギーへの転換を促進する

ためにも、地域のエネルギー供給施設が果たす役割と、課税の二重、三重構造の在り方を総合的に見直す必要性を指摘しまして、本意見書の賛成討論とさせていただきます。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第1号は、否決されました。

日程第61、意見書案第2号、インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第2号 巻末に掲載】

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、濱田百合子さん。

○12番（濱田百合子君） 12番、濱田百合子です。日本共産党とくらしと福祉を守る会を代表して、意見書案第2号、インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）に賛成の立場で討論をいたします。

政府は、複数税率になると、正しく納税の計算がされたかどうか帳簿だけではチェックできないなどということを口実に、インボイス制度導入を決めました。しかし、食料品などに軽減税率が適用され計算が複雑になったといえ、売上げと仕入れを税率別に二つに分けて計算するわけで、帳簿方式でも十分可能で、実際、課税事業者は、今回の申請も帳簿方式で納税額の計算が行われています。インボイス導入の政府の口実は破綻しております。

本制度が導入されれば、仕入れ税額控除を行うためには、事前登録を行った適格請求書発行事業者が発行した適格請求書、あるいは適格簡易請求書のみが税額控除の要件を満たす原始資料となります。2023年3月までに登録申請するかしないかを決めなければならないのに、免税事業者に至ってはそのことすら知らない現状があります。

また、免税事業者は、登録申請を行い適格請求書が出せる課税事業者となったとしても、インボイス制度に準じた体制を整え、事務を行い、消費税を支払い、資料は7年間保存の義務も負うことになります。零細事業者は、この新たな負担に対応できるでしょうか。高齢の事業者等は廃業せざるを得ない状況に追い込まれています。全国500万件の対象事業者に多大な影響を与え、地域産業を疲弊させることは確実です。

政府は、小規模企業振興基本法を踏まえ、小企業等の果たしている役割に対し、正当な評価のもと、地域循環型経済の守り手である事業者の、事業の存続を脅かすインボイス制度は、実施を延期するべきであると申し上げ、賛成討論とします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第2号は、否決されました。

日程第62、意見書案第3号、マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第3号 巻末に掲載】

これから本案の質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

11番、山崎晃子さん。

○11番（山崎晃子君） 11番、山崎晃子です。私は、マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

日本の年金制度は、1961年4月から国民皆年金制度として、年金保険料の支払いが義務化されてきました。しかし、1985年に労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律がつくられ、また、国鉄、電電公社など

国家公務員が支える３公社５現業が民営化され、公務労働が合理化、不安定雇用化になり、年金財源を支える底辺のベースが崩されてきました。

その一方で、全国や須崎市にも建設されていたグリーンピアなど、施設建設や運営、為替などへの投機で、巨額の年金積立金の浪費を重ねてきました。消えた年金など、国民から預かった年金保険料の不透明な管理も問題になってきました。

今、国民、市民から預かった年金保険料を管理する年金積立金管理運用独立行政法人（ＧＰＩＦ）には、２００兆円もの資産が眠っています。一部を取り崩せば年金額の増額も年金保険料の軽減も可能です。それが、なぜ下がり続ける年金額の削減になるのでしょうか。コロナ禍で苦しんでいる市民に、これ以上の不安を増やす方向は間違っています。

年金支給額は、２０１３年から２０２１年までの単純計算で、実質マイナス６．５％になっています。先日も報道されていましたが、日本国民の収入に占める税金と社会保険料の負担が、４８％になっていることも考慮する必要があります。消費税も国民が払っており、それを含めたら約６７％も社会を支える負担を行っているのです。そのことも顧みず、不安定雇用を拡大すればするほど、賃金を抑えれば抑えるほど年金が引き下げられる仕組みは、本当におかしいのではないのでしょうか。

今、資本金１０億円以上の大企業の内部留保のお金は、２０１２年から２０２０年の８年間に１３０兆円も増え、総額４６６兆円にもなっている事実を直視すべきときです。この内部留保に適正な課税を行うとともに、各大企業が従業員への賃上げを行えば、年金を支える財源が生まれてきます。同時に、大企業にとっても経費で落とせて、税負担が軽減されますのでメリットがあります。

現役世代にとっても、親の年金が不安定になれば、家族全体の不安、負担にもつながります。また、自分の子供の子育て、教育費負担も重なり、少子化に拍車がかかる悪循環に陥っていることを指摘し、本意見書への賛成討論といたします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第３号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第３号は、否決されました。

次に、日程第６３、意見書案第４号、保健所機能の充実をはかるよう求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第４号 巻末に掲載】

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がありますので、まず初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

6番、森田雄介君。

○6番（森田雄介君） 6番、森田雄介です。日本共産党及びくらしと福祉を守る会を代表しまして、意見書案第4号、保健所機能の充実をはかるよう求める意見書（案）に賛成の立場で討論を行います。

全日本自治団体労働組合は、新型コロナウイルス対応に当たる保健所職員らに、昨年11月から今年1月に労働実態アンケートを実施しました。その結果によると、約23%が月80時間以上の時間外労働を経験し、約36%が自身に鬱的な症状があったと答えています。過重労働の蔓延が浮き彫りになりました。同組合の平山春樹衛生医療局長は、職場全体の人員増が不可欠だと訴えています。また、鬱的な症状が一昨年調査時の23%より増えているのは、コロナ対応の長期化が上昇原因ではないかと分析しております。感染拡大の前後で増えた業務を聞くと、電話対応が最多であり、その次に事務作業、積極的疫学調査となっております。2年を超えても新型コロナウイルス禍の収束が見通せない中、保健所で働く職員らが過重労働に苦しめられています。

2月25日の参議院予算委員会で、保健所の業務逼迫は深刻、保健所の体制強化にどう取り組んできたかとの質問に、田村厚生労働大臣は、2年かけて感染症対応の保健師を2,700人増員すると答弁しました。しかし、この数は保健所1か所当たり保健師2人にすぎません。体制強化とは言えないのではないのでしょうか。

意見書案で述べているように、保健所の数は減少し、広域化によりコロナ感染者の情報が共有できず、自宅療養している方への食料提供など、迅速な対応ができにくくなる状況があります。崩壊しない公衆衛生、医療体制が必要です。

高知県は今回、第6波感染爆発の対応で、保健所の負担軽減のため、夜間と休日の健康観察を民間に委託し、自宅療養の健康相談に当たる医師がオンライン診療も開始したとの報道もありました。本市も、これまでの第1波から第5波を上回る感染者を出しています。県下では、学校や保育園、幼稚園などが休園や休校となったり、家庭内感染が増えたりしました。事業所、福祉施設等で感染者が発生しても、濃厚接触者に対する支援や検査等は各事業所、施設に任せられ、本来保健所がすべき機能を果たせていません。市中の薬局での抗原検査キットは足りず、症状があれば受診してPCR検査が受けられますが、不安なまま自宅療養を余儀なくされております。

また、今年１月から診療報酬の点数が下げられていて、医療機関でＰＣＲ検査をしても赤字になるという声も聞きます。問題点を教訓にして解決策を打たなければ、第７波、第８波も同じことの繰り返しになるのではないのでしょうか。

以上のことから、保健所の専門職員を増員するための経費を地域の実情や自治体からの要請を踏まえて財政措置し、保健所機能の一層の充実を図るよう求め賛成討論とします。

○議長（利根健二君） ほかに討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第４号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 起立少数であります。よって、意見書案第４号は、否決されました。

次に、日程第６４、意見書案第５号、水道事業の基盤強化等を求める意見書の提出についてを議題といたします。

【意見書案第５号 巻末に掲載】

これから本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「なし」という声あり

○議長（利根健二君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、意見書案第５号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（利根健二君） 全員起立であります。よって、意見書案第５号は、原案のとおり可決されました。

日程第６５、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。議員派遣の件について、タブレットに掲載のとおり議員を派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、タブレットに掲載のとおり派遣することに決定いたしました。

この際、お諮りいたします。ただいま決定しました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任をお願いしたいと思いますが、これ

に御異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（利根健二君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

以上で今期定例会議に付された事件は全て議了いたしました。

それでは、定例会議終了に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

開会時には、ツクシが芽吹く頃で、少し肌寒い季節でありましたが、桜の開花も間近となるなど、穏やかな日差しを感じる春らしい気候となつてまいりました。

2月21日に開会しました、令和4年香美市議会定例会3月定例会議は、本日までの24日間でしたが、令和4年度香美市一般会計予算など、議案36件、報告1件、同意19件、決議1件、発議案4件、意見書案5件におきまして、それぞれ議員各位の慎重な審査と審議がなされました。執行部におかれましては、市政発展、市民生活向上を目指し、誠実に積極的に取り組んでいただきたいと思います。

また、一般質問では、11人の議員がそれぞれの立場で市政全般にわたり真剣に質問がなされました。しっかり精査をしていただき、行政運営に生かしていただきたく思います。

本日で3月定例会議は閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして各段の御協力を賜り、予定の日程どおり閉会できますことに感謝とお礼を申し上げます。

コロナ感染症対策として3回目のワクチン接種を終えられた方も多いと思いますが、現在の感染者数を見ると、消毒、マスク、3密を避けるなどの予防は、今後とも気を緩めることなく着実な対応を取っていただきますようお願いいたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。市長、法光院晶一君。

○市長（法光院晶一君） 令和4年香美市議会定例会3月定例会議閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

2月21日に開会いたしました3月定例会議も、利根議長の円滑なる議会運営によりまして、本日閉会の運びとなりました。本定例会議には多くの議案を提案いたしました、その全ての議案につきまして慎重かつ適切に、それぞれ御審議、御決定を賜りました。厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

ただいま、利根議長からも御発言がありましたように、今後適切な行政事務執行に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本定例会議一般質問では、憲法問題をはじめ、コロナ対策、中山間対策、インボイス問題、市街化調整区域の規制緩和、新工業団地の整備、道の駅整備、農林業振興など幅広く御質問、御提案をいただきました。どの質問も、どの御提案も、それぞれ香美市行政の推進にとりまして重要な内容であり、香美市発展のために、さらに議論を深めなければならないものばかりであると受け止めております。今後、関係機関をはじめ、専門

知識を有する方々などの御意見も伺い、庁内協議、研究を進めてまいりたいと考えております。

本定例会議が開会した頃の厳しい寒さも遠のき、春暖の候、桜の開花がいとど待たれる季節となりました。市民の皆さんが安心して郊外に出かけられ、思う存分に季節を楽しむように、コロナが1日も早く収束することを心から願うところであります。

結びに、皆様の御健勝と一層の御活躍を心より祈念申し上げまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。皆さん、誠にありがとうございました。

○議長（利根健二君） ありがとうございました。

以上をもちまして、3月定例会議を終了し、令和4年香美市議会定例会を散会いたします。

（午前10時00分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

令和 4 年香美市議会定例会

3 月定例会議会議録

巻 末 掲 載 文 書

令和4年香美市議会定例会3月定例会議審議期間予定表

3月定例会議

審議期間	月日(曜日)	会 議 等		
	2月16日(水)		AM9:30	議会運営委員会
	17日(木)			
	18日(金)			
	19日(土)			
	20日(日)			
第1日	2月21日(月)	本会議	AM9:00	審議期間の決定、会議録署名議員の指名、諸般の報告・議長の報告・市長の行政の報告及び議案提案・提案理由の説明
第2日	22日(火)	休 会		【一般質問通告期限(午前9時)・抽選(午後1時)】
第3日	23日(水)	休 会		休日、議案精査のため
第4日	24日(木)	休 会		議案精査のため
第5日	25日(金)	休 会		〃
第6日	26日(土)	休 会		休日、議案精査のため
第7日	27日(日)	休 会		〃
第8日	28日(月)	休 会		議案精査のため
第9日	3月1日(火)	休 会		〃 ※山田高校卒業式
第10日	2日(水)	本会議	AM9:00	一般質問①
第11日	3日(木)	本会議	AM9:00	一般質問②
第12日	4日(金)	本会議	AM9:00	一般質問③、会派代表者会議
第13日	5日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第14日	6日(日)	休 会		〃
第15日	7日(月)	本会議	AM9:00	議案質疑・委員会付託、予算決算常任委員会、総務常任委員会・分科会
第16日	8日(火)	休 会	AM9:00	教育厚生常任委員会・分科会
			PM1:30	産業建設常任委員会・分科会
第17日	9日(水)	休 会		議案審査整理のため
第18日	10日(木)	休 会		〃
第19日	11日(金)	休 会		〃 ※中学校卒業式
第20日	12日(土)	休 会		休日、議案審査整理のため
第21日	13日(日)	休 会		〃
第22日	14日(月)	休 会		議案審査整理のため
第23日	15日(火)	休 会	AM9:00	予算決算常任委員会(議員のみ出席)
			AM9:30	議会運営委員会
第24日	16日(水)	本会議	AM9:00	議案採決(付託議案の報告～採決)

補正予算・議案審査

3月 7日(月)	予算決算常任委員会	議案第5・6・7・8・9・10・11・12・13・14・15・16・17号
	総務常任委員会	議案第18・19・20・25・27・31・32・33・35・36・37・38号
3月 8日(火)	教育厚生常任委員会	議案第21・22・23・28・29・34号
	産業建設常任委員会	議案第24・26・30号

当初予算審査

3月 7日(月)	総務分科会	議案第5号
3月 8日(火)	教育厚生分科会	議案第5・6・7・8・9号
	産業建設分科会	議案第5・10・11・12号
3月15日(火)	予算決算常任委員会	議案第5・6・7・8・9・10・11・12号

委員会審査結果一覧表

1. 議 案 関 係

事件の番号	件 名	所管委員会	審査結果	備 考
議案第5号	令和4年度香美市一般会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第6号	令和4年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第7号	令和4年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第8号	令和4年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第9号	令和4年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第10号	令和4年度香美市水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第11号	令和4年度香美市簡易水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第12号	令和4年度香美市下水道事業会計予算	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第13号	令和3年度香美市一般会計補正予算（第13号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第14号	令和3年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第15号	令和3年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第16号	令和3年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第17号	令和3年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	予算決算常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第18号	香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第19号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第20号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第21号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第22号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
議案第23号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第24号	香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第25号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第26号	香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第27号	市有財産の無償貸付けについて	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第28号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第29号	佐古藪ふれあいセンターの指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第30号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリーかほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第31号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第32号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第33号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第34号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	教育厚生常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第35号	第2次香美市振興計画基本計画の策定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第36号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第37号	高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
議案第38号	高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成

決議案第 1 号

ロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議について

地方自治法第 112 条及び香美市議会会議規則第 14 条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

令和 4 年 3 月 2 日提出

香美市議会議長 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 爲近初男

賛成者 香美市議会議員 小松紀夫 賛成者 香美市議会議員 笹岡 優

賛成者 〃 山崎龍太郎 賛成者 〃 森田雄介

賛成者 〃 比与森光俊 賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 山口 学 賛成者 〃 舟谷千幸

賛成者 〃 山本芳男 賛成者 〃 村田珠美

賛成者 〃 萩野義和 賛成者 〃 山崎晃子

賛成者 〃 小松 孝 賛成者 〃 濱田百合子

賛成者 〃 久保和昭

ロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議

ロシアは2月24日、一方的に「独立」承認したウクライナの東部地域にロシア軍を侵入させるとともに、ウクライナ各地の都市や軍事施設などへの攻撃を開始し、多くの人命が奪われています。

他の国の主権、領土を侵す暴挙で、国連憲章に基づく平和の国際秩序そのものを根底から突き崩すものです。

グテーレス国連事務総長も「近年で最も深刻な世界平和と安全保障の危機」と表明しました。

国連憲章は二度の大戦の教訓の上に他国への侵略を禁じ、紛争の平和的解決を加盟国に義務づけています。

その国連の常任理事国ロシアの無法なウクライナ侵略は断じて許されません。

よって、香美市議会は、このロシアのウクライナへの侵略に強く抗議するとともに、ただちに侵略をやめ、軍をウクライナ領内から無条件で撤退させるよう強く求めます。

以上、決議します。

令和4年3月2日

高 知 県 香 美 市 議 会

発議第 1 号

香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和 4 年 3 月 1 6 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 比与森 光 俊

香美市議会基本条例の一部を改正する条例

香美市議会基本条例（平成２４年香美市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

前文中「香美市民から直接選ばれた議員」を「香美市民（以下「市民」という。）から直接選ばれた議員」に、「同じく香美市民」を「同じく市民」に改め、「多人数による」を削る。

第２条第２項中「議会内での申合せ事項」を「議会に関する条例等」に改める。

第５条第４項中「議会及び議員の政策立案能力を強化するとともに」を「政策立案能力を強化し、」に改める。

第６条第１項中「議員と市民が」を「市民と」に改める。

第７条第２項を次のように改める。

２ 一般質問は、市政全般にわたり、論点及び争点を明確にして行うこととする。

第８条の見出しを「（審議における論点整理等）」に改め、同条中「論点情報を形成し、その政策水準を高める」を「論点を整理し、その政策を深める」に改め、同条第５号中「総合計画」を「香美市振興計画」に改める。

第９条の見出しを「（予算及び決算の審議、市長の所信表明）」に改め、次の１項を加える。

２ 議会は、市長が当初予算案を上程する場合には、所信表明を求めるものとする。

第１０条中「市政の運営」を「市政運営」に改め、同条第１号中「振興計画」を「香美市振興計画」に改める。

第１１条の見出し中「合意形成」を「議会運営」に改め、同条第２項を次のように改める。２ 議会は、本会議及び委員会において、議員相互間で討議を尽くさなければならない。

第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「適切な運営」を「積極的な活動」に改め、同条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし「自由に」を削る。

第 13 条第 1 項中「立案能力の向上等」を「立案能力等の向上」に改め、同条第 2 項中「専門家、市民等との議員研修会」を「専門家等を講師とした研修会」に改め、同条第 3 項中「本市の行政」を「市政」に改める。

第 14 条第 1 項中「議員」を「会派に属さない議員」に改める。

第 17 条第 1 項中「対応」を「賛否」に、「議会広報紙」を「議会広報誌」に改め、同条第 2 項中「情報技術」を「情報通信技術」に改める。

第 19 条第 4 項及び第 20 条第 3 項中「条例改正議案」を「条例改正案」に改める。

第 21 条第 2 項中「一般選挙」を「選挙」に改める。

第 22 条第 1 項中「一般選挙後及び」を削る。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

発議第 2 号

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和 4 年 3 月 1 6 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 比与森 光 俊

香美市議会委員会条例の一部を改正する条例

香美市議会委員会条例（平成１８年香美市条例第２２５号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第１号中「７人」を「６人」に改め、同項第２号中「７人」を「６人」に改め、同号中クをケとし、オからキまでをカからクまでとし、エの次に次のように加える。

オ 環境課の所管に関する事務

第２条第２項第３号中「環境上下水道課」を「上下水道局」に改め、同項第４号中「２０人」を「１８人」に改める。

第１４条中「議会」を「議長」に改める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。ただし、第２条の改正規定（委員の定数に係る部分に限る。）は、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙により選出される議員の任期の初日から施行する。

発議第 3 号

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和 4 年 3 月 1 6 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 比与森 光 俊

香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

香美市議会政務活動費の交付に関する条例（平成２８年香美市条例第４号）の一部を次のように改正する。

前文中「会派」の次に「及び会派に属さない議員（以下「会派等」という。）」を加え、「調査研究活動基盤」を「調査研究活動」に、「議員個人の資質向上」を「議員の能力向上」に、「推進することを目指して」を「図ることを目的として」に改める。

第１条中「会派」を「会派等」に改める。

第２条第１項中「会派（所属議員が１人の場合を含む。以下「会派」という。）」を「会派等」に改め、同条第２項を削る。

第３条の見出し及び同条中「会派」を「会派等」に改める。

第５条中「３月末日」を「３月３１日」に改める。

第６条第１項中「各月１日」を「毎年４月１日又は選挙が行われた場合は、選挙が行われた月の翌月１日」に、「月額１０，０００円」を「月額１万円」に、「交付する」を「交付し、会派に属さない議員については月額１万円を交付する」に改め、同条第２項中「年度当初に」の次に「当該年度の」を加え、同項ただし書中「月数分」を「全額」に改め、同条第３項を次のように改める。

３ 政務活動費の交付を受けた会派が、年度の途中において所属議員数に変動が生じた場合においても、当該年度の政務活動費は基準日のおり交付されるものとする。

第６条第４項を削る。

第７条中「代表者」の次に「及び会派に属さない議員」を加える。

第８条中「会派」を「会派等」に改める。

第 9 条を削る。

第 10 条第 1 項中「会派」を「会派等」に改め、「（以下「政務活動」という。）」を削り、同条を第 9 条とする。

第 11 条中「会派」を「会派等」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条第 1 項中「会派」を「会派等」に改め、「政務活動費に係る」を削り、「作成し、」の次に「毎年 3 月 31 日までに」を加え、同条第 3 項を削り、同条第 4 項中「政務活動費の交付を受けた」を削り、「解散したとき」の次に「及び議員が失職等したとき」を加え、「前項」を「第 1 項」に改め、「、当該会派の経理責任者であった者は」を削り、「解散の日」を「変動の日」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 5 項中「第 3 項の規定にかかわらず」を削り、「交付を受けた会派の経理責任者であった者」を「交付を受けたもの」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条を第 11 条とする。

第 13 条第 1 項を次のように改める。

会派等は、議会が解散した場合には、交付を受けた政務活動費の残余の額を返還しなければならない。

第 13 条第 2 項中「会派は、議会が解散された場合」を「会派が、当該年度の途中において解散した場合」に改め、同条に次の 3 項を加える。

- 3 会派に属さない議員が、当該年度の途中において新たな会派を結成し、又は既存の会派に属した場合は、交付を受けた政務活動費の残余の額を返還しなければならない。
- 4 議員が、辞職、失職又は死亡等により議員でなくなった場合は、交付を受けた政務活動費の残余の額を返還しなければならない。
- 5 政務活動費の交付を受けた会派等において、当該年度終了時に交付を受けた政務活動費に残余の額がある場合は、当該年度終了後 30 日以内に残余の額を返還しなければならない。

第 13 条を第 12 条とする。

第 14 条第 1 項中「会派」を「会派等」に改め、同条を第 13 条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」を「第11条第1項」に改め、第2項に後段として次のように加える。

なお、香美市情報公開条例（平成18年香美市条例第13号）第6条に規定する非公開情報が記載されている場合は、事務局においてマスキング作業を行い、これらの情報を除いて閲覧に供するものとする。

第15条に次の1項を加える。

3 提出された関係書類は、保存期間が終了する日まで、市議会ホームページへ掲載するものとする。

第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

別表中「(第10条関係)」を「(第9条関係)」に改める。

別表調査研究費の項及び研修費の項中「会派」を「会派等」に改める。

別表広報費の項及び広聴費の項を削り、同表要請・陳情費の項中「会派」を「会派等」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

発議第 4 号

香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

地方自治法第 1 1 2 条及び香美市議会会議規則第 1 4 条の規程により、次のとおり
発議を提出します。

令和 4 年 3 月 1 6 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会運営委員会

委員長 比与森 光 俊

香美市議会会議規則の一部を改正する規則

香美市議会会議規則（平成１８年香美市議会会議規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項中「会議時間は、」の次に「原則」を加える。

第１０条第３項中「、特に」を「特に」に改める。

第１２条第３項中「宣告を」を「宣告」に改める。

第１４条第２項、第１６条及び第１７条第２項中「２人以上（発議者を含む。）」を「１人以上」に改める。

第３７条第１項中「聴き」を「聞き」に改める。

第４４条第２項中「又は調査」を削る。

第５１条第１項中「すべて」を「全て」に改め、「後、」の次に「議長の指示により」を加え、「してしなければならない」を「又は議席にて行わなければならない」に改め、同項ただし書及び同条第２項を削る。

第５３条中「賛成者を発言させ、」を削る。

第６２条第１項中「市の一般事務」を「市政全般にわたり」に改める。

第７０条第２項を削る。

第１３２条第２項を削る。

第１５８条の見出し中「配布」の次に「及びタブレット端末への掲載」を加え、同条中「配布」の次に「及びタブレット端末に掲載」を加える。

附 則

この規則は、令和４年４月１日から施行する。

意見書案第 1 号

高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 〃 濱 田 百合子

賛成者 〃 山 崎 晃 子

高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書（案）

住民生活や生産活動に不可欠なガソリン価格が高騰しています。政府は価格高騰抑制のために、石油元売り会社に補助金をだすなど対策を打ち出していますが、トリガー条項の発動には慎重であるなど、政策が実効性を持つには至っていません。

ガソリン価格の大まかな内訳は、「原油代」「税金」「精製・物流コスト」「販売店の利益」となっており、まずは税金の軽減によって高騰するガソリン代の抑制が必要ではないでしょうか。

あわせて、ガソリン小売価格は地域によって差が出ています。1 月末の時点で高知県のレギュラー小売価格が 1 L = 1 7 8 円であるのに対して、徳島県は 1 L = 1 6 6 . 7 円と全国的にも最大値に近い差があります。

物流コストも影響していますが、販売店の利益圧縮による競争も激しい場合とそうでない場合の差が大きいと考察します。一方で、特に中山間地域でガソリンスタンドの減少が進んできている実感を持っています。

こう言った状況の中で、ガソリン価格の抑制判断を小売店に任すような政策では、実効性を担保できなかつたり、過剰な競争に付いていけない中山間地域のガソリンスタンドの閉鎖へ繋がったりと安定をしないと考えます。

ガソリンスタンドなどの地域インフラがなくなることは、中山間地域のさらなる衰退を招き、あわせて災害時の備蓄の面からすれば、すべての地域で一人当たりの確保量が減っていることを意味します。

よって、国におかれては、この機会に高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドが継続できる対策を講じるように求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月16日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
農林水産大臣	金子原二郎殿
経済産業大臣	萩生田光一殿
国土交通大臣	斉藤鉄夫殿
内閣官房長官	松野博一殿
経済再生担当大臣	山際大志郎殿

高知県香美市議会議長 利根 健二

意見書案第2号

インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和4年3月16日提出

香美市議会議長 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 山崎 龍太郎

賛成者 〃 笹岡 優

賛成者 〃 濱田 百合子

インボイス制度の実施延期を求める意見書（案）

新型コロナ感染の影響で景気回復が見通せず、中小事業者の経営困難が続くもとで、2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。

消費税免税業者を取引から排除しかねないインボイス制度は、農業者、フリーランスも含め全国500万の小規模事業者が「取引先や元請、業務委託先から取引を断られる」「値引きや単価引き下げを求められる」「課税業者になるよう要求され、消費税の納税が必要になる」など、廃業の危機に追い込まれます。

地域経済が疲弊するもとで、中小事業者は事業継続や雇用維持に必死の努力を続けており、インボイス制度に対応できる状況ではありません。高知県商工会連合会、日本商工会議所、日本税理士会連合会など、多くの業界団体や関連団体も「凍結」「延期」「見直し」を表明し、現状での実施に踏み切ること懸念の声を上げています。

新型コロナ危機を克服し、新しく構築すべき経済・社会においても、地域に根ざし

て活動する中小業者の存在が不可欠です。

よって、国におかれては、新型コロナ感染の収束が見通せないなか、消費税のインボイス制度の実施を延期するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月16日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
経済産業大臣	萩生田光一殿

高知県香美市議会議長 利根健二

意見書案第 3 号

マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 笹 岡 優

賛成者 〃 山 崎 龍太郎

賛成者 〃 森 田 雄 介

マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求める意見書（案）

厚生労働省は、2022 年度の年金支給額を、名目手取り賃金変動率がマイナスで、物価変動率を下回っているとして、今年度から実施された「新年金改定ルール」により 0.4%引き下げると発表しました。

この「新年金改定ルール」は、①物価も賃金も上がったら、低い方にあわせる。②物価は上がり、賃金は下がると賃金にあわせる。③物価も賃金も下がるとより下がる方にあわせる。④物価は下がり、賃金は上がると物価にあわせる。となっており、いずれの場合も受給者の不利になる仕組みです。

しかも、2004 年に導入された「マクロ経済スライド」は、『年金額×（物価上昇率－調整率）＝次年度年金額』となっており、この調整率が保険料を納める人（現役労働者）の減少率と平均余命の伸び率をもとに算出されるため、年金水準を自動的に

切り下げる仕組みとなっています。

コロナ禍が長期化するもと、市民の厳しい生活実態、中小零細企業の経営実態を鑑み、若い人の雇用の安定と地域経済の再生のベースの問題としても、減り続ける年金制度の見直しは喫緊の課題だと考えます。

今こそ、健康保険と同じ年収2,000万円以上の保険料を見直し、190兆円もの年金積立金の活用、そして何と言っても年金の被保険者になる現役労働者の賃上げと、非正規雇用の正社員化で、保険料収入と加入者を増やし、年金財政を安定化させることです。

よって、国におかれては、マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月16日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
財務大臣	鈴木俊一殿
総務大臣	金子恭之殿
厚生労働大臣	後藤茂之殿
内閣官房長官	松野博一殿

高知県香美市議会議長 利根健二

意見書案第4号

保健所機能の充実をはかるよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和4年3月16日提出

香美市議会議長 利根健二 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 森田雄介

賛成者 〃 山崎晃子

保健所機能の充実をはかるよう求める意見書（案）

新型コロナウイルスの感染拡大で、公衆衛生の最前線で奮闘する保健師不足と同時に、保健所機能の脆弱さが明らかになりました。

各地の保健所は、PCR検査、感染者の行動調査、接触者の確認、入院先の調整、自宅療養者の健康観察及び生活支援、自粛要請など多岐の業務に取り組み、地域の感染防止対策のうえで重要な役割を果たしています。

コロナ禍で保健師は、業務量の増加によって昼夜を問わず必死に奮闘しています。「土日も出勤」「眠られない」「体調がおかしい」などの身体的苦痛に加えて、「搬送先が決まらない」「命の選別をしているようで辛い」「入院できず在宅死した」などに直面、精神的負担が重くなっている例もありました。

全国保健所長会が全国の保健所を対象に、2020年3月～4月に実施した新型コロナウイルス感染症に関する緊急アンケートによると、「コロナ対応で保健所が逼迫する事態を招いている」「今後も新たなタイプの感染症が発症することを見据えて十分な

人員を確保しておくことが重要である」との回答を寄せています。

さらに、「保健所は健康危機管理の拠点であり、感染症だけでなく、毎年のように発生している地震・水害などの災害時にも対応しなければならないが、通常業務で職員が手一杯になり十分な対応はできていない」とも回答し、災害を想定した人員配置を求めています。

保健所の数は、１９９２年度８５２か所の保健所が、地域保健法改定（１９９４年度）で２０２１年度４７０か所へと約４５％減少しています。

保健所は、住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる保健・医療・福祉が一体となった地域包括ケアの推進と健康危機管理の拠点として重要な役割を担っています。

よって、国におかれては、保健所の専門職員を増員するための経費を、地域の実情や自治体からの要請を踏まえて財政措置し、保健所機能の充実をはかるよう求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

令和４年３月１６日

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	山東昭子	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
総務大臣	金子恭之	殿
厚生労働大臣	後藤茂之	殿
内閣官房長官	松野博一	殿
内閣府特命担当大臣	山際大志郎	殿

(経済再生担当、新型コロナ対策・健康危機管理担当)

高知県香美市議会議長 利根 健 二

意見書案第 5 号

水道事業の基盤強化等を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

令和 4 年 3 月 16 日提出

香美市議会議長 利 根 健 二 殿

提出者 香美市議会議員 森 田 雄 介

賛成者 〃 村 田 珠 美

賛成者 〃 山 崎 龍太郎

水道事業の基盤強化等を求める意見書（案）

水道は、国民の日々の生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要なライフラインであり、国や地方公共団体は、施設の保持や財政基盤の確保、技術力を有する人材の育成・確保といった基盤の強化を図っていく必要があります。

近年の市町村合併などにより、広い中山間地域を有する自治体が多くなりました。その中山間地域においては、人口減少により維持・存続が厳しい集落も多くあり、飲料水の確保が無ければその衰退がますます進むものと思われ、対応が求められています。

水道法に定める水道施設と共に、専用水道施設、飲料水供給施設等の水道施設におきましても、施設の整備から相当年数が経過し、老朽化や給水量の減少等に伴う課題や施設の耐震化など、自治体や各集落にとって大きな負担となっています。

よって、国においては国民の命を守るインフラである水道事業の基盤強化や水道施設の耐震化や老朽化対策を計画的に推進するとともに、水道施設の更新・維持・管理

に要する経費への支援措置を強化するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和4年3月16日

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	山東昭子殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	金子恭之殿
財務大臣	鈴木俊一殿
厚生労働大臣	後藤茂之殿

高知県香美市議会議長 利根健二

令和４年香美市議会定例会３月定例会議決一覧表

１．議案関係

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
議案 第５号	令和４年度香美市一般会計予算	原案可決	４．３．１６
議案 第６号	令和４年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算	原案可決	４．３．１６
議案 第７号	令和４年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 予算	原案可決	４．３．１６
議案 第８号	令和４年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定) 予算	原案可決	４．３．１６
議案 第９号	令和４年度香美市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	４．３．１６
議案 第１０号	令和４年度香美市水道事業会計予算	原案可決	４．３．１６
議案 第１１号	令和４年度香美市簡易水道事業会計予算	原案可決	４．３．１６
議案 第１２号	令和４年度香美市下水道事業会計予算	原案可決	４．３．１６
議案 第１３号	令和３年度香美市一般会計補正予算（第１３号）	原案可決	４．３．１６
議案 第１４号	令和３年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第４号）	原案可決	４．３．１６
議案 第１５号	令和３年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定） 補正予算（第４号）	原案可決	４．３．１６
議案 第１６号	令和３年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定） 補正予算（第４号）	原案可決	４．３．１６
議案 第１７号	令和３年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	原案可決	４．３．１６
議案 第１８号	香美市地域交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	４．３．１６
議案 第１９号	香美市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	４．３．１６
議案 第２０号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	４．３．１６
議案 第２１号	香美市立図書館設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	４．３．１６

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 22 号	香美市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 23 号	香美市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 24 号	香美市不伐の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 25 号	香美市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 26 号	香美市未来の森づくり委員会設置条例を廃止する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 27 号	市有財産の無償貸付けについて	原案可決	4. 3. 16
議案 第 28 号	香美市立物部歯科診療所の指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 29 号	佐古薺ふれあいセンターの指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 30 号	香美市香北町緑地等管理中央センター「ザ・シックスダイアリー かほくホテルアンドリゾート」の指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 31 号	大井平体験実習館の指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 32 号	奥物部ふるさと物産館の指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 33 号	ライダーズイン奥物部の指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 34 号	香美市立やなせたかし記念館の指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 35 号	第2次香美市振興計画基本計画の策定について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 36 号	高知縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び高知縣市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 37 号	高知縣市町村総合事務組合から津野山広域事務組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 38 号	高知縣市町村総合事務組合から幡多中央環境施設組合が脱退することに伴う財産処分について	原案可決	4. 3. 16

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
議案 第 39 号	令和 3・4 年度香美市市民グラウンド改修工事（土木工事）の請負契約の締結について	原案可決	4. 3. 16
議案 第 40 号	香美市日ノ御子河川公園キャンプ場の指定管理者の指定について	原案可決	4. 3. 16
同意 第 1 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 2 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 3 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 4 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 5 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 6 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 7 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 8 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 9 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 10 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 11 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 12 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 13 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 14 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 15 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
同意 第 16 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 17 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 18 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
同意 第 19 号	農業委員会委員の任命について	原案同意	4. 3. 16
決議案 第 1 号	ロシアのウクライナへの侵略に強く抗議し、軍事作戦を直ちに中止することを求める決議について	原案可決	4. 3. 2
発議 第 1 号	香美市議会基本条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
発議 第 2 号	香美市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
発議 第 3 号	香美市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	4. 3. 16
発議 第 4 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	原案可決	4. 3. 16
意見書案 第 1 号	高騰するガソリン価格の抑制と、中山間地域のガソリンスタンドの継続策を講じるよう求める意見書の提出について	原案否決	4. 3. 16
意見書案 第 2 号	インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について	原案否決	4. 3. 16
意見書案 第 3 号	マクロ経済スライドを見直し、若い人が将来の生活に展望が持てる年金制度の構築をするよう求める意見書の提出について	原案否決	4. 3. 16
意見書案 第 4 号	保健所機能の充実をはかるよう求める意見書の提出について	原案否決	4. 3. 16
意見書案 第 5 号	水道事業の基盤強化等を求める意見書の提出について	原案可決	4. 3. 16